

第三次すみだ環境の共創プラン

(案)

目 次

第1章 プラン策定の背景と基本的事項	1
1 プラン策定の背景	2
2 プランの基本的事項	3
第2章 墨田区を取り巻く環境と課題	5
1 環境をめぐる社会の動き	6
2 区の環境施策の進捗状況	12
3 プラン策定の方向性	18
第3章 本プランが目指す「すみだ」の将来像	25
1 本プランが目指す「すみだ」の将来像	26
2 2035 年の墨田区のイメージと基本目標	28
第4章 「環境の共創」基本施策	31
1 基本施策の体系	32
2 将来像の実現に向けた重点プロジェクト	34
3 基本施策	38
基本目標 1 ゼロカーボンシティすみだの実現	38
基本目標 2 安全・安心・快適な生活環境の確保	49
基本目標 3 自然共生社会の実現	58
基本目標 4 循環型社会の実現	63
基本目標 5 環境活動を実践するまちの実現	68
第5章 プランの推進	73
1 プランの推進体制	74
2 プランの進行管理	75

資料編 77

1 プラン策定の経過	78
2 すみだ環境基本条例.....	80
3 墨田区の地域概況	84
4 温室効果ガス排出量の現状と削減見込量.....	86
5 用語集	97

本文中に*が付いている語句は、用語集に解説を記載しています。

掲載コラム

地球温暖化と気候変動	8
カーボンニュートラルとゼロカーボンとゼロエミッション	8
循環経済（サーキュラーエコノミー）	11
自然再興（ネイチャーポジティブ）・30by30	11
墨田区の貴重な動植物	21
子どもが学ぶ環境教育～未来へつなぐ墨田の取組～	23
ウェルビーイングとは	24
SDGs 未来都市	24
すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言	26
墨田区がめざす未来のまちの姿	30
すみだ環境フェア	37
脱炭素に向けた新技術	42
ZEB・ZEH	44
デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな生活を創る国民運動）	46
気候変動の影響	50
レジリエントなまちづくり	53
墨田区の雨水利用	55
エコロジカルネットワーク	58
外来種被害予防 3 原則	59
プラスチックの資源回収	67
すみだ環境共創区民会議	69
すみだエココラム	71

第1章 プラン策定の背景と基本的事項



1 プラン策定の背景

私たちの住む地球は、今、大きな環境の危機に直面しています。人類の活動が地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつあり、私たち自身の生存基盤である環境や自然資源の安定性を脅かしています。

特に深刻なのが気候変動^{*}問題です。2024年、世界の平均気温は観測史上最高を記録し、産業革命以前と比べて約1.55℃も上昇しました。私たちの身近なところでも、その影響は顕著に現れています。令和7（2025）年の夏、東京都心では35℃以上の猛暑日が年間29日を記録し、観測史上最多となりました。また、突然の豪雨による浸水被害も増加しており、1時間に50mm以上の強い雨の発生頻度が長期的に増加傾向にあります。これらは一時的な現象ではなく、今後も続く可能性があり、このまま対策を講じなければ、区民の生活や経済活動にも大きな影響が及ぶ恐れがあります。

昨今のこのような状況に対し、国は令和6（2024）年に第六次環境基本計画^{*}を策定しました。この計画では、気候変動・生物多様性^{*}の損失・汚染という「三つの危機」に対処し、環境保全を通じて私たち一人ひとりの幸せと生活の質の向上（ウェルビーイング^{*}）を目指しています。特に2030年頃までの取組が、遠い未来にまで影響を与えると言われており、環境・経済・社会のあらゆる面で重要な転換点となります。

本区では、平成18（2006）年に「すみだ環境基本条例」を制定し、区民、事業者、行政が力を合わせて環境問題に取り組んできました。令和3（2021）年には「すみだゼロカーボンシティ2050」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けた施策を展開しています。さらに令和7（2025）年には、2035年の墨田区のビジョンを示した新たな墨田区基本構想を策定し、安全で心地よい、持続可能なまちづくりを進めています。

このような背景を踏まえ、すみだ環境基本条例第7条に基づき、環境の共創に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、環境面から2035年の墨田区のビジョンを実現するために、「第三次すみだ環境の共創プラン」（以下「本プラン」という。）を策定します。

すみだ環境基本条例（第3条 基本理念）

【第3条 基本理念】

- 1 環境の共創は、区民及び事業者が環境に関する十分な情報を知り、環境に係る施策の決定等に参画することを通じ、良好で安全かつ快適な環境のもとで生活する権利を実現できるよう行われなければならない。
- 2 環境の共創は、すべての者が環境への負荷を与えていていることを認識し、地域のコミュニティを生かしつつ、互いに協働し、配慮し合うことにより進められなければならない。

2 プランの基本的事項

(1) プランの位置づけ

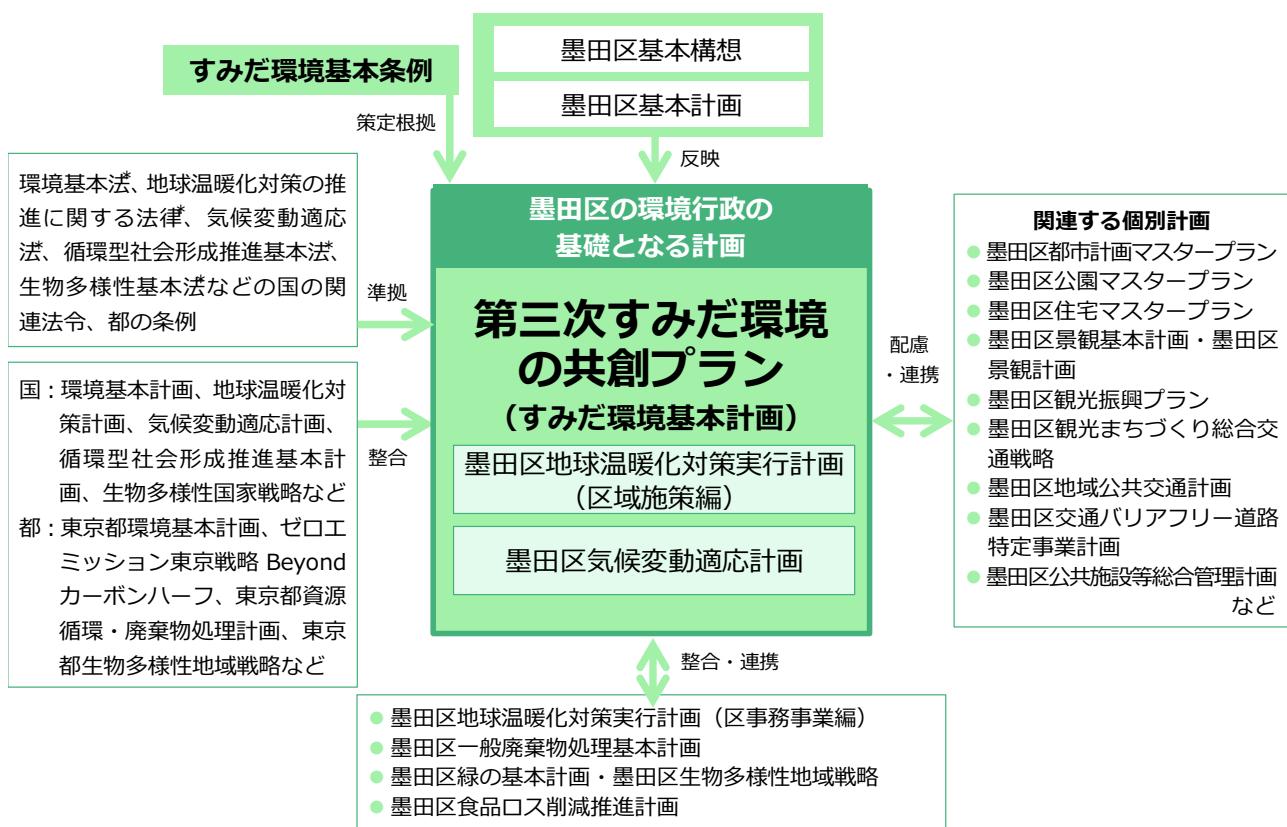
本プランは、墨田区の環境基本計画であり、区の環境行政の最上位となる計画です。

「墨田区基本構想」及び「墨田区基本計画」における区の将来の姿の実現に向けて、環境の側面から墨田区が取り組むべき環境政策の基本的方向を定めています。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「墨田区地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法^{*}第12条に基づく「墨田区地域気候変動適応計画」を包含した計画として位置づけます。

さらに、本プランの推進に当たっては、SDGs^{*}の達成に向けて、環境・経済・社会をめぐる様々な課題の解決に資するように取組を実施します。

● すみだ環境の共創プランの位置づけ ●





(2) プランの対象

本プランでは、①脱炭素社会*、②生活環境保全、③自然共生社会*、④循環型社会、⑤環境活動の5つを対象として、身近な環境問題から、気候変動等の地球規模の環境問題までを総合的に捉え、施策を講じていきます。

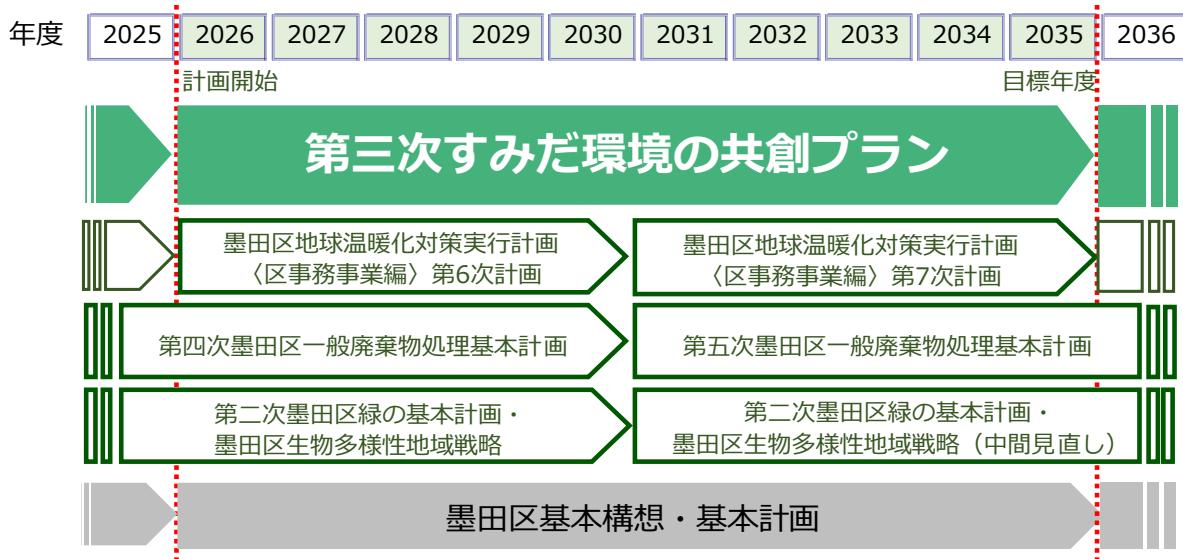
すみだ環境の共創プランの対象



(3) プランの期間

本プランの期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。なお、社会状況の変化等に応じ、おおむね5年を目途に中間見直しを行います。

すみだ環境の共創プランの期間



第2章 墨田区を取り巻く環境と課題

1 環境をめぐる社会の動き

(1) 環境全般に関する動向

現在の状況

- ・人類の活動が地球の環境収容力（プラネタリ・・バウンダリー）を超えるつある状態となっています。
- ・気候変動、生物多様性の損失、汚染の「3つの危機」に直面しています。
- ・暑熱や大気汚染、化学物質ばく露などの環境要因による健康被害は、高齢者や子どもといった脆弱層に集中する傾向があります。このような健康格差の解消に向け、誰一人取り残さない公正な社会への移行が重要です。

世界の動向

●持続可能な開発目標（SDGs）

2015（平成27）年9月に開催された「国連サミット」にて「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。持続可能な開発目標（SDGs）は社会・経済・環境に統合的に取り組み、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

国連が2024（令和6）年9月に開催した「未来サミット」では、SDGsの取組を加速するための「未来のための協定」が採択され、気候変動をはじめ、持続可能な消費・生産パターンの推進、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある合意の締結、生物多様性の喪失反転や生態系^{*}の保護等、環境に関する取組の加速も求められています。

国の動向

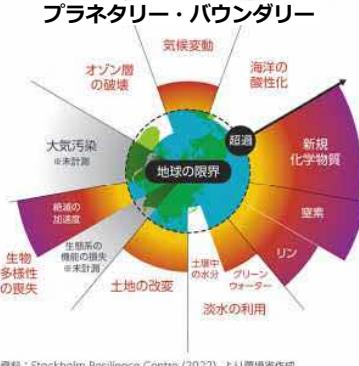
●第六次環境基本計画

全ての環境分野を統合する最上位の計画として2024（令和6）年5月に策定され、将来ビジョンである「循環共生型社会」を環境の質をあげることによって成長・発展できる文明と定義し、それにより将来にわたる「ウェルビーイング／高い生活の質」と「新たな成長」の実現を目指すことが明記されました。地球が直面する、気候変動、生物多様性の損失、汚染の3つの環境危機に対して、「脱炭素（カーボンニュートラル）^{*}」、「循環経済（サーキュラーエコノミー）^{*}」、「自然再興（ネイチャーポジティブ）^{*}」の施策の統合・シナジー等の政策が展開されています。

東京都の動向

●東京都環境基本計画

2022（令和4）年9月に策定され、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を目指す姿に掲げ、「危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現」「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現」「生物多様性の恵みを受け継ぐ、自然と共生する豊かな社会の実現」「都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現」の4つを戦略の柱として施策を展開しています。



資料：Stockholm Resilience Centre (2022) より環境省作成

出典：令和5年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

(2) 気候変動に関する動向

現在の状況

- 日本の夏平均気温偏差は、2023（令和5）年、2024（令和6）年、2025（令和7）年と3年連続で観測史上1位を更新しています。
- 1時間に30ミリ以上の激しい降雨（バケツをひっくり返したような雨）の年間発生回数は、1979～1988年と比較して、直近10年間では約1.5倍に増加しています。
- 今後、気候変動による熱中症リスクの増加、土砂災害や渇水等のリスクの増加、台風強度の増大等が予測され、社会、産業、健康等生活の様々な場面への影響や食糧危機等が懸念されています。

世界の動向

●パリ協定*

国連気候変動枠組条約に基づき、温室効果ガス*排出量の削減を目的として2015（平成27）年12月に採択され、世界の平均気温の上昇を産業革命前から2℃未満に抑えること、1.5℃未満に抑える努力をすることが共通目標として掲げられました。

●グラスゴー気候合意

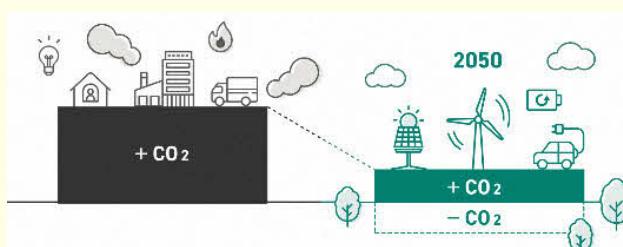
2021（令和3）年11月の「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）*」にて、世界平均気温の上昇を1.5℃以内に抑える1.5℃目標追及の決意の確認とともに、世界の温室効果ガスの排出量を今世紀半ば頃には実質ゼロにすること等が合意されました。

国の動向

●2050年カーボンニュートラル宣言と地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

2020（令和2）年10月、日本は「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、これを受け、2021（令和3）年に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、2050年カーボンニュートラルが基本理念として位置づけられました。2024（令和6）年の法改正では、地球温暖化*対策を加速するための制度の拡充等が定められました。2025（令和7）年2月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス排出量について「2035年度60%削減」「2040年度73%削減」（いずれも2013年度比）の目標が掲げられ、同時に策定した「第7次エネルギー基本計画」及び「GX*2040ビジョン」とともに、2050年カーボンニュートラルと経済成長、エネルギー安定供給の同時実現を目指す政策となっています。

カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質ゼロにすること。



出典：環境省 脱炭素ポータル (https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/)

東京都の動向

●ゼロエミッション東京戦略

2019（令和元）年9月、2050年にCO₂排出量実質ゼロにする「ゼロエミッション東京」を宣言し、同年12月にその実現に向けたビジョンや具体的な取組等をまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。2025（令和7）年3月には、「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定し、2030年までに温室効果ガスを50%削減（2000年比）するカーボンハーフを見据え、2035年までに温室効果ガス排出量を60%以上削減する新たな目標を設定しています。





地球温暖化と気候変動

● 地球温暖化のメカニズム

地球は太陽の光で温められ、その熱を赤外線として宇宙へ放射しています。大気中の二酸化炭素やメタン等の「温室効果ガス」は、赤外線を吸収し、再び地表に放射するため、地球の表面温度を保つ役割を果たしています。しかし、産業革命以降、人間の活動によって化石燃料^{*}の燃焼が増え、大気中の二酸化炭素濃度が上昇したことで、温室効果が強まり、地球の平均気温が上がる地球温暖化が引き起こされています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>)

● 地球温暖化と気候変動

地球温暖化は単なる気温上昇にとどまらず、地球全体の気候システムに大きな影響を与えています。気温の上昇によって大気や海洋の流れが変化し、猛暑や集中豪雨、干ばつ、大型台風などの異常気象が増加しています。また、極地の氷が溶けて海面が上昇し、沿岸地域の浸水リスクも高まっています。こうした変化は自然環境や人間社会に深刻な影響を及ぼす「気候変動」を引き起こしているのです。

カーボンニュートラルとゼロカーボンとゼロエミッション

国の2050年カーボンニュートラル宣言を受け、全国の自治体でも温室効果ガス排出削減への取組が加速しています。その象徴的な動きが「ゼロカーボンシティ宣言」です。これは、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す地方自治体の表明であり、再生可能エネルギー^{*}の導入や省エネルギー^{*}の推進、地域循環型の仕組みづくりなどを通じて、地域全体で脱炭素社会の実現を進めるものです。地方自治体では、地域住民や事業者とともに取組を推進する上で、温室効果ガスの主要成分である「炭素をゼロにする」という表現の方が取組のイメージをしやすいため、「ゼロカーボン」という言葉を主に使用しています。

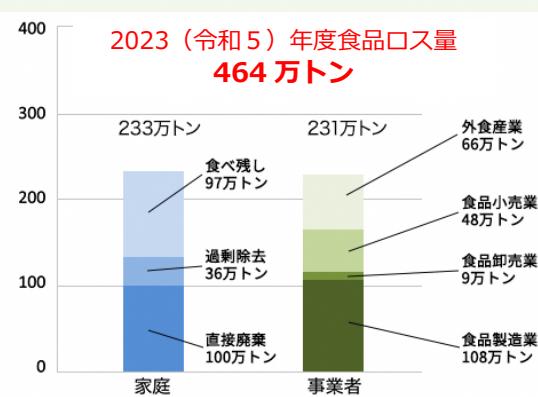
一方、東京都では、世界の大都市の責務として、パリ協定で示された「1.5℃」未満に抑える努力を追求し、2019（令和元）年5月、2050年に二酸化炭素排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、国に先駆けて取組を開始しています。「ゼロエミッション」とは、1994（平成6）年に国連大学が提唱した概念で、「産業活動から出る廃棄物を、他の産業の資源として再利用し、廃棄物ゼロの社会をつくる」ものでしたが、排出（エミッション）をゼロにするという意味を持つため、現在は廃棄物だけでなく「二酸化炭素排出実質ゼロ」の意味合いとしてもゼロエミッションという言葉が使われるようになっています。

(3) 資源循環に関する動向

現在の状況

- 海に流れたプラスチックごみを海の生きものが誤食したり、プラスチックごみにより負傷する等、海の生態系への影響が世界的な問題となっています。
- 2023（令和5）年度の食品ロス^{*}量は464万トン、食品ロスによる経済損失の合計は4.0兆円（国民一人当たり年間31,814円）、食品ロスによる温室効果ガス排出量の合計は1,050万t-CO₂となっています。

出典：環境省「食品ロスポータルサイト」
(<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/general.html#EN1>) を加工して作成



世界の動向

有害な廃棄物が先進国から途上国に放置され、環境汚染等の問題が顕在化したことから、1989（平成元）年3月に、移動の規制等を定めた条約が初めて作成されました。2019（令和元）年に開催されたバーゼル条約第14回締約国会議では、規制対象物質に「汚れたプラスチックごみ」が追加されています。

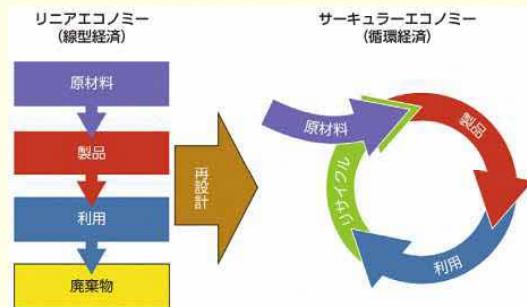
●大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

2019（令和元）年6月「G20大阪サミット」にて海洋プラスチックごみ^{*}による新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指すビジョンが共有されました。

国の動向

●第五次循環型社会形成推進基本計画

2024（令和6）年8月、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を前面に打ち出し、地域ごとに循環システムを構築して地方創生を推進する等、社会課題の同時解決を図り、将来世代の未来につなげる国家戦略として策定されました。



資料：オランダ政府「A Circular Economy in the Netherlands by 2050」より環境省作成

出典：令和5年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）

●食品ロス削減の推進に関する法律

2019（令和元）年5月、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として成立し、2025（令和7）年3月には、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の第2次改訂版が閣議決定され、家庭系食品ロスの2030年度半減の目標の早期達成と事業系食品ロスの2030年度60%削減の新たな目標（いずれも2000年度比）が定められています。

●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

海洋プラスチックごみによる環境汚染の世界的問題を受け、2019（令和元）年5月にワンウェイプラスチックの削減目標等を掲げた「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。これを受け、2021（令和3）年6月にプラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するために新たな法律として公布されました。

東京都の動向

●東京都資源循環・廃棄物処理計画

2021（令和3）年9月に策定され、カーボンハーフの表明等を踏まえ、資源ロスの更なる削減、廃棄物の循環的利用の更なる促進、環境に配慮した持続可能な産業、健全で信頼される静脈ビジネスの発展等を明記しています。

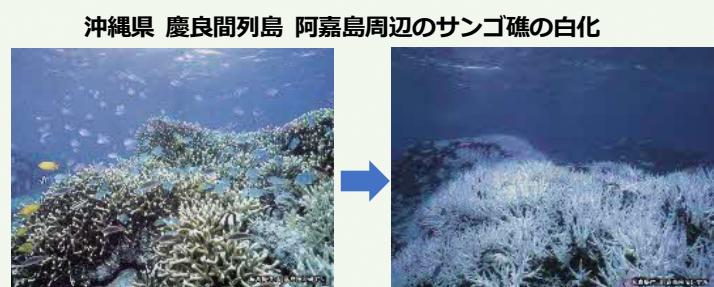




(4) 生物多様性に関する動向

現在の状況

- 世界の森林は2010年から2020年の間に、年平均470万ha（日本の国土の約8分の1の面積）が消失しています。
- 人間活動による影響で、地球上の種の絶滅スピードは、自然状態の約1,000倍に加速しています。



沖縄県 慶良間列島 阿嘉島周辺のサンゴ礁の白化
出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>)

世界の動向

●昆明・モントリオール生物多様性枠組

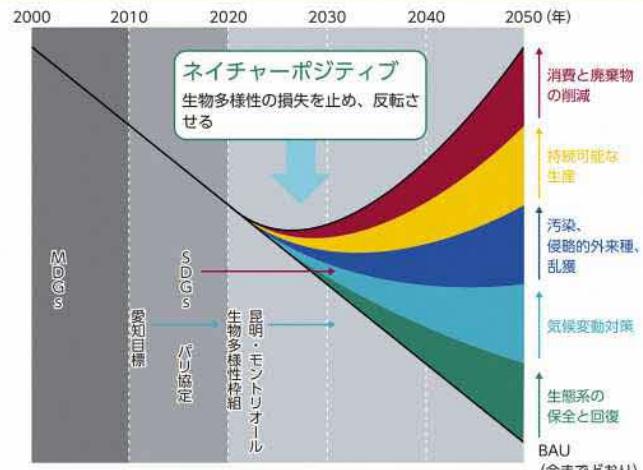
生物多様性は人類の生存を支え、人類に様々な恵みをもたらすものであり、この課題に世界全体で取り組むため、平成4（1992）年5月に採択された生物多様性条約に基づく新たな生物多様性に関する世界目標となる枠組が、令和4（2022）年12月に採択されました。2050年までに「自然と共生する世界」を達成するため、2030年までに地球の陸と海の30%以上を自然環境エリアとして保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定められたほか、ビジネスにおける生物多様性の主流化等が目標とされています。

●生物多様性国家戦略2023-2030

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、2023（令和5）年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。2030年の自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現を目指し、生物多様性・自然資本（=地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹）を守り活用するための戦略と行動計画を明示しています。

30by30目標の達成に向けて「30by30ロードマップ」が2022（令和4）年4月に策定され、自然保護地域以外で生物多様性に資する地域を自然共生サイトとして認定する制度が創設されています。

国の動向



資料：「地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）」より環境省作成

出典：令和7年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）

●地域における生物多様性の増進のための活動の促進等に関する法律

2024（令和6）年4月、ネイチャーポジティブの実現に向け、企業や自治体等による地域における生物多様性の増進（生物多様性を維持し、回復し、又は創出すること）のための活動を促進するため、計画認定制度や協定制度等を定める法律が公布されました。

東京都の動向

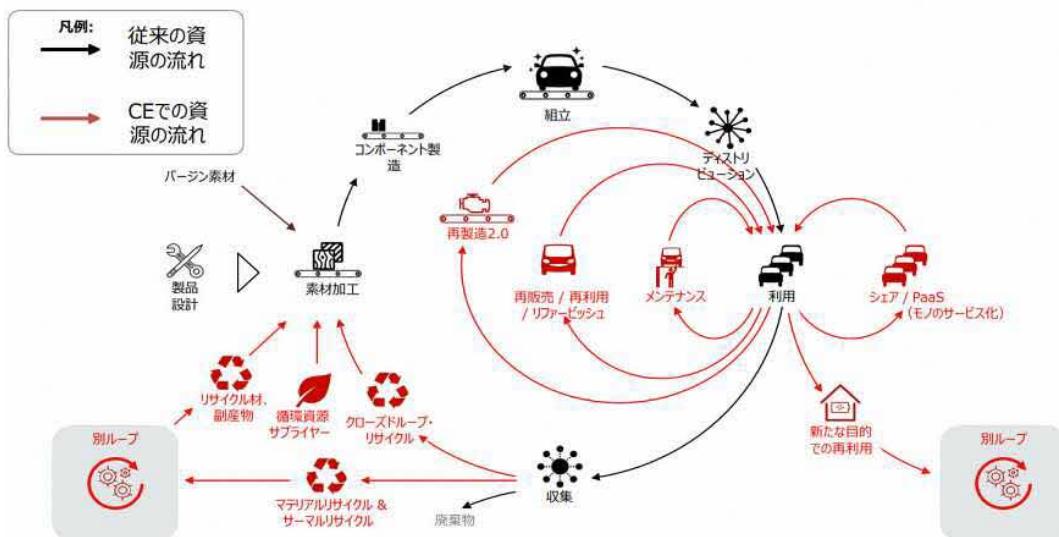
●東京都生物多様性地域戦略

2022（令和4）年12月に策定し、生物多様性の恵みを持続的に利用するとともに、自然の機能を活用したグリーンインフラ*等による社会課題の同時解決を目指す取組や、生きものの生息・生育空間の維持向上を図るエリアを拡大する取組を設定しています

循環経済（サーキュラーエコノミー）

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、大量生産・大量消費・大量廃棄が一方向に進む直線型経済（リニアエコノミー）に代わって、資源投入量や消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す循環型の経済活動のことです。経済システムに投入した原材料や製品の価値をできる限り高く保ち、長く循環させることで、資源の効率的な利用と持続可能な社会の実現を目指すものです。

これは、単なる環境規制ではなく、経済の仕組みを変える政策として各国で推進されており、ビジネスの現場でも循環経済を意識した取組が広がっています。



CE : サーキュラーエコノミー

出典: 循環経済ビジョン2020 (経済産業省)

自然再興（ネイチャーポジティブ）・30by30

自然再興（ネイチャーポジティブ）とは？

今の地球は過去1,000万年間の平均と比べて数十倍～数百倍もの速度で生物が絶滅していくなど、いわゆるマイナスの状態にあります。この状況から、これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済、社会、政治、技術など、あらゆる分野にわたって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていくこうというのが「自然再興（ネイチャーポジティブ）」の趣旨です。

国内では、令和5（2023）年3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2023-2030」において、2030年までにネイチャーポジティブを実現するという目標が掲げられています。

30 by 30 目標とは？

2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として保全する目標を「30by30目標」といいます。この目標の達成に向け、区民・事業者・区が力を合わせて取り組んでいくことが重要です。



2 区の環境施策の進捗状況

「第二次すみだ環境の共創プラン（中間改定）」（以下、前プラン）では、6つの基本目標を設定し、各種施策・事業を推進しており、それぞれに「環境事業指標」を設定して進行管理を行つてきました。前プランの2024（令和6）年度の進捗を踏まえた現状は、以下のとおりです。

基本目標1

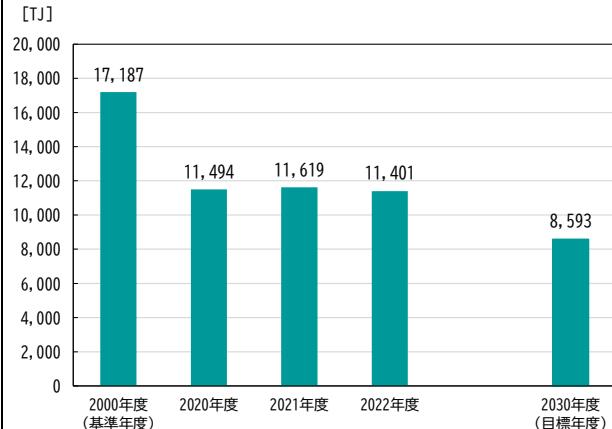
脱炭素社会の実現に向けたまちづくりが進み、あらゆる人が行動するまち 【墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

【環境事業指標の達成状況】

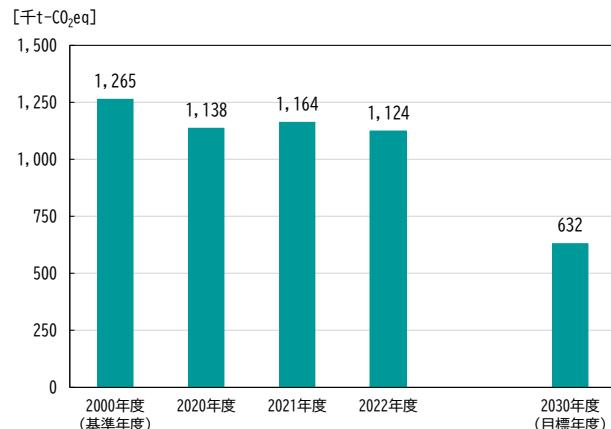
A : 目標進捗率 80%以上 B : 目標進捗率 80~60% C : 目標進捗率 60%未満

環境事業指標	単位	基準値 2000 (平成12) 年度	目標値 2030 (令和12) 年度	実績値 2022 (令和4) 年度	評価
区域におけるエネルギー消費量	TJ	17,187	8,593	11,401	B
家庭における一世帯当たりのエネルギー消費量	MJ/世帯	40,739	18,784	27,307	B
業務における床面積1m ² 当たりのエネルギー消費量	MJm ²	1,166	598	928	C
区域における温室効果ガス排出量	千t-CO ₂ eq	1,265	632	1,124	C

区域のエネルギー消費量



区域の温室効果ガス排出量



【個別事業の実施状況】

参考指標	単位	計画策定期 2021 (令和3) 年度	実績値 2024 (令和6) 年度	増減
区の事務事業における温室効果ガス排出量	t-CO ₂	20,173	22,209	増加
地球温暖化防止設備導入助成件数	件	167	411	増加

主な取組事項

- すみだ環境フェアや各種イベント、講座において、区民・事業者に対してデコ活^{*}の取組周知やエコ住宅、省エネ設備、再エネ設備導入等の普及啓発を実施。
- 公共施設のZEB化として、ZEB Ready認証を受けた施設を建築。既存の公共施設においてはエコチューニング^{*}を実施

*ZEBについてはp44コラム参照

基本目標2

気候変動に適応し、安心して過ごせるまち

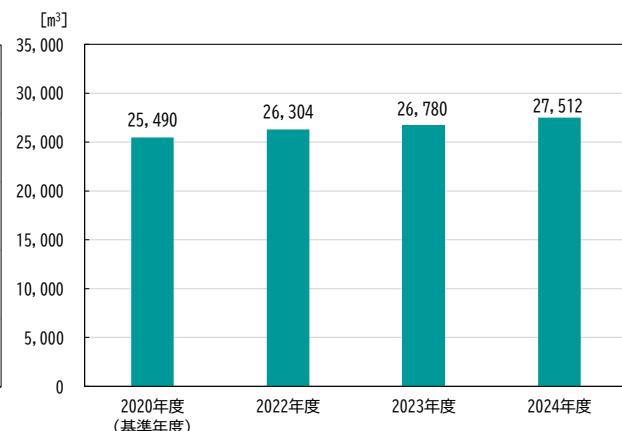
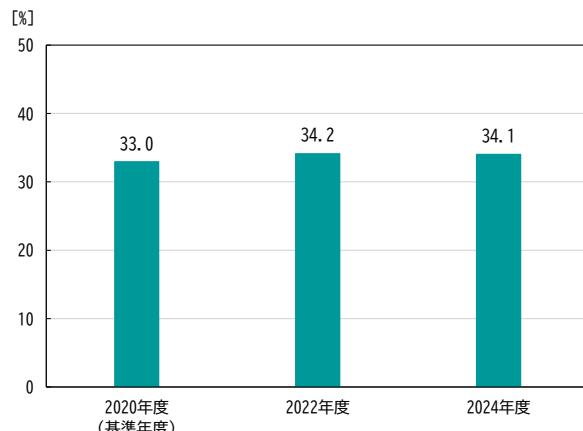
【墨田区地域気候変動適応計画】

【環境事業指標の達成状況】

A : 目標進捗率 80%以上 B : 目標進捗率 80~60% C 目標進捗率 60%未満

環境事業指標	単位	基準値 2020 (令和2) 年度	目標値 2025 (令和7) 年度	実績値 2024 (令和6) 年度	評価
住民意識調査において「大雨や荒川の氾濫等による大規模な水害時の避難方法等を知っている」と回答した区民の割合	%	33.0	50.0	34.1	C
雨水総貯留容量	m ³	25,490	30,000	27,521	C
みどり率※	%	20.8	20.9	—	—

大規模な水害時の避難方法等を知っている区民の割合



※基準値は2018年度。次回は2028年度に調査予定。

【個別事業の実施状況】

参考指標	単位	計画策定期 2021 (令和3) 年度	実績値 2024 (令和6) 年度	増減
緑化指導による緑化面積（累計）	m ²	213,051.07	236,515.72	増加
雨水貯留槽補助件数（令和3年度以降累計）	件	2	4	増加

主な取組事項

- 助成制度による雨水貯留槽設置促進や要綱・条例等に基づく雨水貯留槽の設置指導を実施
- 江東5区広域推進協議会による大規模水害に関する区民シンポジウムを開催
- 屋上緑化、壁面緑化等の整備の助成、一定規模以上の建設事業に対する緑化指導を実施
- クーリングシェルター*を指定し、熱中症予防について各種イベント等における普及啓発を実施
- 令和6年8月に雨水ネットワーク全国大会を開催したほか、打ち水イベント（毎年8月実施）等により、各家庭や団体に対して雨水等の利用の普及啓発を実施

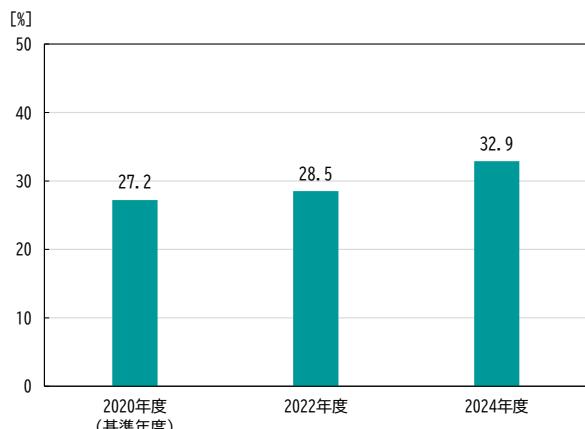


基本目標3 水と緑が暮らしに寄り添うまち

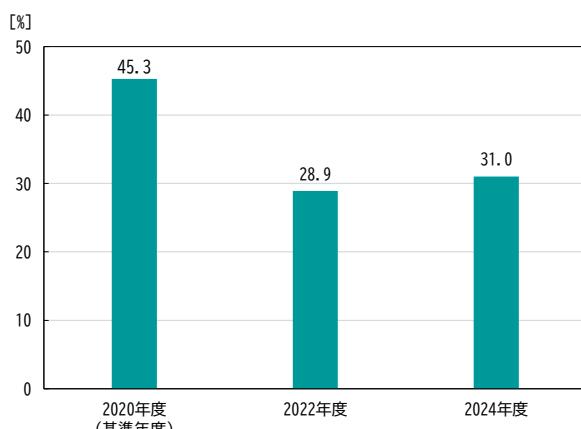
【環境事業指標の達成状況】 A: 目標進捗率 80%以上 B: 目標進捗率 80~60% C: 目標進捗率 60%未満

環境事業指標	単位	基準値 2020 (令和2) 年度	目標値 2025 (令和7) 年度	実績値 2024 (令和6) 年度	評価
住民意識調査における「生活環境評価：緑の豊かさ」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合	%	27.2	29.2	32.9	A
生物多様性という言葉の認知度	%	45.3	46.5	31.0	C
みどり率（再掲）	%	20.8	20.9	—	—

「緑の豊かさ」に関する満足度



「生物多様性」の認知度



【個別事業の実施状況】

参考指標	単位	計画策定期 2021 (令和3) 年度	実績値 2024 (令和6) 年度	増減
区内公園面積	m ²	782,267,08	788,637,63	増加
緑化指導による緑化面積（累計）※再掲	m ²	213,051.07	236,515.72	増加
緑と花のまちづくり推進地域	地域	23	27	増加
緑と花のサポーター活動人数	人	延べ1,421	延べ1,554	増加

主な取組事項

- ・緑化講習会、自然観察会、森林整備体験事業等の自然や生きものに触れ合える区民参加型の事業を実施
- ・屋上緑化、壁面緑化、緑のへい、特別保全樹木等のみどりの補助金制度の周知や緑化相談を実施。
- ・建設事業者に対する緑化指導を実施
- ・公共施設において緑のカーテンモデルを設置し、区民を対象に緑のカーテンコンテストを実施

基本目標4 省資源・循環型社会を実現するまち

【環境事業指標の達成状況】 A: 目標進捗率 80%以上 B: 目標進捗率 80~60% C: 目標進捗率 60%未満

環境事業指標	単位	基準値 2018 (平成30) 年度	目標値 2025 (令和7) 年度	実績値 2024 (令和6) 年度	評価
区民1人1日当たりごみ総量	g	677	633	594	A
区民1日1日当たり区収集ごみ量	g	548	513	461	A

区民1人1日当たりごみ総量

年度	値 [g]
2018年度 (基準年度)	677
2022年度	650
2023年度	617
2024年度	594

区民1人1日当たり収集ごみ量

年度	値 [g]
2018年度 (基準年度)	548
2022年度	524
2023年度	498
2024年度	461

【個別事業の実施状況】

参考指標	単位	計画策定期 2021 (令和3) 年度	実績値 2024 (令和6) 年度	増減
特定資源物回収量	kg	9,095,144	10,470,592	増加
エコストア認定店舗	店舗	95	88	減少
フードドライブ*回収量	kg	696	3,691	増加

主な取組事項

- ・令和6年4月から区内全域でプラスチック資源の分別収集を実施
- ・外国語版を含め、資源とごみの分け方・出し方のパンフレットの作成・配布、ごみ分別案内チャットボットの周知により、分別徹底の普及・啓発を実施
- ・フードドライブ、食べきり推奨店登録事業の推進のための普及・啓発活動を実施
- ・ごみ出しが困難な世帯に対するふれあい収集事業を実施



基本目標5

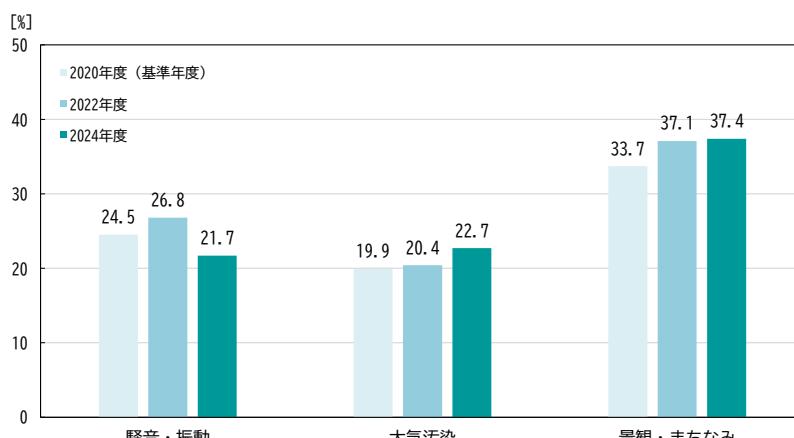
良好な生活環境が確保され、健康でやすらぎが実感できるすみよいまち

【環境事業指標の達成状況】

A : 目標進捗率 80%以上 B : 目標進捗率 80~60% C 目標進捗率 60%未満

環境事業指標	単位	基準値 2020 (令和2) 年度	目標値 2025 (令和7) 年度	実績値 2024 (令和6) 年度	評価
住民意識調査における「生活環境評価：騒音・振動」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合	%	24.5	30.0	21.7	C
住民意識調査における「生活環境評価：大気汚染」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合	%	19.9	25.0	22.7	C
住民意識調査における「生活環境評価：景観・まちなみ」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合	%	33.7	40.0	37.4	C

良好な生活環境に関する満足度



【個別事業の実施状況】

参考指標	単位	計画策定時 2021 (令和3) 年度	実績値 2024 (令和6) 年度	増減
大気環境基準*達成率 (SO ₂ 、NO ₂ 、SPM、PM2.5)	%	100	100	—
河川BOD*適合箇所数	箇所	8/9	7/9	減少
公害苦情件数	件	448	486	増加
クリーンアップキャンペーン参加者数	人	(中止)	498	—

主な取組事項

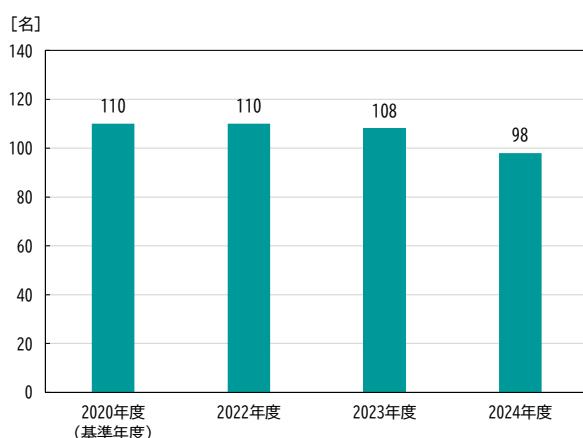
- 工場等の事業者に対して、公害防止対策等についての指導や情報提供を実施
- 駅周辺の清掃活動や路上喫煙禁止及び放置自転車追放の啓発活動を行うクリーンアップキャンペーンを実施

基本目標6 環境活動を実践する人が育つまち

【環境事業指標の達成状況】 A: 目標進捗率 80%以上 B: 目標進捗率 80~60% C: 目標進捗率 60%未満

環境事業指標	単位	基準値 2020 (令和2) 年度	目標値 2025 (令和7) 年度	実績値 2024 (令和6) 年度	評価
環境ボランティア※の登録者数	名	110	135	98	C

環境ボランティア登録者数



※環境ボランティア：エコライフセンター、緑と花のセンター、すみだ自然環境センター、すみだ環境共創区民会議委員

【個別事業の実施状況】

参考指標	単位	計画策定期 2021 (令和3) 年度	実績値 2024 (令和6) 年度	増減
すみだ環境フェア参加者	人	7,443 (展示のみ)	延べ16,861	増加
環境啓発講座参加者	人	参加：延べ381	参加：延べ590	増加

主な取組事項

- ・すみだ環境フェアや環境企画展、環境啓発講座（夏休みすみだ環境プログラム、水の循環講座、星空観察出張講座、エコライフ講座）を開催
- ・自然観察会等の体験型講座を開催
- ・学校向けの環境啓発冊子を作成・配布
- ・環境に関する情報をホームページやSNSにより発信





3 プラン策定の方向性

(1) プラン全般の方向性

環境を取り巻く社会的動向や、前プランの進捗と課題を踏まえたプラン全般の策定の方向性を以下に示します。

すみだゼロカーボンシティの実現に向けたロードマップの策定

「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」の実現に向けて、区・区民・事業者が一体となって取り組み、脱炭素化を加速させる必要があります。

2030年カーボンハーフ、新たに設定する2035年目標の達成、そして最終的なゴールである2050年カーボンニュートラルに向け、本プランにおいて取組の方向性を示すロードマップを策定します。

基本目標の再編

国の第六次環境基本計画の重点的施策を参考に、前プランの6つの基本目標を、①脱炭素社会、②安全・安心・快適な生活環境、③自然共生社会、④循環型社会、⑤環境活動、の5つの分野で再編します。この再編では、墨田区基本構想における基本目標「安全で心地よい暮らしがある」を踏まえ、前プランで個別に扱っていた気候変動の適応と良好な生活環境の確保を「安全・安心・快適な生活環境の確保」として統合します。これにより、気候変動対策の強化を含め、区民が将来にわたり安全、安心、快適に過ごせる施策を開展します。

「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現

国の第六次環境基本計画では、目的として「環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング／高い生活の質』」が明記されています。これを踏まえ、本区の環境施策においても、温室効果ガスの排出削減、公園・緑地の保全、生活環境の改善といった直接的な効果に加え、地域の防災・減災能力の向上や経済の活性化など、地域社会全体の価値向上につながる取組を推進します。

新たな将来環境像の設定

墨田区基本構想における環境分野の基本目標である「日常に心地よさを感じられるまち」を踏まえ、環境との共生を意識して区民・事業者とともに取り組むことができるよう、本プランでは、2035年を目標年とする新たな環境像を設定します。

確実な進捗管理のための指標の設定

着実な施策展開に向けて計画の進行管理をするためには、計画期間内で施策の実現を目指す目安となる指標と達成状況を検証できる「数値目標」の設定が不可欠です。

前プランにおいても成果指標として数値目標を設定してきましたが、本プランにおいては、施策の進捗状況を把握し、目標の達成状況を評価できる成果指標を設定します。

(2) 分野別の改定の方向性

本プランで対象とする5つの分野ごとの改定の方向性を以下に示します。

ゼロカーボンシティすみだ

緩和策*の一層の拡充

本区の2022（令和4）年度の温室効果ガス排出量は1,124千t-CO₂eq、エネルギー消費量は11,401TJとなっています。これは基準年である2000（平成12）年度の温室効果ガス排出量1,265千t-CO₂eq及びエネルギー消費量17,187TJと比較すると、いずれも削減できていますが、近年は減少傾向がやや鈍化してきています。

これまで、本区では、家庭や事業所への省エネ行動の促進や再生可能エネルギーの導入支援等に取り組んできましたが、2050年カーボンニュートラルに向けては、更なる排出削減が求められます。

エネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入を促進するとともに、建物の省エネ化や移動手段の脱炭素化等、より削減効果の大きい取組について普及啓発を行う必要があります。区民の脱炭素型ライフスタイルへの転換の促進に加え、中小製造業が集積している本区では、中小企業に対しての脱炭素経営*・脱炭素型ビジネススタイルへの転換に対する支援を強化していきます。

再生可能エネルギーへの転換

2050年ゼロカーボンを実現するためには、化石燃料によるエネルギー消費から再生可能エネルギー利用へと転換していくことが必要です。

また、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入は、災害発生時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも有効な取組です。

本区では、2022（令和5）年度末時点で12,004kW^{※1}の再生可能エネルギー^{※2}が導入されていますが、更なる温室効果ガス排出量の削減のためには、再生可能エネルギー導入の家庭における裾野拡大や中小事業者への支援強化等を推進する必要があります。

あわせて、都市化の進んだ本区では、区内で生産できる再生可能エネルギーには限りがあることからも、区民・事業者に対して、再生可能エネルギー由来の電力への切替えを促進していきます。

※ 1 一般家庭約15,000世帯分の年間電力消費量に相当

※ 2 自治体排出量カーラテ（環境省）に基づくFIT・FIP制度による区域の再生可能エネルギー導入容量

公共施設における脱炭素化の推進

2024（令和6）年にZEB認証を取得した複合施設を開設する等、公共施設のZEB化を進めていますが、区の事務事業における更なる温室効果ガス削減に向けては、省エネルギー機器・設備及び再生可能エネルギー設備の導入並びに施設のZEB化及び府有車のZEV化の導入を加速させていきます。





安全・安心・快適な生活環境

■ 生活環境の保全

区では、大気、水質、騒音及び振動について定期的な監視測定を行っており、おおむね環境基準を達成し、良好な状態を維持しています。ただし、一部河川の水質や道路交通騒音については、環境基準を超過する事例が見られます。

このため、今後も監視を継続するとともに、法令に基づき事業所・工場等への公害防止指導を実施します。さらに、事業者の自主的な環境配慮への取組を促進し、安全・安心に暮らせる良好な生活環境の保全に努めます。

加えて、有機フッ素化合物（PFAS）等の新たに顕在化した環境リスクについても、国や東京都の動向を注視しつつ、迅速な対策の実施を進めます。

■ まちの美化の推進

本区では、「墨田区路上喫煙等禁止条例」に基づき、歩行喫煙や吸い殻のポイ捨てを禁止するほか、地域の美化活動の一環として、区と区内企業等が協働し、駅周辺の清掃活動や路上喫煙禁止及び放置自転車追放の啓発活動を行うクリーンアップキャンペーンを実施し、美しいまちづくりを推進しています。

特に、まちなかにポイ捨てされたプラスチックは景観や衛生環境を損ねるだけでなく、雨や風で河川に流れ込み、海へ流れ着くことで海の生態系に甚大な影響を与えており等、世界的な問題となっています。

国内外から多くの観光客が来訪する本区においては、引き続き、区民、事業者のマナー向上・法令遵守を徹底するとともに、観光客も含めて一人ひとりがまちの美化に取り組んでいきます。

■ 気候変動に対する適応策*の推進

本区では、地球温暖化に伴う気候変動の深刻化により、局地的大雨等による水害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱^{*}等）の拡大等の影響が想定されています。

そのため、防災、健康・福祉等他分野とも連携し、地域の防災・減災力の強化対策や区民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発等を実施していきます。

■ 持続可能でレジリエント*なまちづくり

近年、気候変動との関連性が指摘されている集中豪雨等、深刻化する自然災害から区民の命と安全・安心な生活を守るため、国や都と連携しながら気候変動への適応策の強化を図ります。同時にインフラ整備と地域コミュニティの両面から、まちの防災力向上を図ります。これにより、災害をはじめとするあらゆる危機に柔軟に対応できる、持続可能かつレジリエントなまちづくりを推進していきます。

自然共生社会

緑の保全

本区には隅田川をはじめとする豊かな水辺や、公園・街路樹等の都市の緑が広がり、四季折々の自然と文化が息づいています。住宅等の建物が密集しているため、新たに大規模な緑地を創出するのは難しい状況ですが、環境ボランティアを中心とした町会・自治会等の地域による緑化活動の広がりにより、まちなかの緑は存在感を示しつつあります。

地域に根ざした緑化活動への区民参加を更に促し、緑の保全を継続的に推進していきます。

生物多様性の保全と理解の促進

都市部に位置する本区では、日常生活の中で生物多様性を実感することは難しいかもしれません。しかし、私たちの暮らしは、食糧やエネルギーなど多くの資源を自然環境に依存しており、多様な生きものが関わりあう生態系からの恵みによって支えられています。

このような現実を踏まえると、私たちの一つひとつの行動が自然環境に大きな影響を与えることを認識し、生物多様性の重要性を理解して行動することが不可欠です。

そのため、本区では生物多様性の大切さを区民に広く周知し、生物種・生息地・生態系の保全、外来種*問題の抑制に向けた具体的な行動への協力を促進していきます。

墨田区の貴重な動植物

都心部に位置している本区ですが、荒川や旧中川の河川敷や公園等では貴重な動植物も見ることができます。2018（平成30）年度に実施した生きもの調査では、当時都内では絶滅したとされていたニガカシュウも発見されました。その他の貴重な植物としては、ウラギクやイワヒメワラビが生息しています。動物では、鳥類のセイタカシギ、魚類ではツディフキ、ドジョウ、ミナミメダカ、水生生物ではヒラマキミズマイマイ、ヤマトシジミ、ミゾナシミズムシ等が生育しています。



ウラギク



セイタカシギ



ミナミメダカ





循環型社会

■ 2Rの取組の継続的な推進

本区では、3Rの中でも特に優先順位の高い発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の2Rの取組を積極的に推進し、家庭や事業活動におけるごみの発生そのものの削減に取り組んでいます。その結果、区民1人1日当たりのごみ総量は着実に減少しています。

引き続き、2Rの取組を推進するとともに、不要なものはもらわない（リフューズ）、修理して使う（リペア）を含めたライフスタイルやビジネススタイルの普及に努める等、一層のごみの減量・資源化を進めていきます。

■ プラスチックの再資源化の推進

2050年カーボンニュートラルの実現や、2019年G20大阪サミットでの「海洋プラスチックによる新たな汚染をゼロにするビジョン」の達成等、プラスチックを取り巻く様々な環境問題に対応していくには、プラスチックの資源循環を加速し、循環型社会へ移行することが不可欠です。

本区では2024（令和6）年度から区内全域でプラスチック資源の分別回収を開始し、再資源化を推進しています。さらに、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条の「再商品化計画認定制度」を活用し、より効率的な再資源化体制を整えています。

新しい分別方法を区民・事業者に定着させ、燃やすごみに混入する再資源化可能なプラスチックを減らすため、正しい分別方法の周知徹底と協力の呼びかけことで、より一層プラスチックの再資源化を推進していきます。

■ 食品ロスの削減

国内では、まだ食べられるのに廃棄されてしまう「食品ロス」が、2023（令和5）年度に約464万トン発生しました。これは、世界全体の年間食料援助量（2023年：約370万トン）を大きく上回る規模です。また、食品ロスによる経済損失は約4.0兆円（国民一人当たり31,814円/人、食品ロスによる温室効果ガス排出量の合計は約1,050万t-CO₂（国民一人当たり84kg-CO₂）となっています。

本区では、事業者や消費者に向けて食品ロス削減の普及・啓発を進めていますが、今後はフードドライブ事業や食品ロス対策拠点等の充実により、生ごみの減量を更に推進し、食品ロス削減の取組を強化していきます。

■ 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

従来の3Rに加え、再生資源の活用（renewable/リニューアブル^{*}）の概念を加えた「3R+renewable」の考え方の重要性が増しています。資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が求められています。

国・都の動向を注視しながら民間活力を活用し、資源循環に付加価値を与えるビジネススタイルへの転換やものづくりのまちを活かした新たな事業の創出等による、資源消費の最小化や廃棄物の発生抑制等を目指していきます。

環境活動

環境意識の醸成

本区では、環境フェア等のイベントや自然観察会をはじめとする環境学習講座、美化活動等を通じて区民や事業者とともに学びや実践を深める場を提供しています。

今後も持続可能で自発的な環境保全を続ける上で重要な未来を担う子どもたちへの環境教育の充実と、地域ぐるみでの環境活動の活性化を図っていきます

環境活動の拡大

社会環境が急激に変化する中、地域における環境課題も複雑多様化しています。これらの課題に対応するためには、区民及び事業者の持つ能力や地域の活力を、これまで以上に生かしていくことが求められています。

そのため、区民及び事業者の自主性や主体性を尊重しつつ、互いの特性を生かした連携・協力による環境活動を推進していきます。

同時に、学校教育や各種イベント等を通じて、若年層や転入者を含む幅広い層への働きかけを強化していきます。

環境関連情報の発信・受信の改善

正しい情報を適切なタイミングと伝達手段で広く発信するとともに、より多くの区民、事業者の興味を引きつける情報発信の工夫や、環境活動に参加したくなるようなコンテンツを企画し実施していきます。さらに、区民、事業者の環境活動の実践例や取組効果等を広く紹介し、活動情報を共有することで環境意識の醸成や環境保全活動を拡大していきます。

子どもが学ぶ環境教育～未来へつなぐ墨田の取組～

墨田区では、カーボンニュートラルの実現に向けた人材育成を目指し、持続可能なまちづくりを推進する取組の一環として「すみだ環境学習ツール」を公開しています。このツールは小・中学生を主な対象としたオンラインコンテンツで、地球温暖化、雨水利用、資源とごみ、墨田区の自然などについて楽しく学べる内容となっています。墨田区の環境をテーマにした学習コンテンツを通じて、子どもたちの環境配慮意識を高め、日常生活における持続可能な行動の実践につなげていきます。

また、小学4年生を対象に「資源とごみ」をテーマにした社会科副読本「できることからはじめよう！」を配布しています。この副読本では、ごみの分別方法や3R（リデュース・リユース・リサイクル）の大切さ、清掃工場の役割などをわかりやすく解説。すみにや～るなどのキャラクターと一緒に、子どもたちが楽しみながら環境問題について学べる工夫がされています。将来を担う子どもたちの環境意識を育み、持続可能な社会の実現に向けた取組を推進しています。



[すみだ環境学習ツール](#)

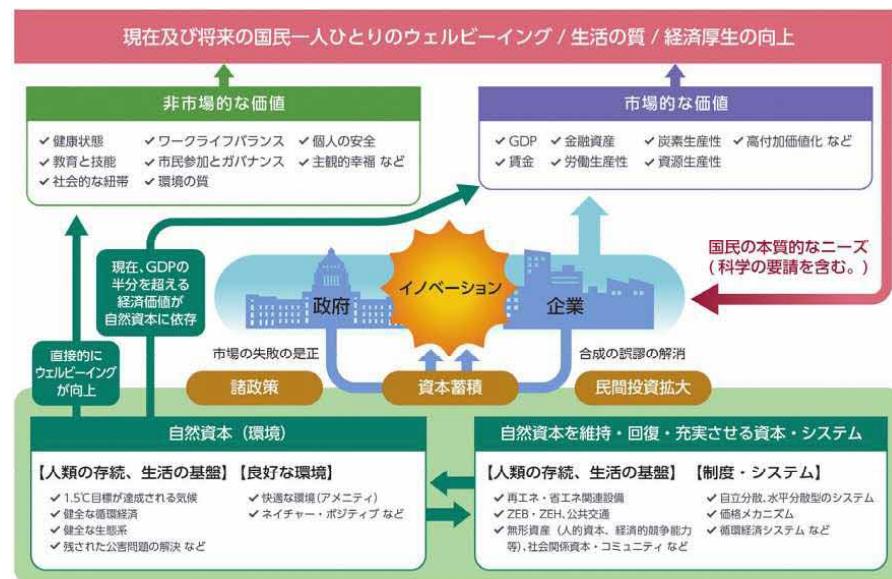
検索



ウェルビーイングとは

「ウェルビーイング (Well-being)」とは、英語のwell (よい) とbeing (状態) を組み合わせた言葉で、体の健康だけでなく、心の安定や人とのつながりも含めた、広い意味での「幸せな生き方」を指しており、SDGsにおいても中心的な理念となっています。

国の「第六次環境基本計画」では、「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目標として掲げており、環境政策を起点として環境・経済・社会面を統合的・同時解決的に対応することによって、「市場で評価される価値（賃金、GDPなど）」と「お金では測れない価値（健康、快適さ、幸福感など）」の両方を高めることを目指しています。



ウェルビーイングの実現は、私たち一人ひとりの身近な暮らしから始められます。

- ・緑地や公園の整備⇒自然の中で過ごすことで心身がリフレッシュ、地域交流の場に
- ・地域の清掃活動やリサイクル運動⇒環境を守るだけでなく、住民同士がつながれる
- ・地産地消の推進⇒健康的な食生活と地域経済の活性化の両方に貢献
- ・イベント等の開催⇒人ととの支え合いが、孤立の防止や安心できる地域づくりに
こうした取組の積み重ねで人と人がつながり、地域全体の幸福度を高め、持続可能で温かい社会を育てていくことができます。

SDGs 未来都市

「SDGs未来都市」とは、SDGsの達成に向け、先進的な取組を行う自治体を内閣府が公募・選定するものです。墨田区は2021(令和3)年度にSDGs未来都市に選定され、現代社会が抱える課題について、1つ1つ向き合い、誰ひとり取り残さない経済・社会・環境を、将来にわたって築いていくために、公民学連携による様々な取組を進めています。



第3章 本プランが目指す「すみだ」の将来像

1 本プランが目指す「すみだ」の将来像

前プランでは「みんなで創る環境にやさしい持続可能な『すみだ』」を将来像に掲げ、区民・事業者・行政の協働のもと、二酸化炭素排出量の削減、資源循環、まちの緑化等多様な環境施策を推進してきました。しかし、気候危機の深刻化と国内外での脱炭素化への取組の急速な進展を踏まえると、より大胆な挑戦と迅速な行動が不可欠です。

そこで、今回のプランでは、2050年カーボンニュートラルへの明確な道筋を示し、「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」の実現を確実なものとするため、以下を2035年に向けた新たな将来像とします。

一人ひとりが未来を創る ゼロカーボンシティすみだ

この将来像は、従来の「みんなで創る持続可能なまち」という協働の精神を継承しつつ、「ゼロカーボンシティ」という明確なゴールと、「一人ひとりが未来を創る」という主体的な行動への呼びかけを一体化したものです。

これまでの「みんなで協働」の理念を発展させ、行政主導の枠を超えて、家庭・企業・学校・観光客を含む「すみだに関わる全ての人」が主体となって未来を共に創造する「共創」へとステップアップさせ、日常の小さな行動変容から革新的なイノベーション創出まで、幅広い取組を積極的に推進する姿勢を示します。そして、かけがえのない地球を、墨田区の環境を、誇りを未来の子どもたちへ引き継ぐため、「ゼロカーボンシティすみだ」の実現に向けた施策を力強く展開していきます。

すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言

本区では、2021（令和3）年10月5日に「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を表明しました。

この宣言は、地球温暖化を防ぐための行動を加速させ、区民・事業者・区の協働により脱炭素社会に向けたまちづくりを推進し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すものです。

墨田区 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

すみだゼロカーボンシティ2050宣言
～脱炭素社会の実現を目指して～

墨田区は、かけがえのない地域を未来の子どもたちに引き継ぐため、「環境にやさしいまち・すみだ」の実現に向けて取組を積極的に推進しています。

しかし、近年、世界中及び日本において、温暖化気象現象による自然災害が

増加し、私たちの生活や経済を脅かすとともに、医療生産にも大きな影響をもたらし

ています。

2018年に公表された国連のIPCC(気候変動に関する政府間パネル)の報告書

では、2060年前後に世界の二酸化炭素排出量を正確ゼロにする必要があること

が示されました。また、2015年に国連で採択されたSDGsでは、地球上の「誰一人取り残さない」という理念とし、持続可能な社会の実現を掲げています。

我が国においては、2020年に「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、東京

においても、2019年に何種の宣言が行われています。

これらを踏まえ、墨田区においては、持続基盤を守るために行動を加えています。

2020年二酸化炭素排出実質ゼロの実現を目指す「すみだゼロカーボンシ

ティティ2050」を宣言し、区民・事業者・区が協働することにより、脱炭素社会の実現に

向けた取り組みを推進していきます。

2021(令和3)年10月5日

● ゼロカーボンシティすみだのイメージ



2 2035年の墨田区のイメージと基本目標

プランが掲げる将来像「一人ひとりが未来を創る ゼロカーボンシティすみだ」の実現に向けて、2035年度における「すみだ」の姿を5つの分野で描きました。

これらの将来イメージは、目指すべき基本目標として位置づけられます。区民・事業者・区が協働し、創造的なアプローチで、これらの目標の実現に向けた取組を推進していきます。

基本目標1:ゼロカーボンシティすみだの実現

脱炭素化に向けた行動が日常生活に浸透し、当たり前のものとなっています。家庭や事業所において、「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」が定着し、脱炭素に向けたあらゆる取組を将来世代へとつなぐ体制が整いつつあります。建築物の面では、住宅や事務所、公共施設において、高度な断熱技術と高効率設備の導入が進んでいます。地域で使用される電力の大部分は再生可能エネルギーで賄われ、蓄電池の活用と相まって、電力の地産地消が実現しています。

交通インフラも進化し、歩行者や自転車にも優しい道路には、災害時の電源としても活用可能な次世代自動車*が行き交っています。これらの取組により、年間を通じて快適な居住環境が維持され、ストレスや疲労が軽減されるなど、快適で健康的な生活環境が実現しています。さらに、再生可能エネルギー設備や次世代自動車が非常用電源として機能することで、災害時の不安が軽減され、日常生活における安心感が向上しています。

基本目標2:安全・安心・快適な生活環境の確保

身近な生活環境への意識や配慮が区民や事業者に浸透し、環境基準が達成され、空気や水の安全が保たれています。地域の美化活動においては、区と区内企業等の協働による清掃活動や路上喫煙禁止及び放置自転車追放の啓発活動を行っています。

その結果、清潔で良好なまちの景観が維持され、環境に関する苦情やトラブルも減少しています。これにより、日常生活での不快感やストレスが軽減され、「区民の地域に対する愛着と誇り（シビックプライド）」が高まるとともに、まちの価値や魅力も向上しています。

また、気候変動リスクへの備えも進んでおり、短時間の集中豪雨による浸水被害や熱中症の発症リスクが低減されています。これらの気候変動への適応策は、安全・安心の確保に寄与するだけでなく、災害による経済的損失の回避にもつながっています。

基本目標3:自然共生社会の実現

河川テラスの整備や活用、区民・事業者による地域の緑化活動の推進により、水辺と公園、まちがつながり、誰もが身近に自然に親しめる環境が整備されています。これにより、生物多様性が守られるとともに、公園や緑地の整備を進め、本区が進めている雨水活用（雨水タンクの設置）との相乗効果を発揮し、大雨等による浸水被害が抑制されています。また、公園の自然資源がフィールドワークや環境学習の場として活用され、自然観察や生きものとの触れ合いの機会が多様に創出されています。

水や緑、花、生きものとの日常的な触れ合いは、リラックス効果やストレス軽減をもたらし、自然とのつながりによる癒しを提供しています。さらに、緑化活動や自然観察イベントへの参加を通じて、世代や立場を超えた交流が促進され、地域コミュニティの活性化にもつながっています。

基本目標4:循環型社会の実現

家庭や事業所での2Rが徹底され、ごみの排出量が着実に減少しています。食品ロスは、区民の意識や行動の変化に加えて、事業者の環境配慮型の取組や、飲食店等の柔軟な対応・創意工夫が広がっており、削減が進んでいます。プラスチックについては、資源回収が定着し、区内での循環システムが形成されています。回収されたプラスチックは区内事業者によって再利用され、墨田区ブランドの製品として生まれ変わり、プラスチック資源の区内循環が実現しています。

これらの取組は環境保全と地域経済の活性化に貢献しています。プラスチックごみの削減により、河川や海の生きもの等の生態系や水環境の維持・回復が進んでいます。さらに、区内資源を活用した製品の普及は地域のブランド力を向上させ、リサイクルや再利用を通じた新しいものづくりの発想やデザインを生み出し、区内事業者の活性化をもたらしています。

基本目標5:環境活動を実践するまちの実現

区民一人ひとりが環境問題に関して当事者意識を持ち、家庭、学校、職場など様々な場面で考え、学び、自主的かつ積極的に環境行動を実践するまちが実現しています。特に、未来を担う子どもたちの環境行動が契機となり、区民や事業者の間にも環境行動の担い手となる機運が高まり、共創の輪が広がっています。さらに、区民、事業者、環境ボランティア、区などによる環境行動のネットワークが構築され、環境関連情報を共有する仕組みが整備されています。これにより、効果的かつ先進的な取組が区内全域に普及しています。

区民は自らの環境行動が社会や未来に貢献している実感を得ることで、ウェルビーイングを高めています。同時に、環境保全を重視する文化が社会全体に根付き、協調的で持続可能な社会の育成につながっています。



墨田区が目指す未来のまちの姿

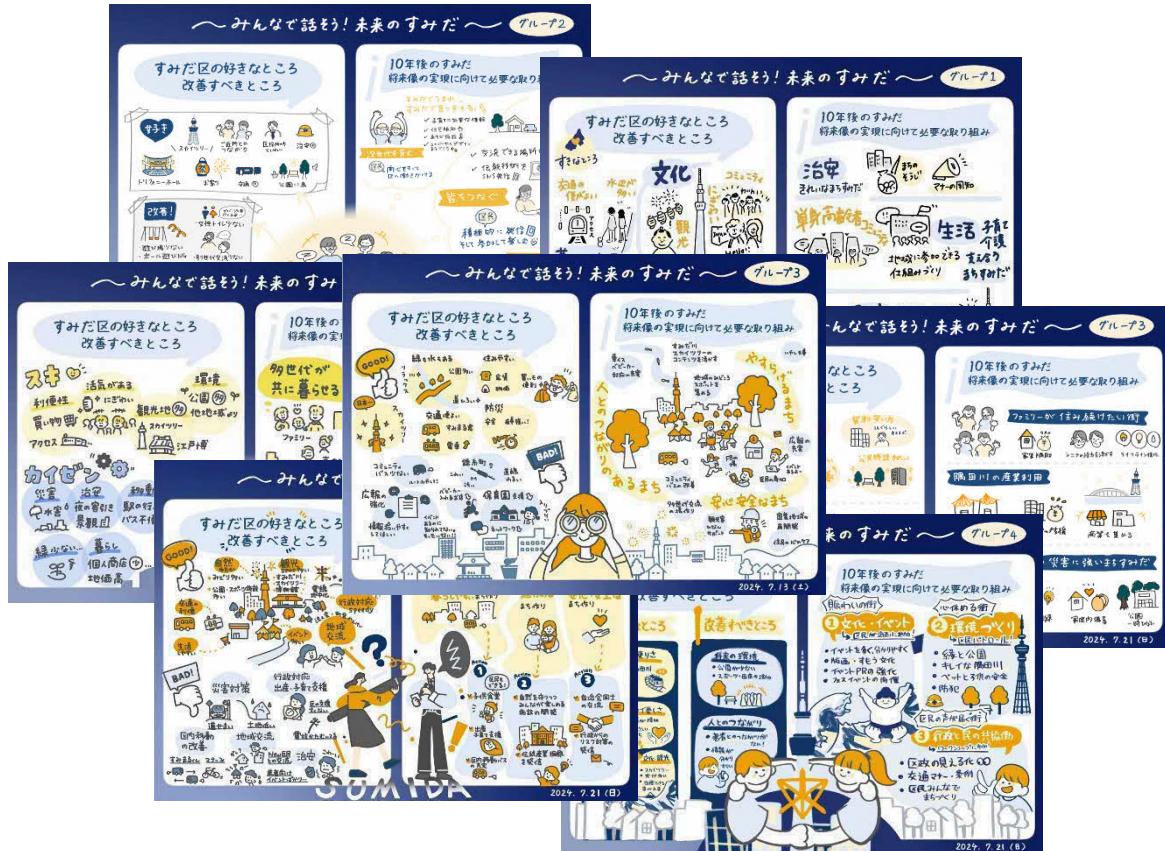
「基本構想」とは、墨田区が目指す未来のまちの姿を描き、まちづくりの方向性を示すもので、区が最も大切にしていくビジョンです。

2025(令和7)年9月に議決された「墨田区基本構想」では、2035年に墨田区がありたい姿を「人がつながり 夢をカタチに 墨田区」として掲げ、まちづくりの方向性を示しています。

環境分野においても、この理念を体現する取組として、多様な主体の連携と協働が実現しています。具体的には、すみだ環境共創区民会議を中心に、区民・事業者・行政が一体となって環境課題の解決に取り組んでいます。また、様々な民間企業や民間団体、大学等の教育機関、環境ボランティアとの協働を通じて、地域に根ざした環境保全活動を展開しています。



【『みんなで話そう！ミライのすみだ』墨田区基本構想区民ワークショップの意見】



第4章 「環境の共創」基本施策

1 基本施策の体系

一人ひとりが未来を創るゼロカーボンシティすみだ

将来像	基本目標	個別目標
	<p>1 ゼロカーボンシティすみだの実現</p>  <p>3 すべての人に 健康と福祉を 7 持続可能な開発の ための目標を 9 経済と社会的 の機会をつくり 11 住み続けられるま まのまちづくり 12 つくる責任 つかう責任 13 環境変動に 適応的な政策を</p>	<p>1-1 脱炭素型ライフスタイル・ビジネス スタイルへの転換</p> <p>1-2 再生可能エネルギーの導入促進</p> <p>1-3 脱炭素型まちづくりの推進</p>
	<p>2 安全・安心・快適な生活環境の確保</p>  <p>3 すべての人に 健康と福祉を 6 安全な水とトイレ をみんなに 11 住み続けられるま まのまちづくり 12 つくる責任 つかう責任 13 環境変動に 適応的な政策を</p>	<p>2-1 レジリエントなまちづくりの推進</p> <p>2-2 気温上昇に適応するまちづくり の推進</p> <p>2-3 節水と雨水活用の推進</p> <p>2-4 公害対策の推進</p> <p>2-5 まちの美化・景観の保全</p>
	<p>3 自然共生社会の実現</p>  <p>3 すべての人に 健康と福祉を 11 住み続けられるま まのまちづくり 13 環境変動に 適応的な政策を 15 生物多様性</p>	<p>3-1 自然・水辺環境の保全・活用</p> <p>3-2 まちなかの緑の保全と質の向上</p> <p>3-3 生物多様性の理解促進</p>
	<p>4 循環型社会の実現</p>  <p>11 住み続けられるま まのまちづくり 12 つくる責任 つかう責任 13 環境変動に 適応的な政策を 14 海の豊かさ 守る</p>	<p>4-1 2Rの推進</p> <p>4-2 ごみの適正処理の実施</p> <p>4-3 多様な資源循環と循環経済の推進</p>
	<p>5 環境活動を実践するまちの実現</p>  <p>4 真の高い教育を みんなに 11 住み続けられるま まのまちづくり 17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	<p>5-1 環境教育・環境学習の充実</p> <p>5-2 環境情報の共有</p> <p>5-3 協働による環境活動の推進</p>

施策の方向
(1) 家庭における脱炭素化の促進
(2) 事業所における脱炭素化の促進
(3) 建築物における脱炭素化の促進
(4) 再生可能エネルギーの利用拡大
(5) 再生可能エネルギー由来電力調達の促進
(6) 公共施設における再生可能エネルギーの導入・活用の推進
(7) 次世代自動車への転換の促進
(8) 公共交通・自転車の利用促進
(9) 自然災害対策の推進
(10) 地域防災力の強化と行動変容の促進
(11) 健康被害対策の推進
(12) ヒートアイランド対策の推進
(13) 節水の促進
(14) 雨水利用の啓発・普及の推進
(15) 広域連携による雨水利用の推進
(16) 良好的な生活環境の確保
(17) 監視・測定の実施
(18) まちの美化の推進
(19) 魅力ある景観の形成
(20) 水辺の保全と活用
(21) 自然に触れあえる機会の創出
(22) 公園の整備・維持管理
(23) 身近な緑の創出
(24) 生きものの生息・生育空間の保全
(25) 生物多様性の理解に向けた普及・啓発
(26) ごみの発生抑制
(27) 資源の再使用の推進
(28) 効果的・効率的な廃棄物処理の推進
(29) 廃棄物の適正処理の推進
(30) 3R + Renewable の推進
(31) プラスチック資源循環の更なる推進
(32) 学校における環境教育の推進
(33) 環境学習機会の拡充
(34) 環境情報の発信・受信の充実
(35) 環境行動変容の促進
(36) 環境活動を推進する人材の育成
(37) 区民、事業者が行う自主的な環境配慮行動への支援
(38) 協働による環境活動の充実





2 将来像の実現に向けた重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトの位置づけ

本計画に位置づける 5 つの基本目標及び個別目標に沿った事業の中には、区の現状や社会動向などを踏まえて特に重視すべきもの、計画の取組全体の底上げを図るうえで重点的に取り組むべきものがあります。

そこで、区が目指す将来像を実現するために、全庁的な推進体制のもとで優先的に取り組むべき主要な事業を重点プロジェクトとして位置づけました。

重点プロジェクトは、5 つの基本目標ごとに定め、計画的に実施するとともに、点検・評価によって取組成果の確実な積み重ねを図ります。

(2) 重点プロジェクトの視点

重点プロジェクトは、区が主導することで取組の進捗管理ができ、本計画の期間内に目的の達成と成果の可視化が可能と考えられる事業の中から、以下の視点を踏まえ選定します。

■ 各基本目標の牽引役となる

計画の 5 つの基本目標に向けた取組を牽引することで、本計画の着実な推進につながるもの

■ 区特有の環境課題の解決に大きく貢献する

区の特性に起因する環境課題の解決を具体的に進めていくもの

■ 様々な主体による取組と連携・協働を促す

区民や事業者等の関連各主体による主体的な取組と連携・協働を促進し、計画の取組全体の底上げを図っていくもの

■ 中長期的な取組を展開する

計画期間にとらわれず、将来にわたって良好な環境の維持・保全に貢献するもの

重点プロジェクト1

公共施設等における再生可能エネルギーの導入・活用促進

【プロジェクトの目的】

「基本目標1 ゼロカーボンシティすみだの実現」に不可欠な再生可能エネルギーの導入を、区が率先して公共施設で推進し、区民や事業者の模範となることで、その取組を地域へ波及させ、区域全体の脱炭素化を促進します。

【プロジェクトの概要】

- 全ての公共施設^{*}において、2030年度までに再生可能エネルギー由来の電力に切り替えます。
※エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）に基づき、報告を行っている施設を対象（令和7年10月現在120施設）
- 再生可能エネルギーを中心とした小売電力への切替えや、再生可能エネルギー比率の高い電力プランについて、区民や事業者に情報提供を行い、その選択を促進します。
- 公共施設において、太陽光発電設備や蓄電池システムの導入を検討するとともに、次世代太陽電池について情報収集を行い、社会実装の状況を踏まえながら検討しま

重点プロジェクト2

気温上昇に対する適応策の推進

【プロジェクトの目的】

気候変動に伴う気温上昇が避けられない現状において、区民の安全と健康を守りつつ、快適な生活環境を確保することを目指します。

【プロジェクトの概要】

- 熱中症特別警戒アラートが発表された際、避難施設として利用できる区内の公共施設をクーリングシェルターに指定します。また、夏季期間にはクールスポット・涼み処として涼める場所を開放します。
- 気候変動に伴い頻発化する豪雨による水害への対策として、他自治体、環境NPO、事業者、大学等と連携し、雨水の貯留・浸透の拡大を図ります。
- 気候変動に伴う気温上昇を考慮し、区は開催するイベントや講座について、状況に応じて開催時期の調整や実施方法の見直しを検討します。





重点プロジェクト3

自然に触れ合える機会の創出

【プロジェクトの目的】

都市部に住む区民が身近に自然と触れ合える環境を整備し、自然への理解と愛着を深める機会を提供します。特に「緑と花の学習園」については、区民が緑を創出するための支援機能(イベントや講座等)の充実を図ります。

【プロジェクトの概要】

- 「緑と花の学習園」の機能を拡充し、イベントや講座等を充実させ、区民が自然と触れ合える機会を創出します。
- 「自然観察会」や「生きものワークショップ」等の開催を通じて、区民等が自然に触れ合える機会を創出します。
- 生物多様性保全のために、植物や生きもの及び生息・生育環境を守り、育て、活かす人材として環境ボランティアを育成し、リーダーとして地域の取組への参画を呼びかけます。

重点プロジェクト4

プラスチック資源循環の更なる推進

【プロジェクトの目的】

国の認可を受けた再商品化計画に基づく新たなルートで、プラスチックのリサイクルを推進します。これにより、プラスチック資源の高度な循環利用を実現するとともに、再生プラスチックの活用と啓発活動の展開を図り、区内循環経済の構築を目指します。

【プロジェクトの概要】

- プラスチック資源の分別方法やリサイクル過程の見える化を積極的に周知し、区民の理解と協力を促進することで、プラスチック分別協力率※の向上を図り、焼却されるプラスチックの削減に取り組みます。
- 再商品化計画に基づくプラスチックリサイクル工程を適切に管理します。同時に、再生プラスチックの活用促進と効果的な啓発活動を展開し、区内循環経済の構築を目指します。
- プラスチック製品の製造・販売事業者に対し、自主回収システムの構築と再資源化の取組を積極的に呼びかけ、プラスチック資源の循環利用を促進します。
- 充電式電池の適切な回収と処理を徹底し、収集・処理過程での発火リスクを最小化するため、区民への啓発活動を強化するとともに、安全な回収システムの構築に取り組みます。

※分別協力率：資源化対象プラスチックがごみでなく、資源として適切に排出される比率

重点プロジェクト5

環境学習機会の拡充

【プロジェクトの目的】

持続可能な社会の実現に向けて、区民の環境保全に対するより一層の理解の醸成と取組意欲の増進を図るため、環境学習の機会を拡充します。特に令和8年度に拡充するすみだリサイクルセンターでは、地球温暖化対策等に関する展示の充実、フードドライブ、各種資源の回収等資源循環の取組、多様なテーマの環境講座の開催などを行います。これにより、子どもから大人まで幅広い世代が楽しみながら環境について学べる場を提供し、区民の環境問題への理解を深めるとともに、日常生活における環境配慮行動の促進を目指します。

【プロジェクトの概要】

- すみだリサイクルセンターの機能を拡大し、環境学習の重要な拠点として発展させます。
- すみだ環境フェアをはじめとする環境イベントを開催し、子どもから大人まで幅広い世代が楽しみながら環境について学べる場を提供します。
- 「すみだの自然と生きものガイドマップ」や「できることからはじめよう」などの学校向け環境学習・啓発冊子を配布し、学校における環境教育を推進します。

すみだ環境フェア

本区では毎年6月に「すみだ環境フェア」を開催しています。多くの環境団体・企業・行政が出展し、さまざまな展示や工作教室、体験型ワークショップ等を通じ、環境について楽しく学ぶことができます。



環境ボランティアによる
アクセサリーブル



清掃車「わかる君」の
展示・体験



家庭で不要になった
園芸用土の回収



3 基本施策

基本目標1 ゼロカーボンシティすみだの実現 (墨田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編))



施策展開の方向性

本区では、2021（令和3）年10月に「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を表明し、温室効果ガス削減に向けた取組の普及や区民・事業者個々の脱炭素化に向けた行動促進を進めてきました。

引き続き地球温暖化を世界共通の問題として捉え、脱炭素社会の実現に向けて、公共施設での率先垂範のもと、家庭・事業所における省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーへの転換を軸に、住宅・ビルのZEH・ZEB化と断熱改修の加速、太陽光発電設備・蓄電池・燃料電池の普及を促進します。また、EV(電気自動車)・FCV(燃料電池自動車)等の普及促進や充電インフラの整備、シェアサイクルの推進と公共交通連携で移動の脱炭素化を図ります。

そして、区民や事業者、区との共創を通じ、「ゼロカーボンシティすみだ」の基盤を2035年までに構築します。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値 2035（令和17）年度
区域のエネルギー消費量	TJ	2000（平成12）年度 17,187	6,641
区域の温室効果ガス排出量	千t-CO ₂ eq	2000（平成12）年度 1,265	506
区域の太陽光発電設置容量	kW	2023（令和5）年度 5,104	52,721
区有施設※の再生可能エネルギー電力導入率	%	2024（令和6）年度 0.8	100

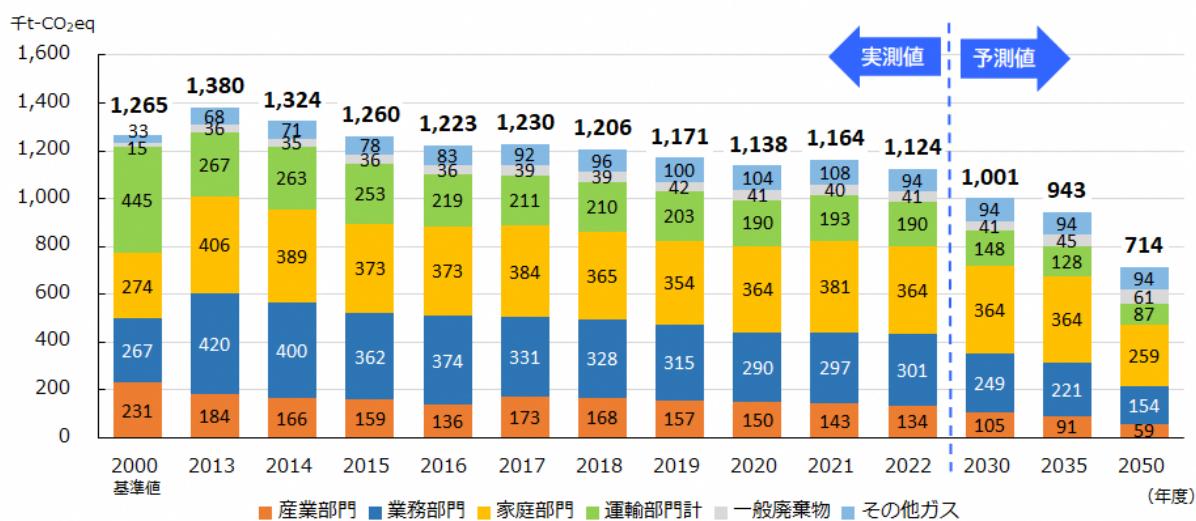
※省エネ法に基づき、報告を行っている施設を対象（令和7年10月現在120施設）

温室効果ガス排出量削減目標

2050年ゼロカーボンの達成に向け、東京都が掲げる「2035年度までに2000年度比60%以上削減」の目標を踏まえ、本区では、2035年度の区域の温室効果ガス排出量について2000年度比60%削減を目指します。

2035（令和17）年度における温室効果ガスを 2000（平成12）年度比 60%削減

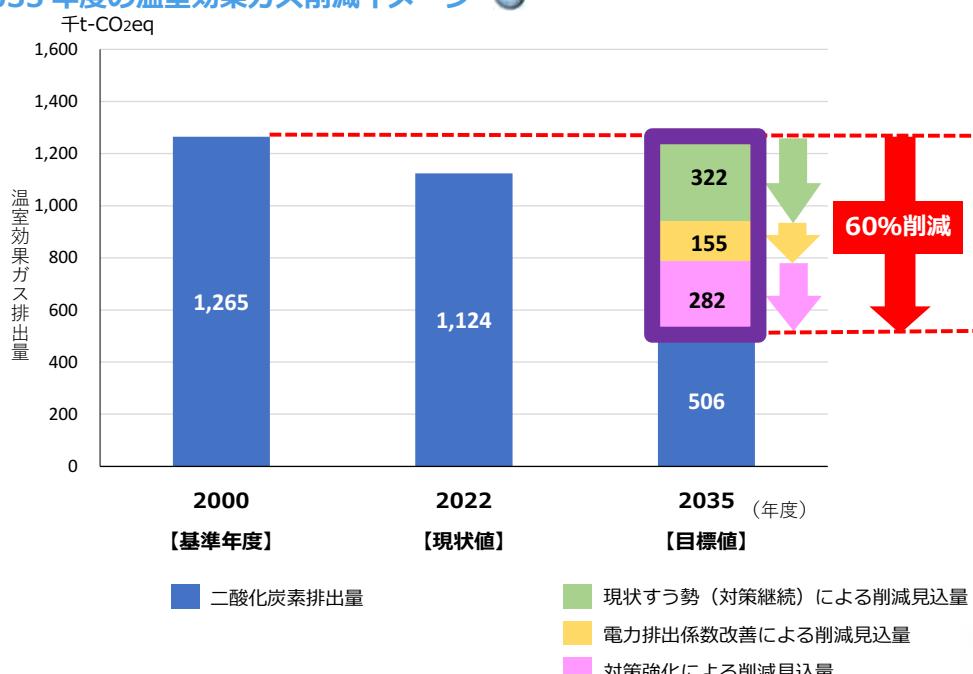
墨田区の温室効果ガスの実績値とBAU^{*}推計値



*BAU (Business As Usual) : 現状のままで追加の対策を取らなかつた場合に予想される将来の排出量

※対象部門の主な排出源については、P86 を参照

2035年度の温室効果ガス削減イメージ

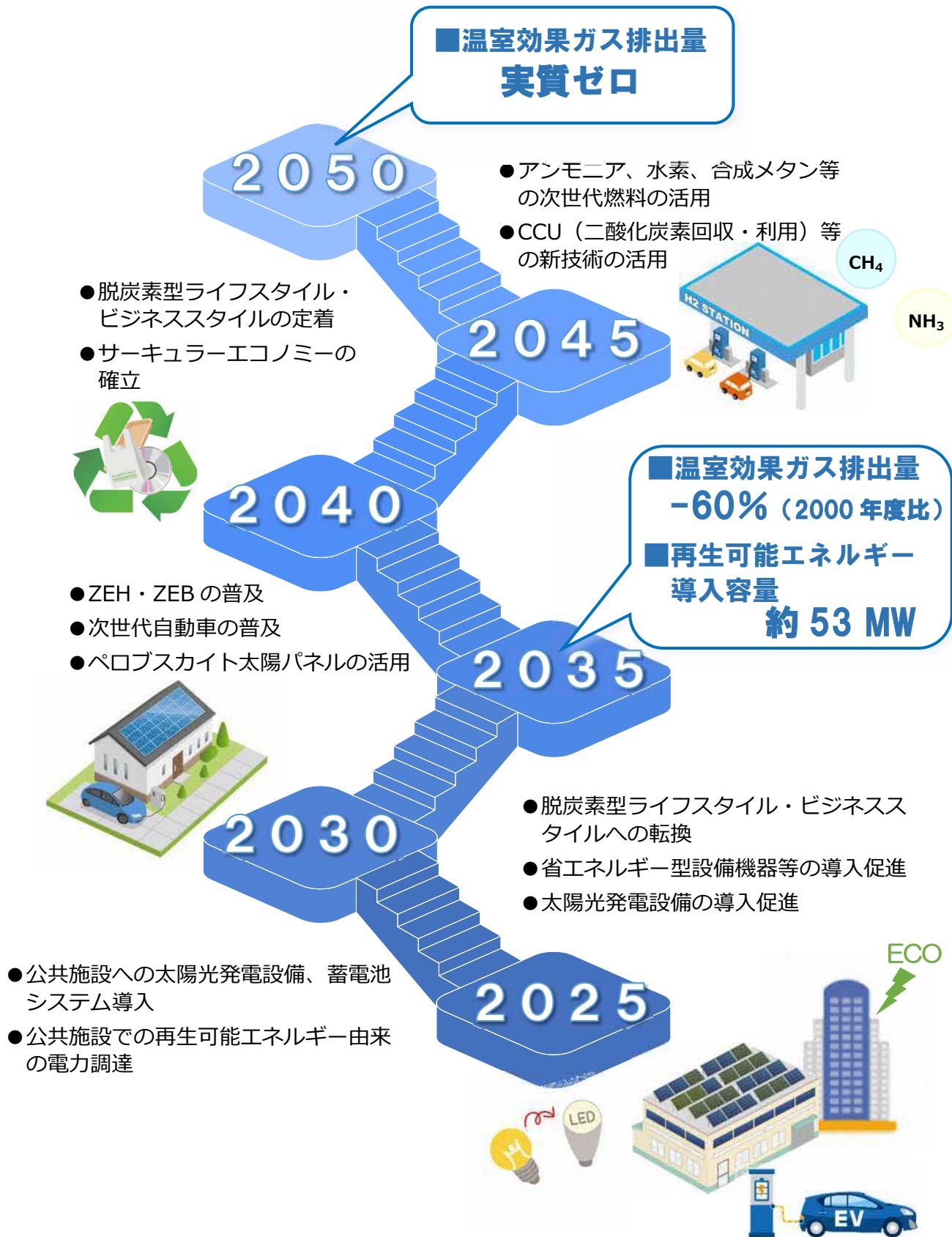


※電力排出係数改善による削減見込量：2035年度の電力排出係数 0.25kg-CO₂/kWh を想定

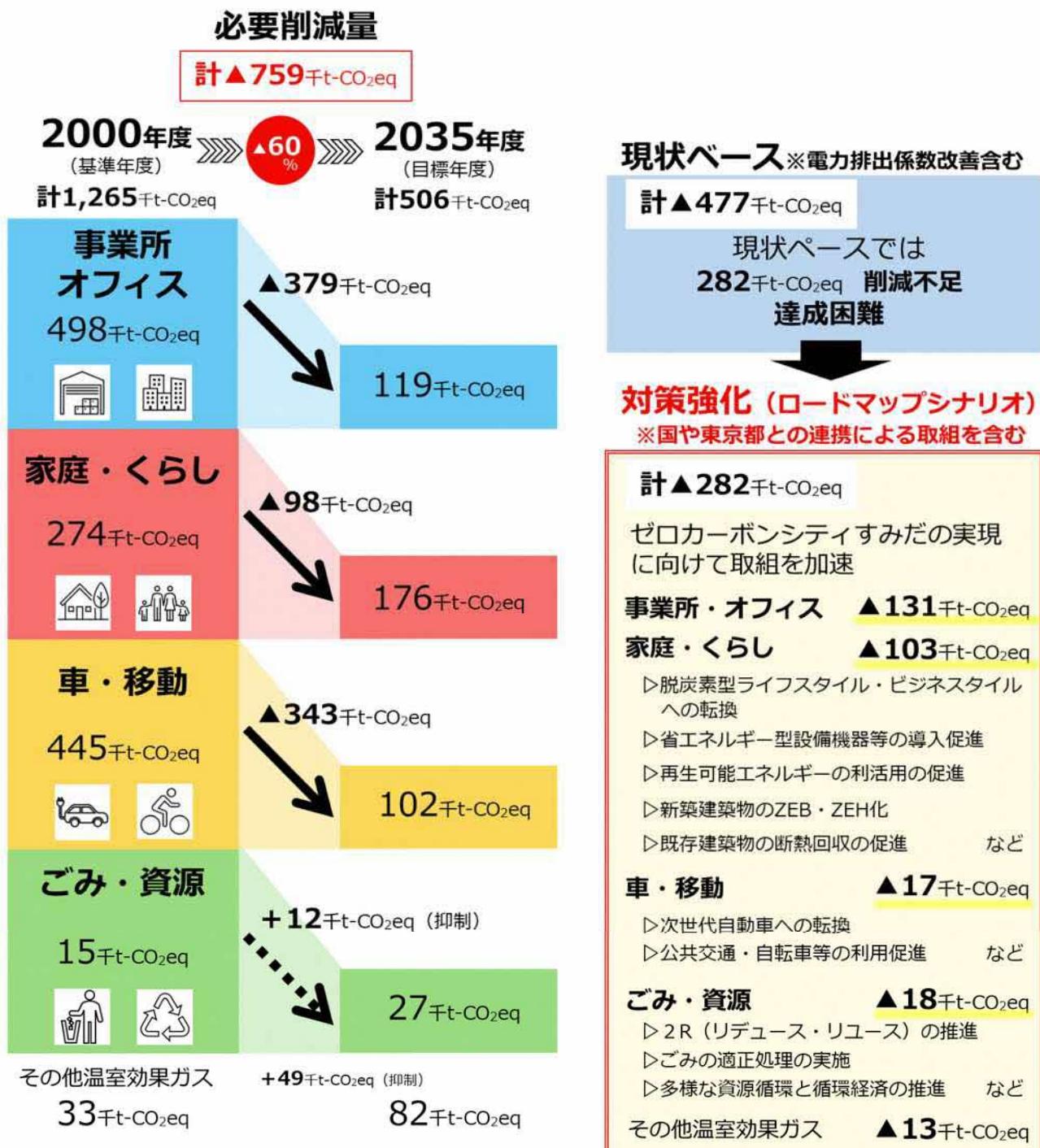




● 2050年ゼロカーボンシティ実現のためのロードマップ ●



● 温室効果ガス排出量の部門ごとの目標値（ロードマップシナリオ）●



※上図は、国の「地球温暖化対策実行計画（部門別排出量）」に基づく部門区分（産業、業務、家庭、運輸、廃棄物、その他ガス）を日常的な名称に言い換え、視覚的に整理したものです。

※「事業・オフィス」の温室効果ガス排出量は部門区分の「産業」と「業務」を合算した数値となります。



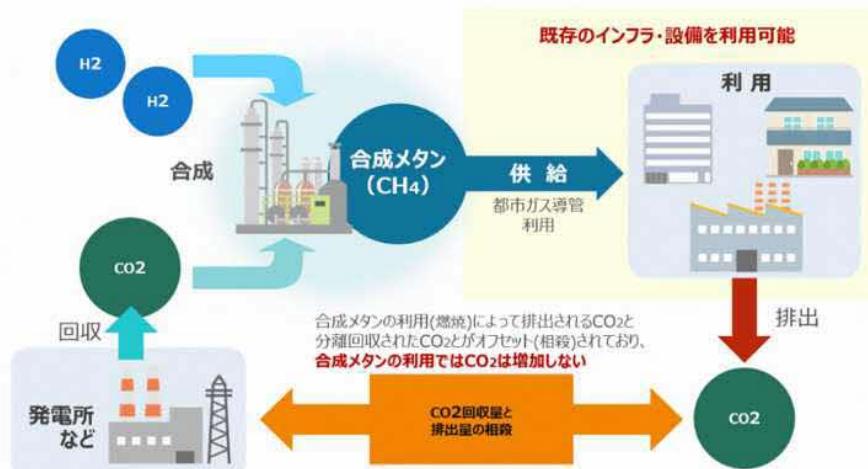
脱炭素に向けた新技術

合成メタン (e-methane)

国の「第7次エネルギー基本計画」においては、電化が困難であるなど脱炭素化が難しい分野においても脱炭素化を推進していくことが求められています。

その手段の一つとして、水素等（水素、アンモニア、合成燃料、合成メタン）やCCUSなどを活用した対策を将来に向けて進めていく方針が示されています。

その取組の一つが、水素とCO₂から合成（メタネーション）された合成メタン（e-methane）で、既存のインフラ等を利用できることなど、熱エネルギーの円滑な脱炭素化に寄与し得るものと位置付けられています。



出典：経済産業省資源エネルギー庁ホームページ
ガスのカーボンニュートラル化を実現する「メタネーション」技術
(<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/methanation.html>)

CCUS（二酸化炭素（CO₂）回収・利用・貯留）

CCUSは、二酸化炭素を回収し、有効利用や貯留を行うことにより、大気中に放出させない技術で、「CCS (Carbon dioxide Capture and Storage : 二酸化炭素（CO₂）回収・貯留)」と「CCU (Carbon dioxide Capture and Utilization : 二酸化炭素（CO₂）回収・利用)」の2つの言葉を合わせたものです。

■ CCS

火力発電所や工場の煙突から出るCO₂を特殊な装置で分離・回収し、パイプや船で運んで、地下1,000m以上の深い地層に閉じ込めて貯める技術

■ CCU

CO₂を燃料やプラスチックなどに変換して利用したり（カーボンリサイクル）、CO₂のまま直接利用するなど、様々な方法で資源としてCO₂を有効利用する技術

主なCO₂の利用方法

用途	概要
化学製品の原料としての利用	回収されたCO ₂ をプラスチックや合成繊維、肥料などの化学製品の原料として利用します。
燃料の原料としての利用	回収されたCO ₂ を合成燃料やバイオ燃料、合成メタンの原料として水素と共に利用します。
CO ₂ の植物化	回収されたCO ₂ をカルシウムやマグネシウム、鉄などの金属との反応により炭酸塩の製造に利用します。またCO ₂ を吸収することにより硬化する性質をもコンクリートなどが開発されています。
植物栽培の促進	CO ₂ は光合成に必要な物質であるため、温室や農業施設での植物栽培に使用されることがあります。これにより、植物の生育を促進し、収穫量を増加させることができます。
CO ₂ の直接的な利用	ドライアイスに加工して生鮮食品の輸送時の保冷剤に使用されるなど、CO ₂ としてそのまま利用されることがあります。また、溶接時に溶接部を覆い大気中の酸素などから溶接部を保護するシールドガスとしてCO ₂ が使用されることがあります。
石油増進回収 (地中に閉じ込めて石油・ガス探掘の効率化)	CO ₂ を地中に注入し、石油や天然ガスの探掘を効率化する「CO ₂ -EOR (Enhanced Oil Recovery)」技術があります。これにより、資源の回収率が向上し、石油・ガスの生産コストが低減されます。なお、この技術はCCSに分類されることもあります。

出典：環境省ホームページ「CCUSについて」
(<https://www.env.go.jp/earth/ccs/about-ccus.html>)

期待される行動

区民

- 日々の暮らしの中で「デコ活」に取り組み、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を図ります。
- 省エネ型の家電製品や照明を購入・利用します。
- 太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギー比率の高い電力契約への見直しなど、エネルギーの効率的な使用に努めます。
- 徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、環境に負荷のかからない移動を心がけます。
- 自動車の運転時は、エコドライブ*を実践するとともに、買換え時には、EV、FCV、PHEV（プラグインハイブリッド）など、次世代自動車の導入を検討します。
- 住宅の新築や改築を行う場合や賃貸住宅を選ぶ際は、省エネルギー性能の高い住宅、断熱性に優れた住宅の選択、ZEHの導入を検討します。
- 再配達による温室効果ガス削減のため、宅配ボックス設置の検討を含め、宅配便は1回で受け取るように心がけます。

事業者

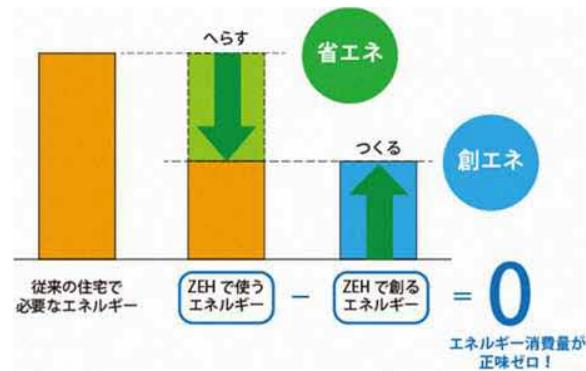
- 日々の業務の中で「デコ活」に取り組み、環境負荷の少ないビジネススタイルへの転換を図ります。
- 事業所内の設備に対して、適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニングを実施します。
- 「省エネ診断」の受診、高効率の設備や照明の導入など、事業所の省エネ化に努めます。
- 太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギー比率の高い電力・ガス契約への見直しなど、エネルギーの効率的な使用に努めます。
- 自動車の運転時は、エコドライブを実践するとともに、買換え時には、EV、FCV、PHEV（プラグインハイブリッド）など、次世代自動車の導入に努めます。
- 共同配送を採用するなど、物資輸送の省エネ化に努めます。
- 事業所の新築や改築を行う場合やテナントを選ぶ際は、省エネルギー性能の高い建物、断熱性に優れた建物の選択、ZEBの導入、国産木材の積極的な利用に努めます。
- カーボン・オフセット*、カーボンクレジット*の可能性について検討します。



ZEH・ZEB

ZEH (Net Zero Energy House : ゼッチ) とは、住宅の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備の導入により、大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入し、室内環境の質を維持したまま年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅のこと。ZEHの集合住宅版がZEH-Mです。(以下ZEH-Mも含め「ZEH」という。) ZEHがエネルギー対策を行った一般住宅を指すのに対し、ZEB (Net Zero Energy Building : ゼブ) はエネルギー対策を行ったビルや工場、学校等の建築物を指します。

国では、2030年までに新築される住宅・建築物についてはZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保されているとともに、新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入されていることを目標に掲げています。その足掛かりとして、2025（令和7）年4月からは、原則として全ての新築建築物（住宅・非住宅）で省エネ基準への適合が義務化されています。

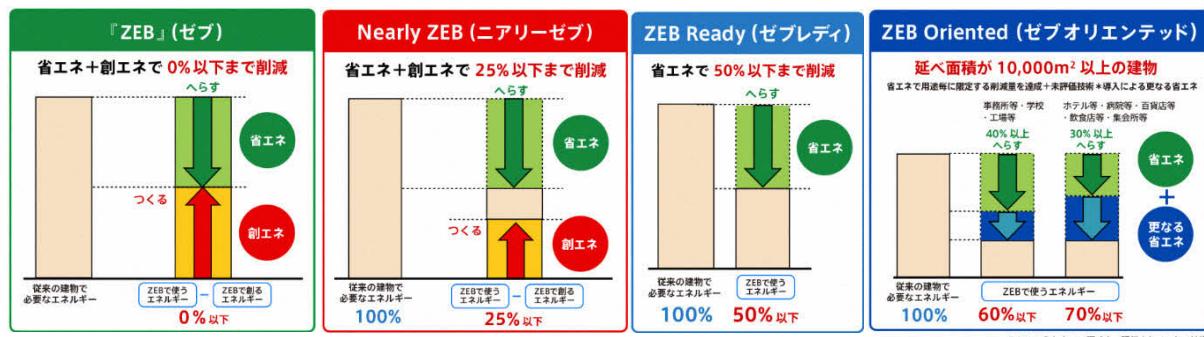


【ZEH・ZEBのメリット】

高い断熱性能や高効率設備の利用により、日々の光熱費を安く抑えることができるほか、災害の発生に伴う停電時においても、太陽光発電や蓄電池を活用すれば電気を使うことができる等のメリットがあります。さらに、高い断熱性能を有する建物は、室内に寒さや暑さの影響が伝わりにくくなるため、快適な室内環境を維持できるほか、急激な温度変化で身体がダメージを受けるヒートショックの防止等の健康面でもメリットがあります。

【ZEH・ZEBの種類】

ZEH・ZEBは、建物で使用するエネルギー消費量の程度に応じていくつかの段階に分かれています。エネルギー消費量正味ゼロを達成するのは難しい場合でも、まずは達成できそうな段階からZEH・ZEB化を目指していくこともできます。また、国等では2030年に向けて、ZEH・ZEB化に関する補助金制度等を充実させています。



*WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術

出典：環境省ウェブサイト「ZEB PORTAL」(<https://www.env.go.jp/earth/zeb/index.html>)

区の取組

個別目標1-1 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

施策の方向（1）家庭における脱炭素化の促進

家庭における温室効果ガス排出量削減のため、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する普及啓発を推進し、脱炭素型の新しい豊かな暮らしの実現に向けて製品・サービスを選択する脱炭素型ライフスタイルへの転換を図ります。

施策の方向（2）事業所における脱炭素化の促進

事業所における温室効果ガス排出量削減のため、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する補助や融資等の情報提供を行い、脱炭素型のビジネススタイルへの転換、脱炭素経営の促進を図ります。

また、フロン類を含む機器の適正管理の呼びかけ、フロン類の漏えい防止を促進します。

施策の方向（3）建築物における脱炭素化の促進

住宅や事業所のZEH、ZEH-M化、ZEB化の推進や断熱リフォーム等の建築物の省エネルギー性能の向上を図ります。また、木材利用による炭素固定を図り、脱炭素化を促進します。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
①	家庭や事業所において効果的な省エネルギー化、脱炭素化に向けた行動促進のため、「デコ活」の取組を呼びかけます。	環境保全課
②	家庭や事業所の脱炭素化に向けたライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進するため、省エネルギー化や脱炭素化に関する情報の提供、環境イベント、環境学習講座等での普及啓発を図ります。	環境保全課 経営支援課
③	都と連携して、家庭や事業所向け省エネ診断を周知し、受診を促進します。	環境保全課
④	地球温暖化防止設備導入助成制度の内容の充実を図り、地球温暖化対策及びヒートアイランド対策を促進します。	環境保全課
⑤	事業所における省エネルギー行動促進のため、エコチューニングの実施を呼びかけます。	環境保全課
⑥	代替フロン使用製品使用時の漏えい防止管理の徹底を呼びかけます。	環境保全課
⑦	住宅や建築物の新築、増改築時のZEH化、ZEB化を促進します。	環境保全課
⑧	中・大規模の民間建築物等における木造木質化建築物の普及を促進します。	環境保全課





取組内容		担当部署
⑨	「墨田区地球温暖化対策実行計画（区事務事業編）」を推進します。	全課
⑩	公共施設、学校施設の改修や設備更新の際には、断熱性能の向上や高効率空調・省エネエネルギー型の設備の導入・更新を図ります。	公共施設マネジメント推進課 庶務課
⑪	公共施設、学校施設の新築・増改築に当たって、ZEB化の実現を目指すとともに、木材利用を検討します。	公共施設マネジメント推進課 庶務課 施設整備所管課
⑫	公共施設の照明及び道路照明灯をLED化し、照明の高効率化を推進します。	公共施設マネジメント推進課 道路・橋りょう課
⑬	庁舎リニューアルプランを推進します。	総務課

デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

「デコ活」は、環境省が2022年10月に開始した、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向け、国民一人ひとりの暮らしとライフスタイルの変革を後押しする国民運動です。「デコ活」の「デコ」は、英語の脱炭素「デカーボナイゼーション」と環境に優しい「エコ」を組み合わせた造語で、デコ活は、日常で気軽に環境配慮行動を選び、共有し、豊かさと持続可能性を両立する社会を目指す取組です。

「暮らしの10年ロードマップ」には、国民・消費者目線で、衣食住・職・移動・買物の各分野で脱炭素につながる豊かな暮らしへの取組が示されています。



出典：環境省ウェブサイト「デコ活」(<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>)

個別目標1-2 再生可能エネルギーの導入促進

施策の方向（4） 再生可能エネルギーの利用拡大

自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーの更なる利用拡大のため、住宅や事業所等への再生可能エネルギー設備設置を促進します。

また、水素エネルギー等のクリーンな次世代エネルギーについては、最新の技術動向についての情報を収集し、導入可能性の検討等を行います。

施策の方向（5） 再生可能エネルギー由来電力調達の促進

再生可能エネルギー由来の電力調達の促進に向けて、区民や事業者に対し、再生可能エネルギーを利用した環境にやさしい電力の選択や、再生可能エネルギー由来電力の契約プランの情報提供を行い、区内で使用される電力の脱炭素化を図ります。

施策の方向（6） 公共施設における再生可能エネルギーの導入・活用の推進

区役所をはじめとする区が管理する公共施設においては、再生可能エネルギー設備の導入と再生可能エネルギー由来の電力契約を推進し、使用電力の再生可能エネルギー比率の向上を図ります。

個別事業一覧

取組内容		担当部署
①	太陽光発電システムや蓄電池システムの導入促進に向け、普及啓発を行います。	環境保全課
②	区民や事業者が地球温暖化防止設備を導入する際の費用の助成や融資等を行い、再生可能エネルギーの区域内の普及を促進します。	環境保全課 経営支援課
③	再生可能エネルギーを中心とした小売電力への切替えや、再生可能エネルギー比率の高い電力プランについて、区民や事業者に情報提供を行い、その選択を促進します。	環境保全課
④	使用済み太陽光発電設備の再利用、再資源化に関する国・東京都等の動向把握や関連情報の収集に努め、適正処理を促進します。	環境保全課
⑤	公共施設・学校施設において、太陽光発電設備や蓄電池システムの導入を検討するとともに、次世代太陽電池について情報収集を行います。	公共施設マネジメント推進課 庶務課 環境保全課
⑥	公共施設において、再生可能エネルギー由来の電力に切り替えます。	環境保全課 施設所管課
⑦	イベント等において、グリーン電力証書*システムの電力を活用し、再生可能エネルギーの普及・促進を図ります。	環境保全課





個別目標1－3

脱炭素型まちづくりの推進

施策の方向（7） 次世代自動車への転換の促進

移動に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、EV、FCV、PHEV(プラグインハイブリッド)等の次世代自動車の普及を促進するとともに、住宅やビルへのEV充電設備等の設置拡大を促進し、区内の充電インフラを拡充します。

施策の方向（8） 公共交通・自転車の利用促進

区民や区で働く人だけでなく、区外から訪れる観光客等が公共交通機関、自転車、歩行等により快適に移動ができ、環境負荷を低減する交通環境づくりを促進します。

個別事業一覧

取組内容		担当部署
①	次世代自動車や充電設備に関する情報提供を行い、区民や事業者への次世代自動車の普及を促進します。	環境保全課
②	自動車からの温室効果ガス排出削減のため、区民、事業者に対して、アイドリングストップなどのエコドライブの普及啓発を行います。	環境保全課
③	地域冷暖房や余剰電力の融通の仕組み等、脱炭素先行地域での先進的な取組を研究・検討し、まちの脱炭素化を図ります。	環境保全課
④	シェアリングサービスは便利で環境にやさしい移動手段であることから、地域によるポートの整備格差が解消されるよう運営事業者を支援するとともに、公有地等の活用に向けた検討を行っていきます。	土木管理課 都市計画課
⑤	公共交通の利便性向上を図るとともに、自転車や舟運等を活用し、交通ネットワークの充実を図ります。	都市計画課 道路・橋りょう課
⑥	区外から訪れる観光客等を含め、公共交通機関の積極的な利用のための普及啓発を行います。	環境保全課 都市計画課
⑦	庁有車の次世代自動車への転換及び公共施設への充電設備設置に係る検討を行います。	環境保全課 総務課 関係各課

基本目標2 安全・安心・快適な生活環境の確保 【墨田区地域気候変動適応計画】



施策展開の方向性

近年の気候変動による自然災害や健康被害の影響を踏まえ、レジリエントなまちづくりを推進します。インフラ整備と区民の行動変容の両面から、災害危機に強く柔軟に対応できる体制を構築していきます。また、大気や河川、騒音等に関する調査を継続的に実施し、良好な生活環境の確保に努めることで、都市・生活型公害を防止し、健康で心地よさを実感できる住みよいまちを次世代に引き継ぐことを目指します。

区民・事業者・区が連携して、ごみやたばこのポイ捨て防止などのまちの美化に取り組むとともに、墨田区固有の歴史的・文化的な資源を活かしたまち並みの形成や、豊かな水辺を活用した景観づくりを進めます。これらの取組を通じて、地域の特色を生かした「すみだらしい」景観を創出し、環境と調和した魅力的なまちづくりを実現していきます。

成果指標

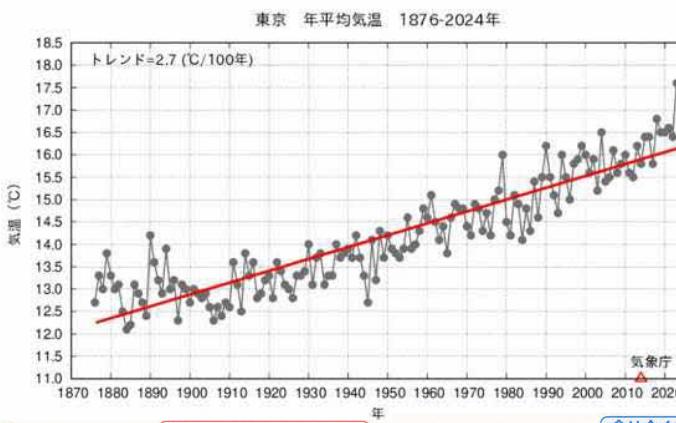
指標	単位	基準値		目標値	
		2024（令和6）年度	2035（令和17）年度	2024（令和6）年度	2035（令和17）年度
雨水総貯留容量	m ³	27,521		33,000	
大気環境基準達成率(SO ₂ , NO ₂ , SPM, PM2.5)	%	100		100	
アスベスト立ち入り現場における作業基準適合割合	%	53		70	
クールスポット協力施設	カ所	29		45	



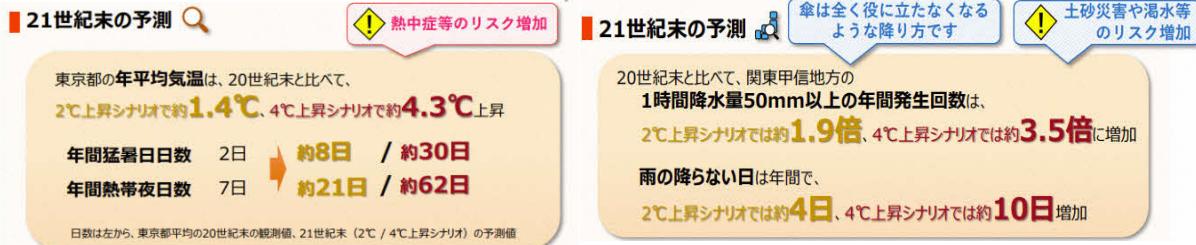


気候変動の影響

東京管区気象台（千代田区）における年平均気温の経年変化（統計期間：1876～2024）は100年あたりで2.7°C上昇しています。降水量では、日降水量100mm以上の年間日数が増加している一方、年間無降水日数にも増加傾向が見られます。2025（令和7）年3月に東京管区気象台が作成したリーフレットでは、20世紀末と比較し、東京都の21世紀末の年平均気温は2°C上昇シナリオ^{※1}では1.4°C、4°C上昇シナリオ^{※2}では4.3°C上昇し、年間猛暑日日数は2°C上昇シナリオでは約8日、4°C上昇シナリオでは約30日増加することが予測されています。



出典：気候変動適応プラットフォーム（A-PLAT）
(https://adaptation-platform.nies.go.jp/map/Tokyoy/index_past.html)



出典：東京都の気候変動（東京管区気象台）令和7年3月

※1 4°C上昇シナリオ：21世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約4°C上昇する追加的な緩和策を取らなかった世界。
※2 2°C上昇シナリオ：21世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約2°C上昇するパリ協定の2°C目標が達成された世界。

このような気候変動により、自然災害のリスクが高くなるほか、私たちの生活や健康に様々な影響が及ぼされることが予測されています。

- 健康リスクの拡大：真夏日・熱帯夜・猛暑日の増加により、高齢者や子どもを中心とした熱中症等のリスクが高まります。夜間も気温が下がらないため、睡眠の質の低下や生産性の低下も懸念されます。
- 水害の深刻化：短時間強雨の頻発に伴い、下水道の排水能力を超える内水氾濫の可能性が高まります。加えて、広域的な大雨では河川の水位上昇が重なり、隅田川や荒川をはじめとする河川の氾濫リスクが増加します。
- 連鎖する影響：浸水により交通・ライフライン・医療提供体制等が同時多発的に影響を受け、エレベーター停止や地下施設の浸水など、日常の前提が崩れる可能性があります。
- 生活コストの上振れ：猛暑対応の冷房需要増で電力ピークが上がり、家庭・事業者のエネルギー負担の増大が予想されます。

期待される行動

区民

- 暮らしの中から生じる騒音の防止など、近隣に配慮した生活を心がけます。
- エコドライブに努め、騒音や振動が発生しない自動車やバイクの運転を心がけます。
- 日常生活における節水や効率的な水利用を心がけます。
- ごみやたばこのポイ捨て・歩きたばこをしないなど、ルールやマナーを守り、まちの美化に努めます。
- 自転車は交通ルールを守り、自転車駐輪場など定められた場所に駐輪します。
- 建築物を新築・改修する場合は、周辺の景観に配慮します。
- 敷地内に雨水浸透枠や雨水タンクの設置を検討・導入することにより、雨水の地下浸透や雨水利用に努めます。
- ハザードマップを確認し、災害時に適切な避難行動がとれるように備えます。
- こまめな水分補給やクールスポット、涼み処の活用等、熱中症の予防に努めます。

事業者

- 事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の防止に努め、関係法令を遵守します。
- 周辺住民などからの苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に協力します。
- 事業所やその周辺の清掃、まちの美化活動に積極的に参加します。
- 来訪者の自転車・自動車が通行の妨げにならないように十分なスペースを確保するとともに、定められた場所に駐車・駐輪します。
- 建築物を新築・改修する場合は、周辺の景観に配慮します。
- 敷地内への雨水浸透枠や雨水タンク等の設置、透水性舗装の採用を検討・導入することにより、雨水の地下浸透や雨水利用に努めます。
- ハザードマップを確認し、災害時に適切な避難行動がとれるように備えます。
- 災害時の避難場所や物資を備えます。
- こまめな水分補給や適度な休憩等により、熱中症の予防に努めます。
- 多くの人が利用できる場所ではミスト設備の設置等涼しさを感じられる対策の実施や、クールスポット協力施設として開放するなど、熱中症対策に協力します。





区の取組

個別目標 2-1 レジリエントなまちづくりの推進

施策の方向（9）自然災害対策の推進

短時間の集中豪雨などによる浸水、河川氾濫等の災害に対する被害軽減に向け、雨水の貯留・浸透及び利用促進などにより下水道への負担を軽減し、区内の災害対策を推進します。

また、災害発生時における区民生活への影響を最小限に抑えるため、関係機関と連携し、各種ライフラインや交通網の強靭性の確保や復旧に向けた体制の整備を進めます。

施策の方向（10）地域防災力の強化と行動変容の促進

墨田区水害ハザードマップの周知を図り、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、下町らしい人と人とのつながりの中で、いざという時は地域が一丸となって助けあえる、自助・共助・公助の連携を構築します。

個別事業一覧

取組内容		担当部署
①	堤防等の耐震性や治水機能の向上を促進します。	都市整備課
②	助成制度の活用促進や、条例・要綱に基づく指導により、雨水貯留槽の設置、浸透ブロックや浸透舗装を促進します。	環境保全課 環境政策課
③	下水道の排水能力の強化を促進します。	都市整備課
④	家庭・事業所・地域団体等へ、太陽光発電や蓄電池、コーチェネレーションシステム*、EV、FCV等の導入による災害時の有用性について周知・啓発を図ります。	環境保全課
⑤	防災拠点となる公共施設において、再生可能エネルギー、次世代自動車等を活用した災害に強い自立分散型エネルギー*システムを構築し、防災機能を向上するとともに、施設運営における災害時の対応を強化します。	環境保全課 防災課 各施設所管課
⑥	市街地の再開発や整備等のまちづくりの機会においては、浸水対策を検討します。	都市整備課
⑦	公園において、雨水の貯留・浸透による洪水の抑制、緑地の維持管理等によりグリーンインフラの充実を図っていきます。	公園課 環境政策課
⑧	災害リスク軽減のため墨田区水害ハザードマップやマイタイムライン*を活用し、区民・事業者への水害時の対応について普及啓発を進めます。	防災課
⑨	気候変動の影響による降水パターンの変化による渇水（給水制限）の増加に備え、節水・雨水利用に関する啓発・情報発信を行います。	環境保全課 環境政策課

取組内容		担当部署
⑩	雨水利用ネットワーク事業を推進します。	環境政策課
⑪	自治体や民間団体、事業者等との災害時の協力協定の締結やその実効性の向上を図り、災害時における区民生活への影響を可能な限り低減できるよう努めます。	防災課

レジリエントなまちづくり

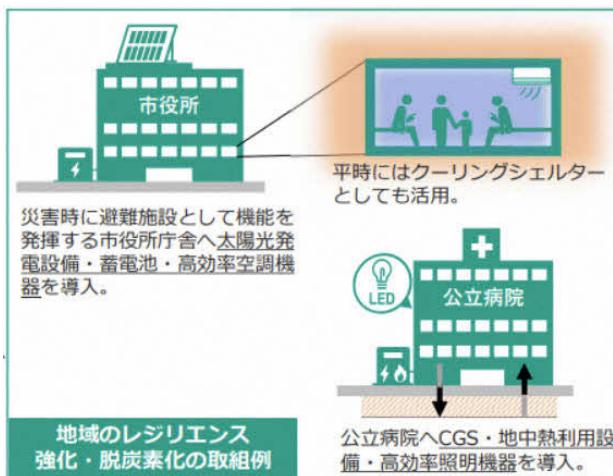
「レジリエント」とは、直訳すると「しなやかな強さ」を意味し、大きな災害や環境変化があっても、被害を最小限に抑え、素早く回復し、さらに次に備えてより強く成長していく力のことです。

近年、気候変動の影響により、短時間の集中豪雨や河川の氾濫など、私たちの生活を脅かす災害が全国各地で発生しています。こうした中で、地方自治体が進めるまちづくりにおいても、「災害に強く、安全で安心して暮らせるまち」をつくることが大きな課題となっています。

本区では、雨水を一時的に貯めてゆっくり浸透させる貯留・浸透施設や、雨水の利活用を推進することで下水道への負担を減らし、水害被害の軽減を図ります。また、災害時にライフラインや交通網が途絶しないよう、関係機関と協力して強靭な設備や復旧体制を整えています。災害時の停電対策も考慮し、太陽光発電設備や蓄電池、EVやFCVなどを非常用電源として活用できるよう、公共施設への設置・導入を進めています。また、一時集合場所となる公園でもソーラー照明灯やかまどベンチ、マンホールトイレなどの防災機能を有する設備設置を進めています。さらに、「墨田区水害ハザードマップ」の活用や地域のつながりを通じて、自助・共助・公助が連携できる体制を強化しています。

レジリエントなまちづくりは、施設や制度の整備だけでなく、地域住民一人ひとりの意識と行動があってこそ実現します。日頃から備えを確認し、地域で助け合える関係を築くことが、災害に負けないまちへの第一歩です。

【環境省が目指す地域のレジリエンスと地域の脱炭素化を同時実現】



出典：環境省 脱炭素地域づくり支援サイト

(<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/resilience/>)



個別目標 2-2

気温上昇に適応するまちづくりの推進

施策の方向（11） 健康被害対策の推進

地球温暖化の進行やヒートアイランド現象等の影響により、熱中症の発症リスクが高まっていることから、区民に向けて予防に関する情報提供、普及啓発を行うほか、熱中症特別警戒アラート*やクーリングシェルターの周知広報活動を進めます。

施策の方向（12） ヒートアイランド対策の推進

建物の建築断熱改修や、屋上緑化・壁面緑化、公園や街路樹等の緑の整備、打ち水等によりヒートアイランド対策を推進します。

*建物対策は基本目標1へ、緑化は、基本目標3へ、

個別事業一覧

取組内容		担当部署
①	気温上昇に伴う熱中症対策として、各種広報媒体等を用いた情報発信を迅速に行い、関連機関を通じて周知等の強化を図ります。	健康推進課 環境保全課 関係各課
②	熱中症特別警戒アラートが発表された際、避難施設として利用できる区内の公共施設をクーリングシェルターに指定します。また、夏季期間にはクールスポット・涼み処として涼める場所を開放します。	環境保全課 高齢者福祉課
③	ジカ熱・デング熱の媒体となる蚊の生息状況、ウイルス保有状況を調査し、感染拡大の防除に努めるとともに、区民に対して感染症リスクに関する情報提供を行い、健康被害の発生防止に努めます。	生活衛生課 保健予防課
④	薬剤師会との連携により、すみだひと涼みスポット薬局を設置し、熱中症予防に努めます。	健康推進課
⑤	「すみだ打ち水推進月間」「おうちde打ち水」を通して、ヒートアイランド現象の緩和と雨水の有効利用について啓発します。	環境政策課
⑥	気候変動に伴う気温上昇を考慮し、各課は開催するイベントや講座について、状況に応じて開催時期の調整や実施方法の見直しを検討します。	環境政策課

個別目標2-3**節水と雨水活用の推進****施策の方向（13） 節水の推進**

降水パターンの変化などにより、墨田区の水道水源となっている江戸川で渇水（給水制限）が増加する可能性があるため、区民に向けて日常生活における節水や効率的な水利用に関する情報提供を行います。

施策の方向（14） 雨水利用の啓発・普及の推進

雨水利用のメリットや区における取組状況などの情報を発信し、区民・事業者の自主的な雨水利用を促進します。

施策の方向（15） 広域連携による雨水利用の推進

他自治体・雨水に関する環境NPO・事業者・大学等との連携強化を図りながら、雨水利用を推進します。

個別事業一覧

取組内容		担当部署
①	各種講座やイベント等で節水や水循環に関する啓発を図るとともに、ホームページ等において節水の情報を発信します。	環境保全課
②	区報やホームページ等で雨水利活用や雨水タンク等の雨水利用促進助成制度について周知を行います。	環境政策課
③	条例や要綱に基づき、雨水の貯留・浸透指導を実施し、区民・事業者の雨水利用を促進します。	環境保全課
④	雨水ネットワーク事業を推進し、他自治体、環境NPO、事業者、大学等と連携した取組を進めます。	環境政策課
⑤	雨水利用に関する講座・出前授業等を実施し、雨水利用の普及啓発を図ります。	環境政策課

墨田区の雨水利用

雨水利用とは、建物の屋根などに降った雨を貯留槽（タンク）に貯め、貯めた雨水を樹木への散水、トイレの洗浄水などに利用することです。墨田区は東京都東部低地のゼロメートル地帯に位置し、かつては「都市型洪水」に悩まされてきました。その解決策として、全国に先駆けて雨水利用に取り組み、雨水の更なる活用の推進に努めています。

《雨水利用の主なメリット》

- **節水効果**：水道水の使用量を減らすことができ、水道料金の削減になる
- **洪水対策**：豪雨の際には、一時的に雨水を貯めて、洪水リスクを低減させる
- **防災対策**：平時から雨水を貯めておくことで、災害時の生活用水に活用できる





個別目標 2 - 4

公害対策の推進

施策の方向（16） 良好的な生活環境の確保

大気汚染、水質汚濁、騒音等について、環境基準の達成及び区民の良好な生活環境を確保するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導、立入検査等の取組を実施します。

施策の方向（17） 監視・測定の実施

大気、水質、騒音等、区内の環境状態の監視・測定を実施します。

個別事業一覧

取組内容		担当部署
①	良好的な生活環境を確保するため、事業所・工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導や適切な助言を行います。	環境保全課
②	大気、河川水質、騒音等の監視・測定を行い、結果についてわかりやすい情報発信に努めることで、環境基準の達成に向けて、区民や事業者に環境改善への取組を働きかけます。	環境保全課
③	区民等からの公害苦情に対応するとともに、事業者に対して環境配慮への理解を高めるための啓発を行います。	環境保全課
④	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の発生源となる設備機器等に対して、区内中小企業への融資あっせんを通して公害防止を促進します。	経営支援課
⑤	アスベスト対策に関する周知を行うとともに、調査費用の助成や対策工事の融資あっせんにより健康被害対策を推進します。	環境保全課 経営支援課
⑥	ダイオキシン等の有害化学物質や放射線に関する調査を実施し、環境リスクの軽減に努めます。	環境保全課

個別目標2-5 まちの美化・景観の保全**施策の方向（18） まちの美化の推進**

路上喫煙防止やごみのポイ捨て防止を呼び掛けるとともに、地域との協働による「クリーンアップキャンペーン」等を実施して、区民・事業者との協働によりまちの美化を推進します。

施策の方向（19） 魅力ある景観の形成

墨田区景観計画の「水辺と歴史に彩られ、下町情緒あふれる“すみだ風景づくり”」という景観まちづくり像の実現に向けて、地域の特色を生かしたすみだらしい景観を形成します。

個別事業一覧

取組内容		担当部署
①	区民・事業者との協働により「クリーンアップキャンペーン」を実施します。	地域活動推進課 すみだ清掃事務所
②	啓発指導員によるパトロール等を通じて喫煙者のマナー向上に努め、路上喫煙防止対策を推進します。	地域活動推進課
③	老朽危険家屋等の所有者等への指導・助言等を実施し、地域の安全を確保します。	安全支援課
④	景観条例や景観計画に基づき、魅力あるすみだらしい景観の形成に努めます。	都市計画課
⑤	「放置自転車追放キャンペーン」など放置自転車の抑制に向けた啓発等を実施し、放置自転車削減を推進します。	土木管理課
⑥	定期的なパトロールの実施により、道路不正使用の是正を推進します。	土木管理課





基本目標3 自然共生社会の実現



施策展開の方向性

本区は豊かな水辺に囲まれ、江戸時代から四季の自然を楽しむ文化があり、日常生活の中で、水と緑を通して豊かな情緒を育んできました。住宅等の密集により、一定規模の緑地を新たに創出することは難しい状況ですが、引き続き「まちなかに点在する緑」や「街路樹」を増やし、うるおいとやすらぎを得るとともに、生物多様性の保全に向けエコロジカルネットワーク*の形成を推進します。区民・事業者と連携し、花や緑の充実を図り、自然と共生する社会を目指します。

成果指標

指標	単位	基準値		目標値 2035（令和17）年度
		2024（令和6）年度	2035（令和17）年度	
区内公園面積※1	ha	65.4		72.7
みどり率※2	%	20.8		21.0
緑化講習会への申込者数	人	521		580
自然観察会への申込者数	人	323		360

※1 「墨田区公園マスターplan」に基づく基準値（令和6年4月1日現在）と目標値（令和23年度）

※2 「第二次墨田区緑の基本計画～墨田区生物多様性地域戦略～」に基づく基準値（平成30年度）と目標値（令和22年度）

エコロジカルネットワーク

エコロジカルネットワーク（生態系ネットワーク）とは、生物多様性の拠点（コアエリア）となる優れた自然環境を持つ地域を、生態的回廊（コリドー）で相互に連結した空間のことです。これにより、野生生物の移動や分散が可能となり、地域全体の生態系が健全に保たれます。本区では、向島百花園、隅田公園、大横川親水公園などを生物多様性の拠点地区と位置づけ、定期的な生物調査を実施し、ネットワークの形成・維持に努めています。

出典：墨田区緑の基本計画・生物多様性地域戦略



期待される行動

区民

- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 国外の外来種だけでなく国内の他地域から持ち込んだ生きものを放流、放逐しません。
- 自然を大切にし、自然観察会やワークショップなどに進んで参加します。
- 水と緑とのふれあいを通して、環境保全の大切さを意識します。
- 植栽、緑のカーテンの設置やベランダ、屋上等で植物を育てるなど、身近な緑を増やします。
- 環境への影響を最小限に抑えた製品や持続可能な方法で生産された食品を積極的に選択します。

事業者

- 自らの事業活動において生物多様性に配慮します。
- 地域の生態系に影響を与える外来生物について正しく理解します。
- 自然を大切にし、地域の環境保全活動や生物調査への情報提供などに協力します。
- 植栽や緑のカーテンの設置、壁面緑化及び屋上緑化など、敷地内の緑化に努めます。
- 関連規定を遵守し、緑地整備を行います。
- 環境への影響を最小限に抑えた製品や持続可能な方法で生産された食品を積極的に選択します。同時に、自ら製造を行う場合には、生態系の保全や生物多様性の維持に配慮した生産方法を採用するよう努めます。

外来種被害予防3原則

外来種とは、もともとその地域にいなかったのに、人間活動によって他地域から導入された生物のことです。外来種の中には、農作物や家畜、ペットのように、私たちの生活に欠かせない生物もたくさんいますが、在来種（もともとその地域にいる生物）を食べたり、ヒアリのように毒をもっていたり、農作物を荒らす等、人間の生活や健康、地域の自然環境に悪影響を与える場合があります。このような被害を予防するために、以下の3原則を守ることが重要です。

外来種被害予防3原則

1. 入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を 自然分布域から非分布域へ「**入れない**」

2. 捨てない（逃がさない・放さない・逸出させないことを含む）

飼養・栽培している外来種を適切に管理し「**捨てない**」

3. 拠げない（増やさないことを含む）

既に野外にいる外来種を他地域に「**拠げない**」





区の取組

個別目標 3-1 自然・水辺環境の保全・活用

施策の方向 (20) 水辺の保全と活用

隅田川をはじめとする河川等の水辺とそれを取り巻く自然について、区民が身近に親しみを感じられるように保全と活用を進めます。

施策の方向 (21) 自然に触れ合える機会の創出

「緑と花の学習園」を充実させ、区内で自然と触れ合える場を創出します。

個別事業一覧

取組内容		担当部署
①	河川法面や河川沿いの緑化等、水辺の保全を推進します。	公園課 都市整備課
②	区民や事業者との協働により、河川敷や池の周辺の環境保全活動を行います。	環境保全課 都市整備課 公園課
③	河川や親水公園、池等の水辺の生きものの調査や自然観察会を実施し、水辺保全の理解と啓発を図ります。	環境保全課 都市整備課 公園課
④	隅田公園、小梅橋船着場、両国リバーセンターなどの水辺空間の情報を発信することで区民や区内団体の主体的な活動を促進します。	観光課 公園課
⑤	「緑と花の学習園」の機能を拡充し、イベントや講座を充実させ、区民が自然と触れ合える機会を創出します。	環境保全課
⑥	荒川の木根川橋自然保全エリアでは、ヨシ原を中心とした、多様な生物が生息できる環境とします。	都市整備課
⑦	関連機関と連携し、小・中学校、高校、大学などが自然に触れ合うフィールドワーク・環境学習の場として活用できる公園づくりを推進します。	公園課

個別目標3-2**まちなかの緑の保全と質の向上****施策の方向（22）公園の整備・維持管理**

公園の整備・維持管理を着実に推進するとともに、自然とふれあい、たくさんの人が訪れて交流が生まれる場の創出に努めます。

施策の方向（23）身近な緑の創出

公共施設の緑化や開発事業等に伴う緑化指導、区民や事業者による緑化活動を促進することで、身近な緑の豊かさを感じられるまちづくりを推進します。

個別事業一覧

取組内容		担当部署
①	公園の自然、歴史・文化、レクリエーション施設などの資源を最大限活用し、まちのシンボルとなる公園を整備します。	公園課
②	グリーンインフラを生かし、地域の防災力向上にも資する公園整備を検討します。	公園課 環境政策課
③	公園の改修工事に合わせて樹木の植替えを行う等、公園緑化を推進します。	
④	道路の改修工事に合わせて街路樹の植替えを行う等、道路緑化を推進します。	道路・橋りょう課
⑤	区民や事業者が主体的に取り組む緑化活動である「道路緑化ボランティア」を支援します。	道路・橋りょう課
⑥	「緑と花のまちづくり推進地域」の制度を活かし、区民が育む地域の緑化を支援します。	環境保全課
⑦	区内に残された自然度の高い貴重な保全樹木等に対する補助を実施し、緑の保全に努めます。	環境保全課
⑧	「緑と花の学習園」において、緑化相談や講習会等を実施し、区民が緑を創出するため支援機能の充実を図ります。	環境保全課
⑨	公共施設の新築・改築時には、立体緑化（屋上・壁面緑化）の設置を進めるとともに、すでに立体緑化が設置されている施設においては、良好な状態の維持管理に努めます。	環境保全課 庶務課 公共施設マネジメント推進課
⑩	一定規模以上の建設事業に対して、条例や要綱に基づく指導を行い、緑化を促進します。	環境保全課 都市計画課
⑪	講習会及びコンテストを通じて、緑のカーテンの普及・啓発を図ります。	環境保全課
⑫	大規模開発などの機会を捉えて、民間のオープンスペース拡充に向けた調整を進めます。	都市整備課





個別目標 3-3 生物多様性の理解促進

施策の方向（24）生きものの生息・生育空間の保全

水辺や緑地等の整備を通じ、区内の植物や生きものの生息・生育空間を保全します。また、関連機関と連携し、区内で確認された外来生物による人や生態系への被害防止に努めます。

施策の方向（25）生物多様性の保全に向けた普及・啓発

自然観察会や生きものワークショップ等のイベント、環境学習講座を開催し、区民が生きものと触れ合える機会と場を提供し、生物多様性に関する理解促進と普及啓発を行います。

個別事業一覧

取組内容		担当部署
①	生物多様性保全のために、植物や生きもの及び生息・生育環境を守り、育て、活かす人材として環境ボランティアを育成し、リーダーとして地域の取組への参画を呼びかけます。	環境保全課
②	「自然観察会」や「生きものワークショップ」等の開催を通じて、区民等が自然に触れ合える機会を創出します。	環境保全課
③	学校と連携して、生物に係る環境学習を支援します。	環境保全課 庶務課
④	区民や事業者等と協力して、区内に生息・生育する生きもののモニタリング調査を実施し、情報発信することにより保全活動に活用します。	環境保全課
⑤	区ホームページの「すみだ生きもの写真館」を活用し、区・区民・事業者が双方向で情報を共有し、生物多様性の保全を推進します。	環境保全課
⑥	有害鳥獣による生活環境被害状況の把握に努め、情報提供を行うとともに、関連機関と連携して対策を行います。	環境保全課
⑦	バードウォッチングなどの自然観察の機会を得られるプログラムについて、関係機関と連携して実施します。	環境保全課

基本目標4 循環型社会の実現



施策展開の方向性

区ではこれまで2R（リデュース・リユース）の取組を中心とした3Rの推進を実施し、ごみの減量化・再資源化を進めてきました。

また、プラスチック分別回収の開始や食品ロス削減の取組など、環境負荷の低減に向けた施策を積極的に展開してきました。

こうした取組を基盤として、循環経済（サーキュラーエコノミー）の考え方に基づく資源の効率的利用及び廃棄物発生の最小化を目指す経済システムの構築を目指し、持続可能な循環型社会の形成をより一層確実に推進します。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
		2024（令和6）年度	2035（令和17）年度
区民1人1日あたりごみ総量	g	594	529
区民1人1日あたり区収集ごみ量	g	461	393
プラスチック分別協力率※	%	22.6	30
区民1人1日あたり家庭系食品ロス量	g	31.5	28.4

※基準値は令和7年度組成調査結果の値





期待される行動

区民

- すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは買わないようにします。
- 環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使用します。
- マイバッグやマイボトルを使用し、可能な限りレジ袋や使い捨てプラスチックは受け取らないようにします。
- 生ごみの水切りなどによるごみの減量化に努めます。
- 食材の食べきりや使い切りを実践するとともに、フードドライブを活用する等、食品ロスを出さないように配慮します。
- 食べきり推奨店を利用する等、飲食店で食品の食べ残しがないようにします。
- プラスチック資源を正しく分別し、もえるごみに混入させないよう気をつけます。
- ごみと資源物の分別排出を徹底します。
- 区が行う資源回収や地域の集団回収に積極的に参加します。

事業者

- すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは作らないようにします。
- リサイクルまたは分別しやすいもの（商品）を作るようになり、資源にできるものは主体的に回収します。
- 環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使います。
- 商品の過剰包装や使い捨てプラスチックの提供を控えます。
- 食品ロスを出さないように配慮します。
- 事業系ごみは資源化を積極的に進めるとともに、自らの責任で適正に処理をします。
- 資源循環に配慮した製品の設計、製造、販売に努めます。

個別目標4-1**2Rの推進****施策の方向（26）ごみの発生抑制**

3Rの中で最優先される発生抑制（リデュース）の取組を推進します。環境に配慮した消費行動や事業活動を促進し、使い捨て製品の使用抑制や食品ロスの削減に取り組みます。また、製品の長寿命化や簡易包装の普及を図ります。これらの取組を通じて、家庭や事業活動におけるごみの発生そのものの削減を図ります。

施策の方向（27）資源の再利用の推進

ごみの発生抑制に次いで重要な、再使用（リユース）を中心とした取組を推進します。使用済み製品や部品の再使用を促進し、日常生活や事業活動におけるリユースの実践を支援します。これらの取組を通じて資源の有効活用を図り、資源消費量とごみ排出量の削減を図ります。

□ 個別事業一覧

取組内容		担当部署
①	2Rを優先したリデュース・リユースの取組の普及啓発を推進します。	すみだ清掃事務所 環境政策課
②	フードドライブ等の取組を推進し、食品ロス削減を図ります。	環境政策課
③	使い捨てプラスチック製品の利用削減に向け、マイバック運動、マイボトル運動を推進します。	すみだ清掃事務所
④	プラスチック資源の分別方法の周知により、プラスチック資源の分別回収の徹底を図ります。	すみだ清掃事務所
⑤	生ごみ処理機や生ごみ処理容器の購入費用の一部を助成し、生ごみ減量を推進し、運搬及び焼却時に発生する二酸化炭素を削減します。	環境保全課
⑥	リサイクルブック事業を実施します。	ひきふね図書館
⑦	リサイクル清掃地域推進員制度を活用し、リサイクルの最新動向の把握と情報発信を実施します。	すみだ清掃事務所
⑧	集団回収への積極的な支援を通じ、資源化を促進します。	すみだ清掃事務所



個別目標 4-2 ごみの適正処理の推進

施策の方向（28）効果的・効率的な廃棄物処理の推進

将来のごみや資源の排出予測に基づき効率的に収集を行うとともに、高齢者世帯の増加などの社会的環境の変化にも対応した収集・運搬を推進します。

施策の方向（29）廃棄物の適正処理の推進

区民や事業者に対して、ごみの分け方や出し方について必要な情報をわかりやすく提供することにより、ごみの分別や排出ルールの遵守徹底を図ります。

■ 個別事業一覧

取組内容		担当部署
①	環境負荷の少ない収集・運搬車両を導入します。	すみだ清掃事務所
②	高齢者や障害者等に対し、個別の状況に応じたきめ細かい収集を実施します。	すみだ清掃事務所
③	ごみ予測量に基づく作業計画を策定し、ごみ・資源の効率的な収集・運搬を推進します。	すみだ清掃事務所
④	粗大ごみ手数料オンライン決済の利用を促進します。	すみだ清掃事務所
⑤	都や近隣自治体と連携し、災害時における廃棄物処理対策を検討します。	すみだ清掃事務所
⑥	デジタル技術を活用したより効果的な情報発信を行い、ごみの適正処理の徹底を図ります。	すみだ清掃事務所
⑦	事業系ごみについて指導・助言を行い、事業者による適正排出と自主的な取組を推進します。	すみだ清掃事務所
⑧	パトロールや看板等の設置により、不法投棄や資源の持ち去りの防止対策を推進します。	すみだ清掃事務所
⑨	区民・事業者には、排出ルールの遵守徹底及び役割の明確化と支援を実施します。	すみだ清掃事務所
⑩	リチウムイオン電池やリチウムイオン電池を含む小型家電について拠点回収を実施し、安全な収集活動を推進します。	すみだ清掃事務所
⑪	墨田清掃工場リニューアル工事期間中における廃棄物処理体制を確立します。	すみだ清掃事務所

個別目標4-3

多様な資源循環と循環経済の推進

施策の方向（30）3R+Renewableの推進

3Rの取組推進に加え、再生可能な資源に替えるRenewableの取組を推進することで、区民・事業者・区が一体となり、資源循環に配慮した生産や消費行動に積極的に取り組みます。

施策の方向（31）プラスチック資源循環の更なる推進

プラスチック資源循環の更なる推進のため、分別回収したプラスチックの再商品化を推進し、循環経済の仕組みを構築します。

□ 個別事業一覧

取組内容		担当部署
①	事業者と連携して、循環経済の取組を推進します。	環境政策課
②	資源循環に配慮した商品の選択やごみ分別の徹底等、循環経済の取組について周知啓発を行います。	すみだ清掃事務所
③	事業者によるプラスチックの自主回収や再資源化を呼びかけ、プラスチック製品の再資源化を促進します。	すみだ清掃事務所
④	分別回収したプラスチックの再商品化を推進し、資源の地域内循環の促進に努めます。	環境政策課
⑤	資源回収拠点の拡充と回収品目の充実を図ります。	環境政策課
⑥	新たに資源化すべき品目、その回収方法について、長期的な展望をもって検討します。	すみだ清掃事務所

プラスチックの資源回収

本区では、2024（令和6）年4月から全区域でプラスチックの資源回収を開始しました。これまで燃やすごみとして出していた"安全"で"キレイ"な"プラスチック100%素材"を資源物として週1回回収しています。回収したプラスチックはリサイクルして製品へと再生され、これにより二酸化炭素排出量を効果的に削減できるようになりました。リサイクルには正しく分別することがとても重要です。ごみ分別案内チャットボットも活用しながら、みんなできちんと分別しましょう。



基本目標5 環境活動を実践するまちの実現



施策展開の方向性

本プランが目指す「一人ひとりが未来を創る ゼロカーボンシティすみだ」を実現するためには、社会を構成する一人ひとりが環境との関わりについて理解や認識を深め、環境配慮の行動をとっていくことが求められます。

気候変動の影響の深刻化をはじめとする今日の環境問題に対して、ライフスタイルや事業活動を見直し、区民・事業者・区がそれぞれの役割を自主的・積極的に果たしていくことがその解決への一歩となります。

そのため、家庭や学校、職場をはじめ、様々な場面で子どもから大人まで幅広い世代の区民や事業者が環境についての正しい知識を学べる環境教育と学習の機会の充実を図っていきます。さらに、学んだ成果を具体的な行動として実践する環境活動の場を、区民・事業者・区の協働により拡充します。

成果指標

指標	単位	基準値		目標値	
		2024（令和6）年度	2035（令和17）年度	2024（令和6）年度	2035（令和17）年度
環境ボランティア登録者	人	98		100	
環境啓発講座参加／参加意欲 ^{※1}	%	118.1		100	
環境美化活動への参加/参加意欲 ^{※2}	%	21.6		25	
環境行動の実践率 ^{※3}	%	92.1		95	

※1 環境啓発講座の定員数に対する申込者数の割合

※2 基準値は令和6年度住民意識調査で「環境美化活動（清掃・リサイクルなど）」に実際に参加しているまたは参加してみたいと回答した区民の割合

※3 基準値は令和6年度住民意識調査で「地球温暖化防止のための取り組み」について現在取り組んでいることがあると回答した区民の割合

期待される行動

区民

- 環境行動の実践に努めます。
- 自主的に環境学習に取り組みます。
- 環境行動に関する情報を意識して取り入れます。
- デコ活の趣旨を理解し、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- 地域の環境保全活動に参加します。
- 環境イベント、環境学習講座などに参加します。

事業者

- 企業としての環境行動の実践に努めます。
- デコ活の趣旨を理解し、事業活動での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- 従業員を対象とした環境研修を実施し、環境意識の向上に努めます。
- 施設見学の受入れなど、環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 自社の環境への配慮に関する取組や情報を積極的に発信します。
- 地域の環境保全活動に参加します。
- 区民や区が実施する環境イベント、環境学習講座などに協力、参加します。

すみだ環境共創区民会議

すみだ環境共創区民会議は、すみだ環境基本条例に基づいて設置する、区における環境の共創（P.2 すみだ環境基本条例第3条参照）に関する施策を総合的に推進するための会議体です。委員は、公募による区民のほか、環境団体、環境保全活動に実績のある区民及び事業者（最大25名）で構成されています。

月1回程度の会議では、委員の自由な発想でテーマや内容を設定し、委員同士で活発に議論するとともに、会議の議論と連動した実践活動（すみだエココラム配信、すみだ環境フェア出展、フィールドワーク等）を行い、区民の環境に対する意識変革と行動変容を促進しています。その他にも、すみだ環境の共創プランのうち、区民及び事業者の活動と区の施策との整合性に関する協議や、環境の共創の推進についての区への意見など、区と協働して環境の取組を推進しています。

写真を挿入予定。



区の取組

個別目標 5 - 1 環境教育・環境学習の充実

施策の方向（32）学校における環境教育の推進

次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒に対して、事業者や大学、区と連携した環境学習授業、環境教材や環境学習ツールの提供等を通じて環境教育の一層の充実を図ります。

施策の方向（33）環境学習機会の拡充

地球温暖化やごみ、雨水利用、生物多様性等の環境体験学習を推進し、区民の環境に関する理解の向上に役立てます。環境学習施設や民間の体験学習施設と連携し、環境学習の機会の拡充を図ります。

□ 個別事業一覧

取組内容		担当部署
①	「すみだの自然と生きものガイドマップ」や「できることからはじめよう」などの学校向け環境学習・啓発冊子を配布し、学校における環境教育を推進します。	環境保全課 環境政策課 すみだ清掃事務所
②	出張授業や環境学習プログラムなど、教育現場で活用できる多様な環境学習ツールを提供します。	環境保全課 環境政策課 すみだ清掃事務所
③	GIGAスクール構想に基づき一人1台の端末を効果的に活用した環境教育を推進します。	指導室
④	体験型学習を含めた各種講座や自然観察会等を実施し、区民の学習の機会の拡充を図ります。	環境保全課 すみだ清掃事務所 都市整備課
⑤	すみだリサイクルセンターにおいて、環境に関する展示や各種講座の開催、資源循環の取組のほか、福祉施策と連携した環境学習の機会を創出します。	環境政策課

個別目標5-2**環境情報の共有****施策の方向（34） 環境情報の発信・受信の充実**

区報、区ホームページ、SNS等の様々な媒体を活用しながら、区内の環境保全活動に係る情報発信を行うとともに、区内で活動を行っている区民や環境保全団体等の取組を広く周知します。

施策の方向（35） 環境行動変容の促進

環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの行動変容の促進に向けて、効果的な情報発信やツールの提供を行います。

個別事業一覧

取組内容		担当部署
①	区報、区ホームページ、SNS等の様々な媒体の特性を活かしながら、環境に関する情報をわかりやすく適切に発信し、区民・事業者の行動変容を促します。	環境保全課 環境政策課
②	区内で環境活動を行っている個人・事業者・団体等の環境活動の取組を環境フェア等のイベントや各種講座において広く周知します。	環境保全課
③	区民・事業者等と協働で運営する『すみだ環境共創区民会議』において、実効性の高い環境活動を検討し、その成果を周知します。	環境政策課
④	デコ活を積極的に推進し、区民・事業者の日常生活や事業活動の脱炭素に向けた取組を促進します。	環境保全課
⑤	中小事業者の脱炭素経営に向けた効果的なツールの提供等を行います。	環境保全課 経営支援課
⑥	区内小中学校をはじめ、広く区民に活用してもらえるよう、「環境学習ツール」等のデジタルツールの充実と普及に努めます。	環境政策課

すみだエココラム

本区のホームページでは、毎月「すみだ環境共創区民会議」の委員による環境コラムを掲載しています。このコラムでは、環境に関する専門知識だけでなく、執筆者自身の実体験に基づいた生きた環境活動情報も紹介されています。さらに、テーマによっては読者からの情報提供も受け付けており、これらの機会を通じて双方向の環境情報共有が可能となっています。環境について学び、考え、行動するためのヒントが満載です。

区ホームページ⇒くらし⇒環境・緑・雨水・生物・地球温暖化⇒地球温暖化
 ⇒区の環境施策⇒すみだ環境共創区民会議⇒月刊すみだエココラム
https://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/kankyou_hozon/ondanka/sisaku/kyousou_kaigi/ecokoramu.html



個別目標 5-3

協働による環境活動の推進

施策の方向（36） 環境活動を推進する人材の育成

各種講座・講習会を通じ、様々な年代の区民を対象に環境ボランティアの育成を図ります。これらを通じ、参加者からボランティアへ、さらにボランティアからリーダーへのステップアップを図るとともに、学校や地域での環境体験学習等で助言・指導ができる環境リーダーを育成します。

施策の方向（37） 区民・事業者が行う自主的な環境配慮行動への支援

区民や事業者が行う環境活動を「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」等に基づき、区民・事業者・区の協働の立場から支援を図ります。

また、事業者が行う環境配慮型製品の開発・製造や、環境の共創に資する事業活動の実績を取り上げてPRすることにより、さらにその活動の輪が波及するよう支援します。

施策の方向（38） 協働による環境活動の充実

環境団体やボランティア、事業者と連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動やイベントの開催・充実を図ります。

個別事業一覧

取組内容		担当部署
①	イベント等で環境ボランティアの活動紹介を行うとともに、体験会を実施し、活動の裾野を広げます。	環境保全課
②	自然観察会等のイベントの運営補助等を通じて、環境配慮行動に主体的な人材の育成をするとともに、リーダーとしての経験のステップアップを図ります。	環境保全課
③	墨田区SDGs宣言事業により、SDGsの取組を通して環境に対する関心を高め、地域における環境配慮行動の活性化を支援します。	産業振興課
④	区民・事業者、環境団体等と連携して、すみだ環境フェアをはじめとする環境イベントを開催し、環境配慮意識の醸成と行動の促進を図ります。	環境保全課 環境政策課

第5章 プランの推進



1 プランの推進体制

区民・事業者・区がお互いの役割を理解し、それぞれができること、すべきことを行い、これら三者の協働を基礎としてプランの推進を図っていきます。

■ 墨田区環境基本条例推進本部

本プランに掲げた施策の推進には、多数の部署が関係しているため、各部署の意見をとりまとめ、区全体として環境行政を推進していく全庁的な組織である「墨田区環境基本条例推進本部」において審議を行い、施策・事業の総合的・計画的な取組を進めます。

■ 墨田区資源環境審議会

本プランを推進していくには、環境に関する専門的な知識はもとより、環境行政全般にわたる広範囲な知識も必要となってきます。

このため、学識経験者等を構成員として、墨田区環境基本条例に基づき設置される「墨田区資源環境審議会」に、本プランの専門的かつ広範囲にわたる審議や環境行政への答申、助言を求めます。

■ すみだ環境共創区民会議

本プランの実効性をより高めるためには、区民・事業者の理解と協力が不可欠です。このため、区民・事業者により構成された、すみだ環境共創区民会議と意見交換を行う場を設け、協働により事業を推進していきます。

■ 緑の推進会議

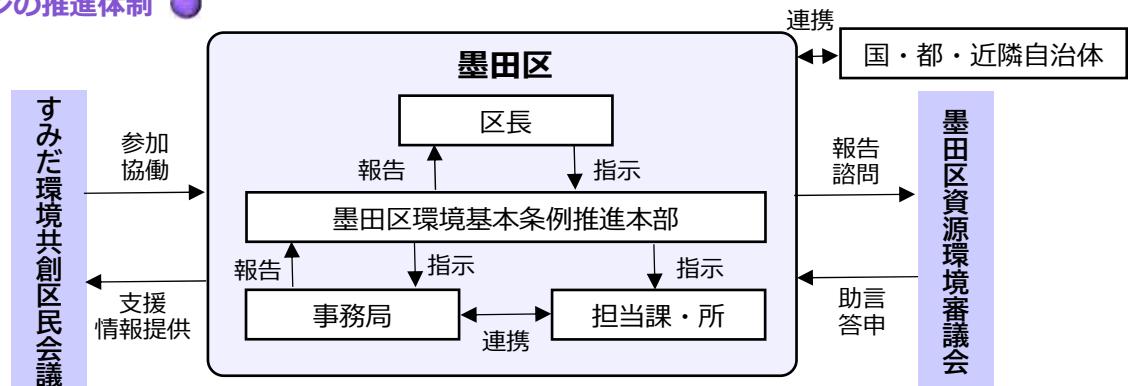
本プランに基づく緑化の推進を円滑に進めるため、区公共施設の緑化推進及び緑地保全について、関係部署が緊密な連絡および相互協力をを行う場を設けます。

■ 広域及び他分野の連携

国、東京都及び近隣自治体と緊密に連携し、共通する環境課題や地球規模の環境問題に対して、広域的な視点から効果的な取組を推進していきます。

また、本プランの推進を通じ、「社会・経済・環境」の多様な課題の総合的な解決を目指すために、環境以外の分野とも連携を図りながら取り組んでいきます。

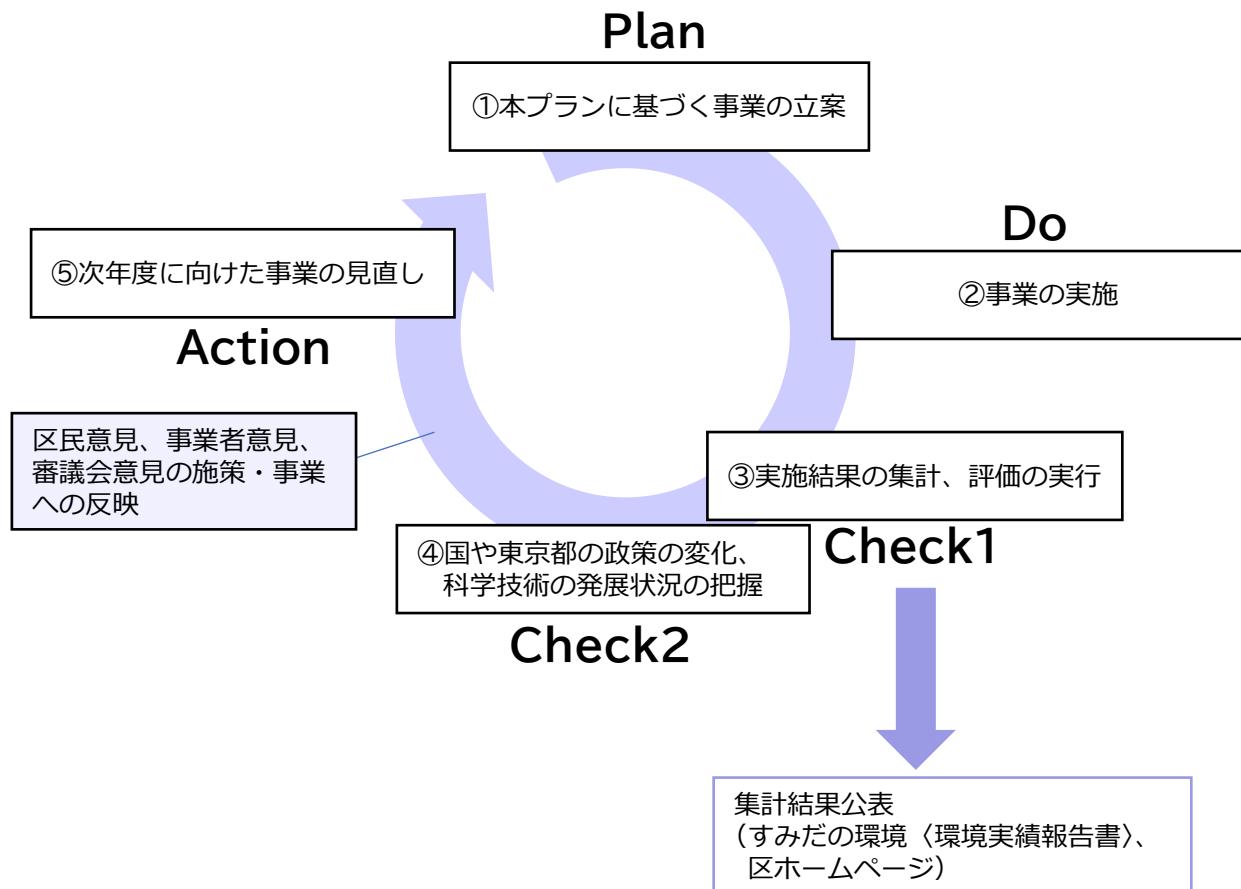
● プランの推進体制 ●



2 プランの進行管理

PDCAサイクルにより、環境施策の実施状況を把握・評価して次年度の取組に反映します。また、社会情勢の変化、国及び都による計画内容の見直し、新たな技術革新、予期せぬ環境問題の発生など、環境保全分野を取り巻く状況は常に変化しているため、これらの状況を把握して次年度の取組へ反映していきます。

● PDCAサイクルによるプランの進行管理 ●



資料編

1 プラン策定の経過

(1) 墨田区資源環境審議会

■ 審議経過

開催日	審議事項
令和7年7月4日	・第三次すみだ環境の共創プラン策定に係る基本的な考え方について
令和7年11月13日	・「第三次すみだ環境の共創プラン」(案)について
令和8年2月2日	・「第三次すみだ環境の共創プラン」について

■ 墨田区資源環境審議会名簿

選出区分	役職	氏名	所属等
学識経験者	会長	萩原 なつ子	独立行政法人国立女性教育会館 理事長
	副会長	日置 雅晴	神楽坂キーストーン法律事務所 弁護士
	副会長	見山 謙一郎	昭和女子大学人間社会学部現代教養学科 教授
		江尻 京子	多摩ニュータウン環境組合 リサイクルセンター長
		三輪 正幸	千葉大学環境健康フィールド科学センター 助教
事業者 ・ 団体		天野 純子	東京ガス株式会社 東京東支店長
		戸屋 輔	東京電力パワーグリッド株式会社 江東支社長
		染谷 真央	アサヒユウアス株式会社OneAsahiユニットリーダー
		神谷 守	東京都鍍金工業組合 向島支部長
		廣田 健史	東京商工会議所 墨田支部
		井上 佳洋	墨田区商店街連合会 事務局長
		宇仁菅 伸介	公益財団法人 廃棄物・3R 研究財団 専務理事
		山本 耕平	NPO 法人 雨水市民の会 理事長
区民		小木曾 清三	公募区民
		平田 一真	公募区民
		真鍋 文朗	公募区民
		横井 貴広	公募区民
		吉野 潤一	公募区民
区議会議員		はねだ 福代	墨田区議会地域産業都市委員会 委員長
		甲斐 まりこ	墨田区議会地域産業都市委員会 副委員長

(2) すみだ環境共創区民会議

■ 審議経過

開催日	審議事項
令和7年8月22日	・第三次すみだ環境の共創プランに係る基本的な考え方について
令和7年9月26日	・第三次すみだ環境の共創プランの策定について

■ すみだ環境共創区民会議名簿

選出区分	役職	氏名	所属等
環境保全活動に実績のある区民及び事業者	会長	宇田川 明	環境保全活動に実績のある区民
		森下 香洋子	環境保全活動に実績のある区民
		平野 知子	東京電力パワーグリッド株式会社 江東支社
		正田 萌華	東京ガス株式会社 東京東支店
		小木曾 清三	環境保全活動に実績のある区民
環境団体の構成員	副会長	門倉 美雪	緑と花のサポーター
		佐原 滋元	NPO 法人 雨水市民の会
		笠貫 昇	すみだ景観フォーラム
		小林 茂美	エコライフサポーター
		木股 里穂	エコンチャエルト
		牛久 光次	NPO 法人 寺島・玉ノ井まちづくり協議会
公募による区民及び区長が必要と認める者		佐野 まさ子	公募区民
		碓氷 喜信	公募区民
		松村 拓也	公募区民
		石井 裕二	公募区民
		大垣 昌之	公募区民
		河田 雅司	公募区民
		橋本 玲子	公募区民
		真鍋 文朗	公募区民
		小河原 豊	公募区民





2 すみだ環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 区の環境の共創に関する総合的施策（第7条—第15条）

第3章 基本施策の推進体制（第16条—第21条）

第4章 雜則（第22条）

付則

墨田区は、隅田川や荒川のほか、中小内河川が区内を縦横に流れる豊かな水環境を有している。これらの河川は、かつての汚染が、公害規制の強化等により現在では魚が生息できるほどにまで水質が改善され、隅田川の花火大会やレガッタなど、川とは切り離せない伝統行事が復活し、多くの人々が水辺に集うようになった。

また、区民同士のふれあいや下町情緒に彩られた心温まるコミュニティは、人と地域と環境にやさしいまちづくりの基本となる墨田区の財産である。

さらに、人々が働き、暮らす場所が一体となった「職住近接」は、ものづくりのまちとしての墨田区の特色を表しており、地域に根ざした中小企業が環境問題に取り組んでいく姿勢は、地域に影響を及ぼし、環境と調和した経済活動を可能とするものである。

私たち墨田区民は、より良い環境のもとに、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を持っている。さらに、より良い環境が与えてくれた恩恵を未来に引き継ぎ、環境に関する不断の学習と、これに取り組む人材の育成を行う責務を有している。

このような考え方のもと、環境行政の推進に当たっては、区、区民及び事業者等が協働し、より良い環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生に取り組めるよう、基本的施策を定め、その積極的な推進を図ることを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生について基本理念を定め、区、区民、事業者及び滞在者の責務を明らかにし、環境に係る施策の基本的事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における良好で安全かつ快適な環境を確保し、地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の共創 良好で安全かつ快適な環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の共創を図るうえで支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 区民 区内に在住し、在勤し、又は在学する個人をいう。
- (4) 事業者 区内において事業活動を行う団体及び個人をいう。
- (5) 滞在者 観光、仕事等で一時的に区内を訪れる個人をいう。

(基本理念)

第3条 環境の共創は、区民及び事業者が環境に関する十分な情報を知り、環境に係る施策の決定等に参画することを通じ、良好で安全かつ快適な環境のもとで生活する権利を実現できるように行われなければならない。

2 環境の共創は、すべての者が環境への負荷を与えていることを認識し、地域のコミュニティを生かしつつ、互いに協働し、配慮し合うことにより進められなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、環境への負荷の低減に努めるとともに、区の計画及び施策について区民及び事業者と協働して環境の共創を推進するという観点から総合的かつ計画的に定め、その推進体制を整備しなければならない。

2 区は、区民及び事業者が地域のコミュニティを生かしつつ、環境の共創に取り組むことができるよう、必要な支援を行うとともに、地域において環境の共創に関する活動を担う人材の育成に努めるものとする。

(区民及び事業者の責務)

第5条 区民及び事業者は、日常生活及び事業活動が環境への負荷を与えていていることを認識し、環境への配慮を行うとともに、身近な環境を常に見つめつつ、地域のコミュニティを生かし、環境の共創を図るように努めなければならない。

2 区民及び事業者は、環境の共創に必要な学習等に積極的に取り組み、区とともに、地域において環境の共創に関する活動を担う人材の育成に努めるものとする。

3 区民及び事業者は、区が実施する環境の共創に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(滞在者の責務)

第6条 滞在者は、区が実施する環境の共創に関する施策に協力することにより、人と地域に配慮し、環境への負荷の低減に努めるものとする。

第2章 区の環境の共創に関する総合的施策**(環境基本計画)**

第7条 区長は、環境の共創に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の共創に関する目標

(2) 環境の共創に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の共創に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 区長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、第16条第1項に規定する墨田区資源環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、必要があると認めるときは、環境基本計画の策定に関し、第20条第1項に規定するすみだ環境共創区民会議の意見を聞くことができる。

5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(区民及び事業者への支援)

第8条 区は、区民及び事業者が行う環境の共創に関する活動に対する適切な情報の提供に努めるほか、次に掲げる事項に対し支援を行うものとする。

(1) 区民及び事業者が行う環境の共創に関する活動

(2) 区民及び事業者に適切な指導及び助言を行うための専門的知識を有する者の派遣

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の共創に関する必要な事項

(環境学習の推進)

第9条 区は、区民及び事業者が環境の共創に関し理解を深め、自主的な活動を実践できるよう、学校教育、生涯学習等あらゆる場を活用し、積極的に環境学習の推進を図るものとする。

2 区民及び事業者は、環境の共創について理解を深めるとともに、正確な知識を修得し、環境の共創に関する活動を推進するために、積極的に環境学習に努めるものとする。

(大学等教育研究機関との連携)

第10条 区は、大学等教育研究機関と連携して、区民及び事業者の環境の共創に関する活動の促進について、指導し、又は助言する人材の育成に努めるものとする。





2 区、区民及び事業者は、環境の共創に向けた地域の課題を解決するため、大学等教育研究機関と共同して研究開発に努めるものとする。
(豊かな都市生活環境の維持、誘導的措置等)

第11条 区は、環境の共創に資する区民の健康で安全かつ快適な生活を実現するため、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動等による被害を防止し、豊かな都市生活環境の維持等に努めるものとする。

2 区は、区民及び事業者が環境の共創を図るための施設整備その他の適切な措置を行うよう誘導することに努めるものとする。

3 区は、環境の状況を的確に把握し、必要な監視、測定及び調査に努めるものとする。
(環境の共創に向けた適切な指導等)

第12条 区長は、必要と認めるときは、環境の共創に関し、関係者に対して説明若しくは報告を求め、又は必要な指導、助言若しくは勧告を行うことができる。

(自然環境の保全及び創出)

第13条 区は、区民の生活に潤いと安らぎを与える緑地や水辺の保全及び創出に努めるものとする。
(資源循環の促進)

第14条 区は、環境への負荷の低減を図るため、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 節水等資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の減量化の促進
- (2) 雨水の有効利用及び資源の循環的利用
- (3) 積極的な環境配慮型製品の購入
- (4) エネルギーの有効利用

2 区は、区民及び事業者による環境への負荷の低減を図るため、前項各号に掲げる事項についての施策を推進するとともに、区民及び事業者に対し適切な支援を行うものとする。

(地球環境の保全)

第15条 区は、地球温暖化防止等地球環境の保全のために必要となる施策の策定及び推進に努めなければならない。

2 区民及び事業者は、日常生活及び事業活動が地球環境の悪化につながる可能性があることを認識し、区と協働して、地球環境の保全に努めるものとする。

第3章 基本施策の推進体制

(資源環境審議会)

第16条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、墨田区資源環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の共創に関する基本的事項
- (3) 一般廃棄物の減量等及び資源の循環的利用に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 審議会は、環境の共創に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、学識経験を有する者、区議会議員、区民及び事業者その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する20人以内の委員で組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第17条 区は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携するよう努めるものとする。

(団体との連携)

第18条 区は、環境の共創に関する活動が促進されるように、区民及び事業者が組織する団体と連携するとともに、当該団体が自発的に行う活動に対し、必要に応じ支援を行うものとする。

(事業者が行う環境の共創の促進)

第19条 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、自主的に行う環境の共創に向けた方針の策定及び目標の設定並びにこれらの実施及び実施状況の点検等、環境配慮型の経営に資する仕組みづくりに努めるものとする。

2 区は、事業者が行う環境配慮型の経営に資する仕組みづくり及び環境配慮型製品の開発又は製造その他の環境の共創に資する事業活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(すみだ環境共創区民会議の設置)

第20条 区における環境の共創に関する施策を総合的に推進するため、すみだ環境共創区民会議（以下「区民会議」という。）を置く。

2 区民会議は、次に掲げる事項を行う。

(1) 環境基本計画のうち、区民及び事業者の活動と区の施策との整合性に関し協議すること。

(2) 環境の共創に関する実践活動を行うこと。

(3) 環境の共創の推進について、必要に応じ区長に意見を述べること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の共創の推進に当たっての重要な事項に関し協議すること。

(区民会議の組織及び運営)

第21条 区民会議は、公募による区民並びに環境団体、環境保全活動に実績のある区民及び事業者の中から区長が委嘱する者その他区長が必要と認める者25人以内で構成する。

2 区は、区民会議の円滑な運営のため、必要な資料の提出、関係者の出席その他必要な協力をを行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、区民会議の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第4章 雜則

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にあるすみだ環境区民会議は、第20条の規定により設置するすみだ環境共創区民会議とみなす。ただし、委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の墨田区環境審議会の設置に関し必要な手続、準備行為等は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

付 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日以降の墨田区資源環境審議会の設置に関し必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後のすみだ環境基本条例の規定の例により行うことができる。

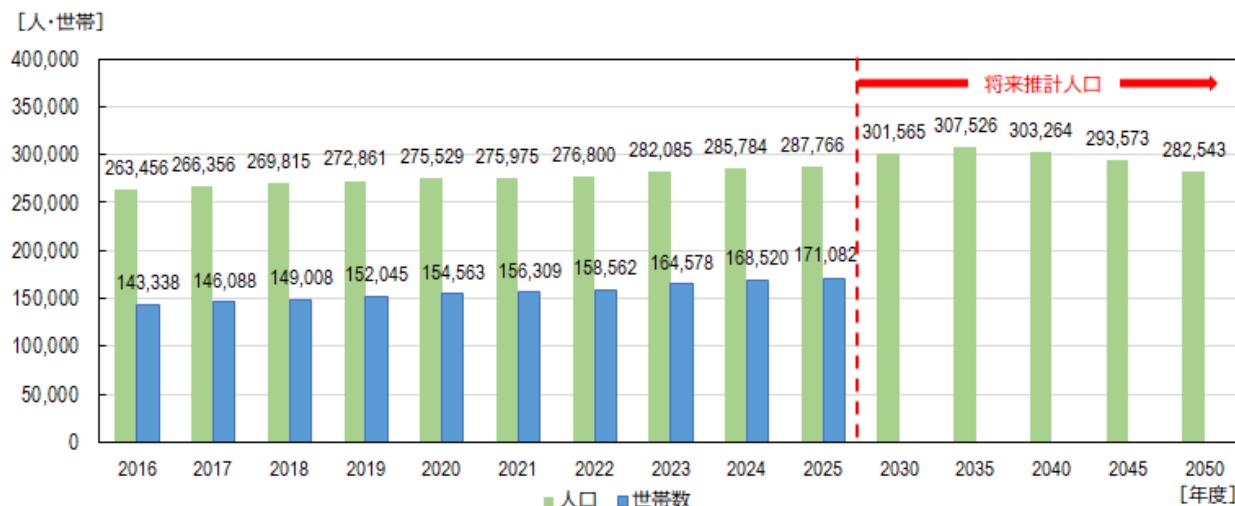


3 墨田区の地域概況

■ 人口

本区の人口及び世帯数は増加傾向にあり、2025（令和7）年4月1日現在、人口287,766人、世帯数171,082世帯となっています。

2024（令和6）年度に行った将来人口の推計では、2035（令和17）年にピークを迎え、307,526人となった後は減少に転じ、2050年には271,175人になると見込まれています。

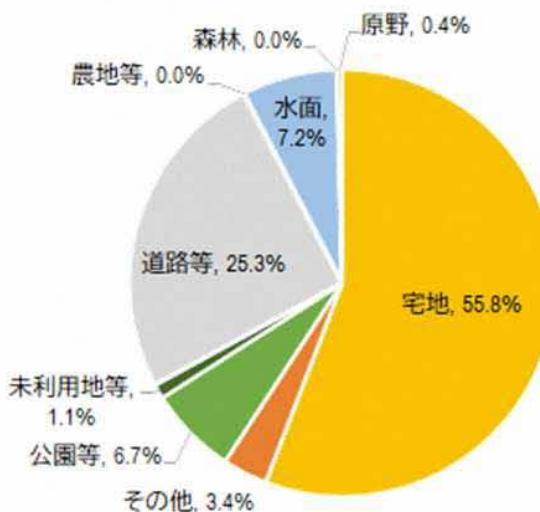


出典：墨田区住民基本台帳

■ 土地利用状況

本区の土地利用比率は、宅地が55.8%と最も多く、次いで道路等、水面となっており、特に道路等と水面は23区の中でも5番目に割合が多くなっています。

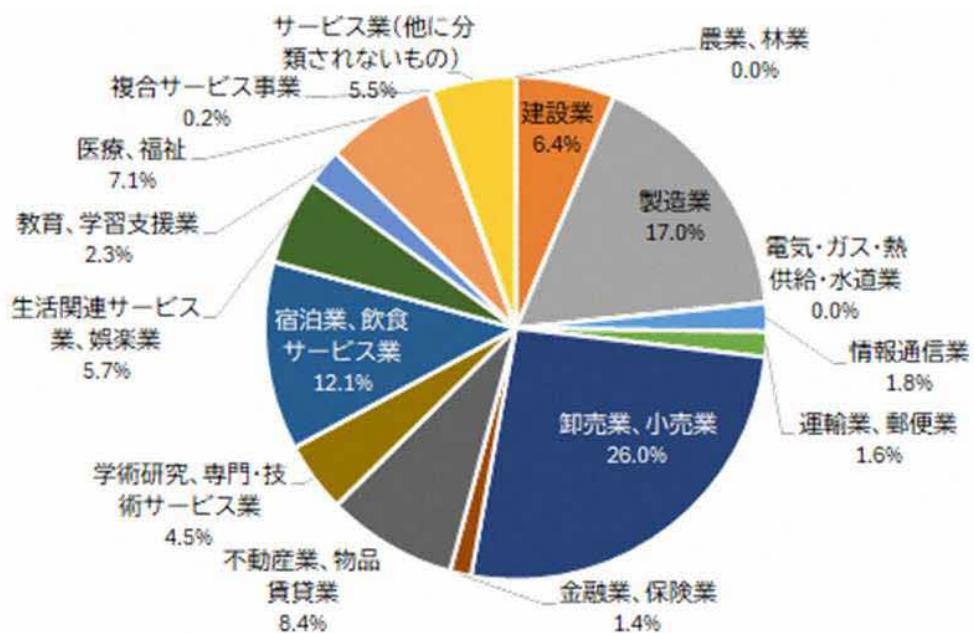
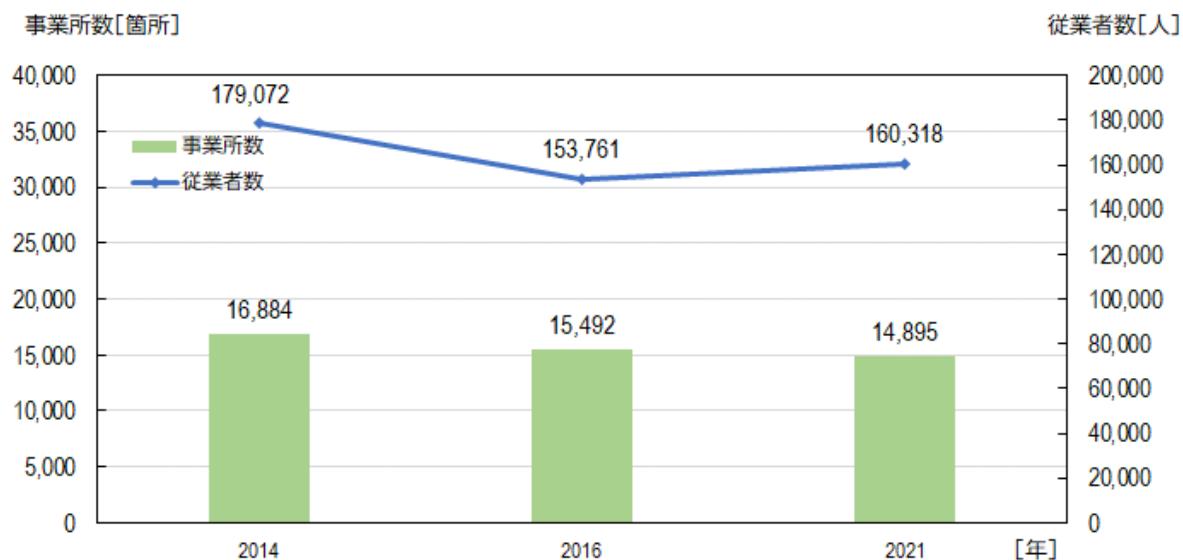
2023（令和5）年の住宅総数は約175,000戸ですが、その数は2003（平成15）年からの20年間でおよそ1.6倍に増加しており、住宅建設が一層急増しています。



出典：東京都の土地利用（令和3年東京都区部）

■ 産業

本区の2021（令和3）年の全事業所数は16,884箇所、従業者数は160,318人となっています。事業所数を産業分類別で見ると、卸売業、小売業が26.0%と最も多く、製造業が17.0%と続いています。



出典：経済センサス活動調査



4 温室効果ガス排出量の現状と削減見込量

(1) 対象とする温室効果ガスと部門

■ 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に基づき、以下の7物質とします。

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数*	用途・排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	化石燃料の燃焼など
メタン (CH ₄)	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	燃料の燃焼、工業プロセスなど
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs*)	1,430	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど
パーカルオロカーボン類 (PFCs*)	7,390	半導体の製造プロセスなど
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	22,800	電気の絶縁体など
三ふつ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体の製造プロセスなど

*二酸化炭素 (CO₂)「1」を基準として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したもの
例えば地球温暖化係数が「25」のメタン (CH₄) では、メタン 1 トン分の温室効果の強さが二酸化炭素 (CO₂) 25 トン分に相当します。

*HFCs と PFCs は複数の化合物の総称であり、それぞれ化合物によって異なる地球温暖化係数を持ちます。
表中の数値は代表的な化合物の値を示しています。

■ 対象とする部門

本計画は墨田区全域において、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門の5部門を対象とします。

部門	主な排出源
産業部門	農業、建設業、製造業
業務部門	産業部門、運輸部門に属さない企業・法人の事業活動
家庭部門	家庭内の電気、ガス、灯油等のエネルギー消費
運輸部門	個人や事業者の自動車利用、鉄道による輸送・運搬
廃棄物部門	石油から生成されたビニール、プラスチック合成繊維などの焼却

(2) 温室効果ガス排出量の算定方法等

■ 墨田区のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の基本データ

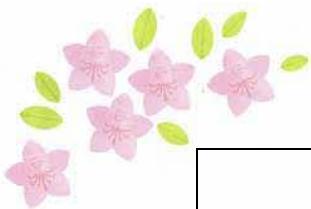
墨田区のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の実績値は、23区共通の算定方法である「オール東京62市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』による「温室効果ガス排出量（推計）算定結果」を用いています。

■ 墨田区の温室効果ガス排出量の将来予測方法（BAU推計値）

「基本目標1 ゼロカーボンシティすみだの実現」における温室効果ガス排出量削減目標の設定の際のBAU推計値の各部門の将来予測方法は以下の通りです。

温室効果ガス種別	部門	エネルギー消費量のBAU推計方法	温室効果ガス排出量のBAU推計方法
二酸化炭素	産業部門	農業	近年の傾向から横ばいのまま推移すると推計
		建設業	近年の活動量（新築着工床面積）の対前年度増加率の相乗平均と近年のエネルギー原単位（新築着工床面積当たりのエネルギー消費量）の対前年度増加率の相乗平均を用いて推計
		製造業	近年の活動量（製造品出荷額）の対前年度増加率の相乗平均と近年のエネルギー原単位（製造品出荷額当たりのエネルギー消費量）の対前年度増加率の相乗平均を用いて推計
	業務部門		近年の活動量（業務用床面積）の対前年度増加率の相乗平均と近年のエネルギー原単位（業務用床面積当たりのエネルギー消費量）の対前年度増加率の相乗平均を用いて推計
	家庭部門		近年の活動量（世帯数）の対前年度増加率の相乗平均と近年のエネルギー原単位（業務用床面積当たりのエネルギー消費量）の対前年度増加率の相乗平均を用いて推計 ※2036年度以降の世帯数は将来人口推計結果の人口の減少に伴い減少として推計
	運輸部門	自動車	近年の活動量（走行量）の対前年度増加率の相乗平均と近年



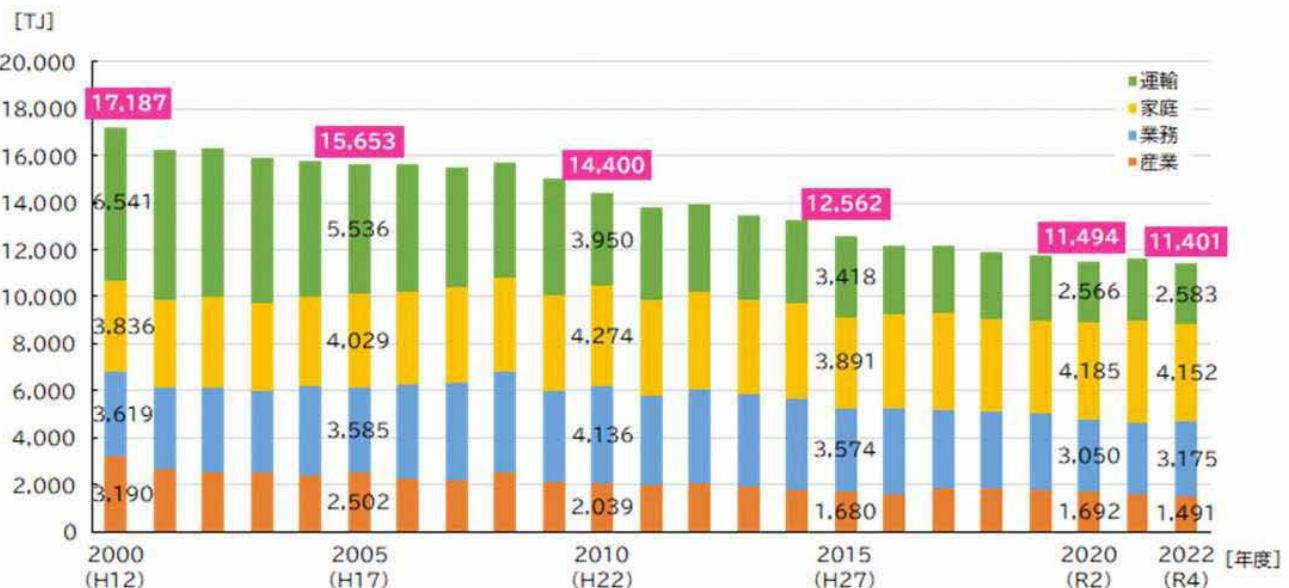


		のエネルギー原単位（業務用床面積当たりのエネルギー消費量）の対前年度増加率の相乗平均を用いて推計	左記の推計値に炭素集約度（各輸送手段のエネルギー消費量あたりのCO ₂ 排出量）を乗じて推計
	鉄道	近年の活動量（乗降者人員）の対前年度増加率の相乗平均と近年のエネルギー原単位（業務用床面積当たりのエネルギー消費量）の対前年度増加率の相乗平均を用いて推計	近年の活動量（焼却ごみ量あたりのCO ₂ 起源焼却ごみ量）の対前年度増加率の相乗平均と近年のCO ₂ 原単位（CO ₂ 起源焼却ごみ量あたりのCO ₂ 排出量） ※プラスチック資源回収に伴い、2024年度以降は活動量においてプラスチック資源回収量を控除
	廃棄物部門	—	近年の活動量（焼却ごみ量あたりのCO ₂ 起源焼却ごみ量）の対前年度増加率の相乗平均と近年のCO ₂ 原単位（CO ₂ 起源焼却ごみ量あたりのCO ₂ 排出量） ※プラスチック資源回収に伴い、2024年度以降は活動量においてプラスチック資源回収量を控除
その他ガス	—	—	【ハイドロフルオロカーボン類】 法規制強化の影響により2022年度に減少に転じたことから、2022実績レベルを維持すると予測し、推計 【その他】 近年の傾向から横ばいのまま推移すると予測し、推計
	—	—	

(3) エネルギー使用量・温室効果ガス排出量の現状

■ 部門別エネルギー消費量の推移

2008（平成20）年度以降、墨田区のエネルギー消費量は減少傾向で、2022（令和4）年度は、11,401TJとなっており、部門別に見ると運輸部門、業務部門、産業部門が減少しているのに対し、家庭部門は増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいで推移しています。

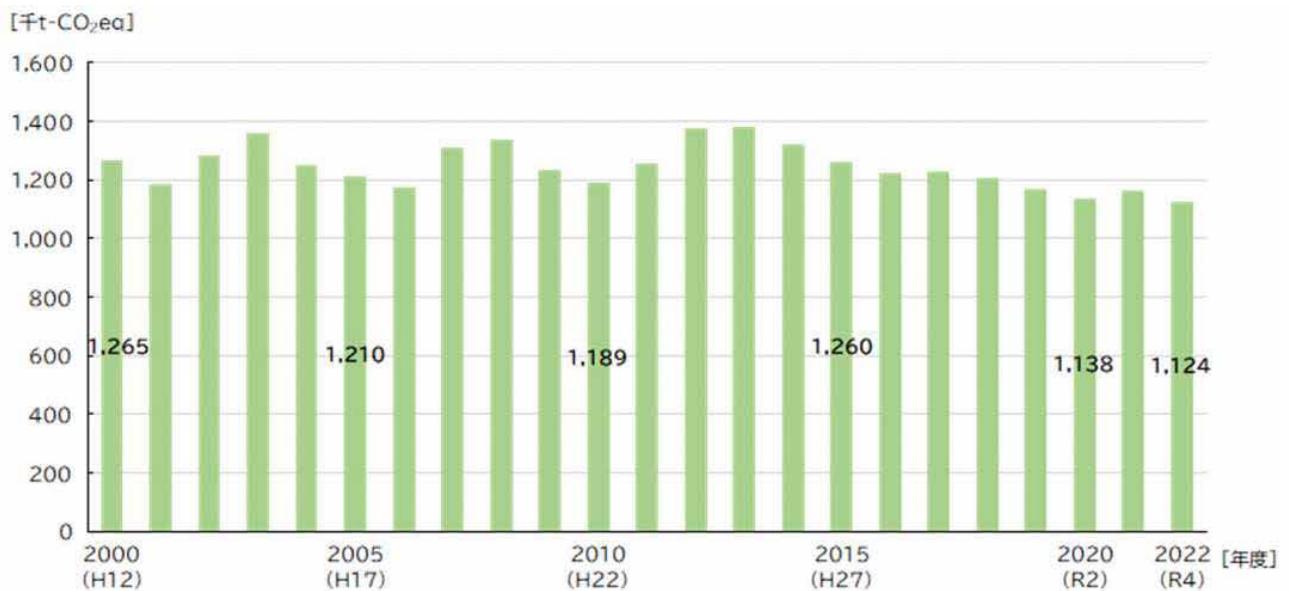


※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

■ 温室効果ガス排出量の推移

墨田区の温室効果ガス排出量は、2013（平成25）年度以降、減少傾向にあり、2022（令和4）年度は、1,124千t-CO₂eqと、2000（平成12）年度に比べて約11%減少しています。



※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

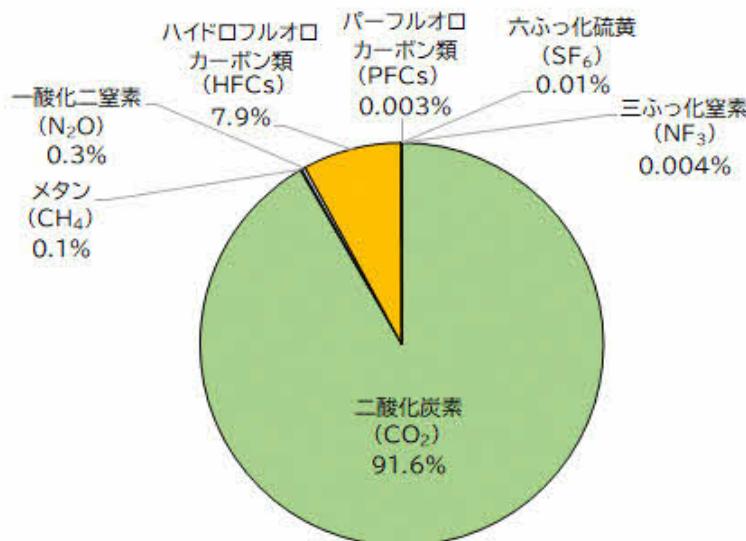
出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）





■ 温室効果ガス種別の状況

2022（令和4）年度に墨田区から排出された温室効果ガスの種類を見ると、CO₂が全体の91.6%を占めています。

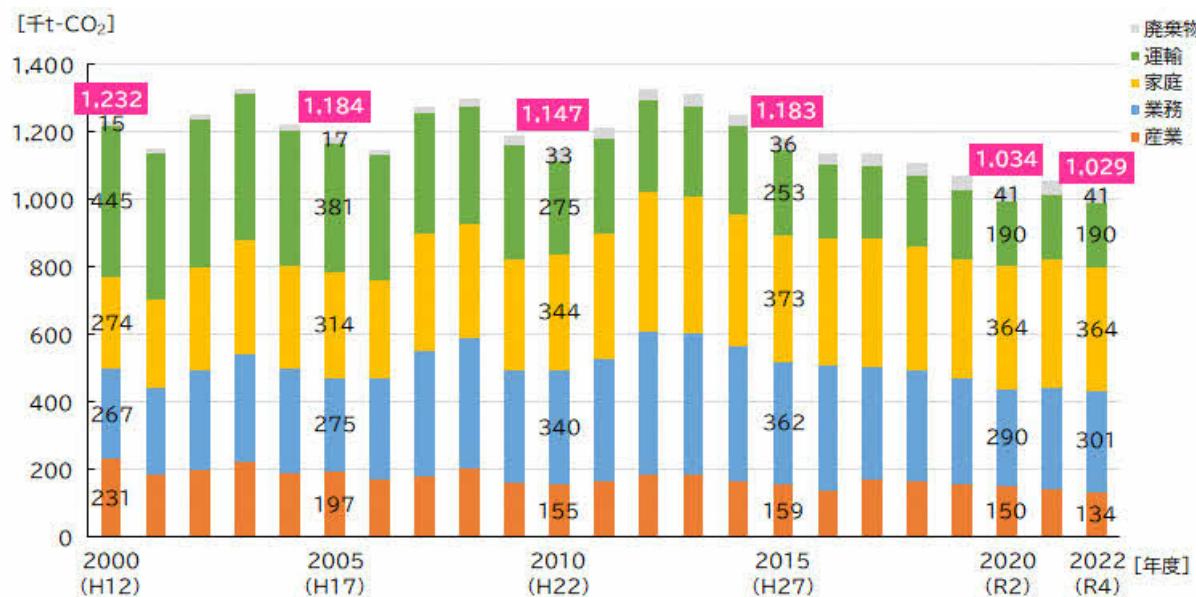


出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

■ 部門別 CO₂ 排出量の推移

温室効果ガスの91.6%を占めるCO₂の内訳を見ると、産業部門と運輸部門は2000（平成12）年度から減少傾向が見られている一方、業務部門と家庭部門は、2012（平成24）年度までは増加傾向にあり、その後は緩やかに減少し、直近ではほぼ横ばいとなっています。

2022（令和4）年度は、2000（平成12）年度に比べて、家庭部門が33%増加、業務部門が13%増加となっています。なお、廃棄物が2008（平成20）年度以降増加しているのは、廃プラスチック類のサーマルリサイクルの実施が主な要因です。

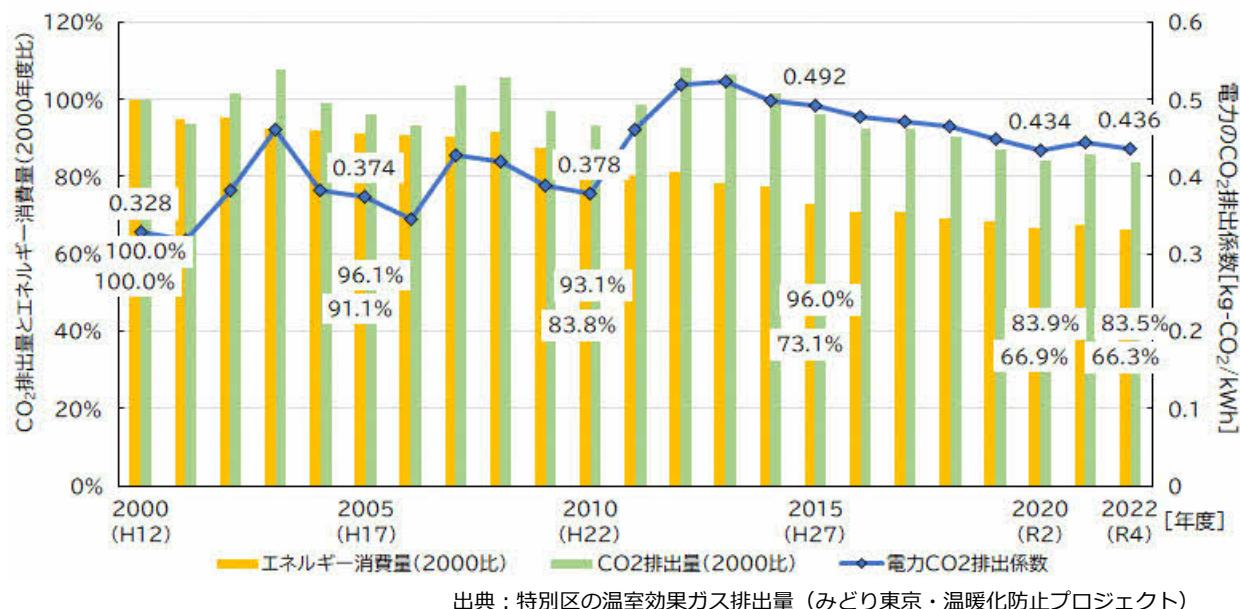


※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

電力のCO₂排出係数の推移

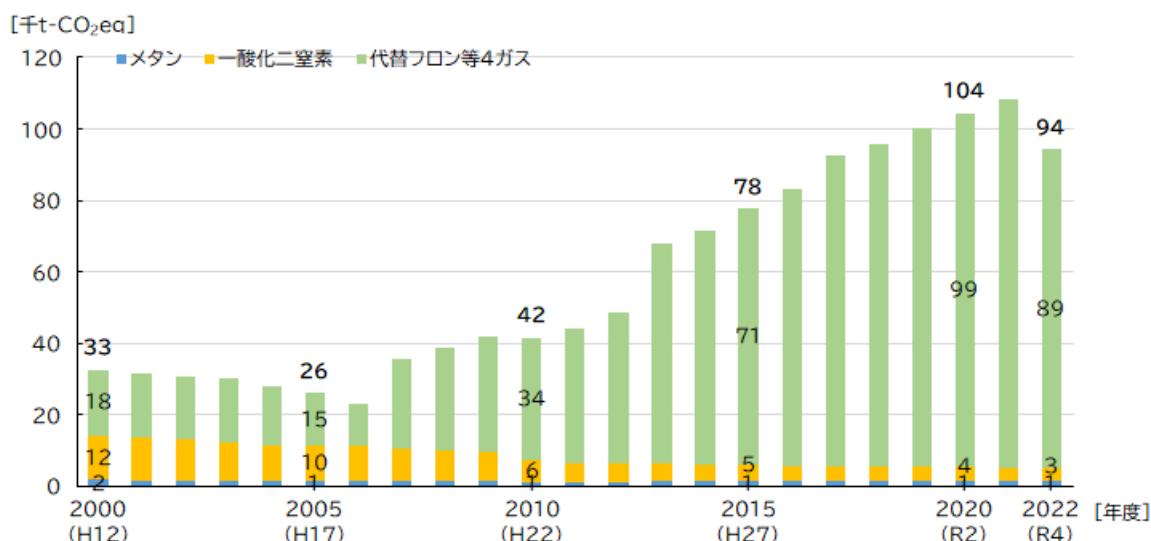
墨田区のエネルギー消費量は減少傾向にあります。CO₂排出量は、2011（平成23）年度から2012（平成24）年度に一度増加する等、エネルギー消費量とCO₂排出量の推移は異なっています。これは、電力のCO₂排出係数の変化が主な要因であり、2010（平成22）年度の東日本大震災以降、火力発電の占める割合が増加したため、電力のCO₂排出係数が上昇したことが影響しています。電力のCO₂排出係数は、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの割合が増加していることもあります。近年は低下する傾向にあります。



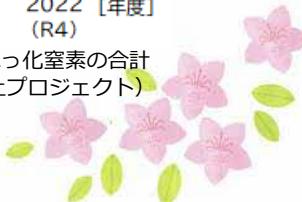
出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

CO₂以外の温室効果ガス排出量の推移

CO₂以外の温室効果ガス排出量は、2006（平成18）年度から2021（令和3）年度まで増加傾向が見られましたが、2020（令和2）年の法律改正によるフロン類の排出抑制の取組強化により、2022（令和4）年度は代替フロン等4ガスの排出量が減り、全体としても排出量が減っています。



※代替フロン等4ガス：ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素の合計
出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）





(4) 温室効果ガスとエネルギー消費量の削減見込量

2035年度までに温室効果ガス排出量を60%削減（2000年度比）するための、部門ごとの削減見込量は以下のとおりです。

■ 2035年度の削減見込量

● 温室効果ガス排出量の部門ごとの削減見込量 ●

単位：千t-CO₂eq

ガス種別/部門		2000年度 排出量 【基準値】	2035年度 排出量 【目標値】	基準値からの削減量					
				現状すう勢 (対策継続) 分	排出係数 改善分	対策強化分	内訳		
CO ₂	産業部門	231.4	41.9	-189.5	-140.7	-17.3	-31.6	-30.2	-1.4
	業務部門	266.8	77.4	-189.4	-45.8	-44.3	-99.3	-92.0	-7.3
	家庭部門	274.3	176.0	-98.3	89.4	-84.6	-103.0	-90.0	-13.0
	運輸部門	445.0	101.7	-343.3	-317.0	-9.0	-17.4	-15.4	-2.0
	廃棄物部門	14.8	27.0	12.2	30.6		-18.4	-15.4	-3.0
	計	1,232.3	424.0	-808.3	-383.4	-155.1	-269.7	-243.0	-26.7
その他ガス		32.6	82.0	49.4	61.7		-12.3	-12.3	0.0
合計		1,264.9	506.0	-847.6	-321.8	-155.1	-282.0	-255.3	-26.7

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

● エネルギー消費量の部門ごとの削減見込量 ●

単位：TJ

部門	2000年度 消費量 【基準値】	2035年度 消費量 【目標値】	基準値からの削減量						
			現状すう勢 (対策継続) 分	排出係数 改善分	対策強化分	内訳			
産業部門	3,190	666	-2,524	-2,180		-344	-328	-16	
業務部門	3,619	1,293	-2,326	-1,292		-1,034	-957	-77	
家庭部門	3,836	3,245	-591	317		-908	-760	-148	
運輸部門	6,541	1,432	-5,110	-4,884		-226	-200	-26	
合計	17,187	6,637	-10,550	-8,038		-2,512	-2,245	-267	

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

● 再生可能エネルギー（太陽光発電）導入目標 ●

再生可能 エネルギーの種類	導入形態	2024年度		2035年度目標（累計）	
		導入容量 (kW)	年間発電量 (MWh)	導入容量 (kW)	年間発電量 (MWh)
太陽光発電	産業・業務	1,113	1,426	4,451	5,706
	戸建て住宅	4,847	6,213	21,810	27,957
	集合住宅			26,460	33,919
	合計	5,959	7,639	52,721	67,582

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

※目標値の設定にあたっては、産業・業務用では2024年度の導入率4倍、戸建て住宅では4.5倍、集合住宅では導入率増加を想定しています。

■ 国や東京都との連携による削減見込量

国や東京都と連携した対策により、削減される見込みがあるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量は、以下のとおりです。

【削減見込量算出方法】

「地球温暖化対策計画」(2021(令和3)年10月22日閣議決定)における対策の削減量の根拠に基づき、国全体の削減見込量を国に対する墨田区の活動量指標等により按分し、墨田区の削減見込量を算出した。

$$\text{墨田区の削減見込量} = \text{国の削減見込量} \times \frac{\text{対策に係る活動量指標（墨田区）}}{\text{対策に係る活動量指標（国）}}$$

※小数点第3位以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

■ 産業部門

No.	対策区分	具体的な対策	排出削減見込量 [t-CO ₂] [2022年度⇒2035年度]
1	省エネ機器	高効率空調の導入	248.64
2	省エネ機器	高効率産業ヒートポンプの導入	2,034.19
3	省エネ機器	産業用照明の導入	2,860.26
4	省エネ機器	産業用モータ・インバーターの導入	9,196.86
5	省エネ機器	高性能ボイラーの導入	1,704.34
6	省エネ機器	コーディネーションの導入	3,962.68
7	省エネ機器	ハイブリッド建機等の導入	712.54
8	省エネ行動	複数業者間の連携による省エネルギーの取組の推進	303.03
9	省エネ機器	燃料転換の推進	819.73
10	省エネ建築	FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	2,340.33
11	省エネ建築	建築物の省エネルギー化（新築）	3,923.83
12	省エネ建築	建築物の省エネルギー化（改修）	1,379.17
13	省エネ建築	ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の脱炭素化（屋上緑化）	2.76
14	再生エネ導入	再生可能エネルギー発電設備の導入	712.30
合計			30,200.65





■ 業務部門

No.	対策区分	具体的な対策	排出削減見込量 [t-CO ₂] 【2022 年度⇒2035 年度】
1	省エネ機器	高効率空調の導入	986.17
2	省エネ機器	コーポレートガバナンスの導入	15,717.13
3	省エネ行動	複数業者間の連携による省エネエネルギーの取組の推進	1,201.90
4	省エネ機器	燃料転換の推進	3,251.29
5	省エネ建築	建築物の省エネ化（新築）	15,563.04
6	省エネ建築	建築物の省エネ化（改修）	5,470.18
7	省エネ建築	ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の脱炭素化（屋上緑化）	10.94
8	省エネ機器	業務用給湯器の導入	3,024.43
9	省エネ機器	高効率照明の導入	12,764.87
10	省エネ機器	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	19,302.98
11	省エネ建築	BEMSの活用、省エネ診断等を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	13,076.21
12	省エネ機器	物流施設の低炭素化の推進	145.24
13	省エネ行動	クールビズの実施徹底の促進	257.97
14	省エネ行動	ウォームビズの実施徹底の促進	102.30
15	再生エネ導入	再生可能エネルギー発電設備の導入	1,093.62
合計			91,968.27

■ 家庭部門

No.	対策区分	具体的な対策	排出削減見込量 [t-CO ₂] 【2022 年度⇒2035 年度】
1	省エネ住宅	新築住宅における省エネ基準適合の推進 ※住宅の省エネ化（新築）	12,248.58
2	省エネ住宅	既存住宅の断熱改修の推進 ※住宅の省エネ化（改修）	4,405.54
3	省エネ機器	高効率給湯機の導入	17,385.09
4	省エネ機器	高効率照明の導入	11,418.84
5	省エネ機器	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	8,917.76
6	省エネ住宅	HEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネ情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	11,195.60
7	省エネ行動	クールビズの実施徹底の促進	150.14
8	省エネ行動	ウォームビズの実施徹底の促進	695.40

9	省エネ行動	家庭工コ診断	94.83
10	再エネ導入	再生可能エネルギー発電設備の導入	23,489.87
合計			90,001,66

■ 運輸部門

No.	対策区分	具体的な対策	排出削減見込量 [t-CO ₂] 【2022 年度⇒2035 年度】
1	省エネ機器	次世代自動車の普及、燃費改善	7,606.49
2	省エネ機器	高度道路交通システム（ITS）の推進（信号機の集中制御化）	49.34
3	省エネ機器	交通安全施設の整備（信号機の改良・プロファイアル（ハイブリッド化）	26.12
4	省エネ機器	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	29.31
5	省エネ行動	公共交通機関の利用促進	1,784.21
6	省エネ運用	地域公共交通利便増進事業を通じた路線効率化	25.22
7	省エネ行動	自転車の利用促進	81.27
8	省エネ運用	トラック輸送の効率化	3,424.91
9	省エネ運用	共同輸配送の推進	9.58
10	省エネ行動	宅配便再配達の削減の促進	4.93
11	省エネ機器	ドローン物流の社会実装	18.87
12	省エネ行動	エコドライブ	1,831.46
13	省エネ行動	カーシェアリング	536.96
合計			15,428.67

■ 廃棄物部門

No.	対策区分	具体的な対策	排出削減見込量 [t-CO ₂] 【2022 年度⇒2035 年度】
1	省エネ行動	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	99.02
2	省エネ行動	バイオマスプラスチック類の普及	3,337.94
3	省エネ行動	廃棄物焼却量の削減	10,221.44
4	省エネ行動	廃油のリサイクルの促進	1,117.97
5	省エネ行動	食品ロス対策	632.45
合計			15,408.82





■ その他ガス

No.	対策区分	具体的な対策	排出削減見込量 [t-CO ₂] 【2022 年度⇒2035 年度】
1	フロン対策	ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進	2,888.96
2	フロン対策	業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止	5,070.51
3	フロン対策	業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進	3,985.66
4	フロン対策	廃家庭用エアコンのフロン類の回収・適正処理	344.85
合計			12,289.98

5 用語集

【あ行】

ウェルビーイング

世界保健機関（WHO）が1946年設立時にWHO憲章において「健康」を定義づける言葉として使われたのが始まりとされている。

近年、国も満足度・生活の質を表す指標として導入を進めており、環境分野でも「第六次環境基本計画」の中でウェルビーイング（高い生活の質）の実現を目指すことを示している。（P24コラムも参照）

エコチューニング

脱炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコチューニングにおける運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

エコドライブ

不要なアイドリングや空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめる、余分な荷物を載せないなど、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用で、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につながる取組。

エコロジカルネットワーク

生きものが生息・生育する様々な空間（緑地・水辺等）がつながる生態系ネットワークのこと。（P58コラムも参照）

温室効果ガス

大気中のCO₂やメタン(CH₄)などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC_S)、パーフルオロカーボン類(PFC_S)、六ふつ化硫黄(SF₆)、三ふつ化窒素(NF₃)の7種類としている。

【か行】

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

カーボンクレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量をクレジットとして取引すること。制度としては国がクレジット認証するJ-クレジットがある。

カーボンニュートラル

CO₂を始めとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。ゼロカーボン、ゼロエミッションということもある。（P8コラムも参照）

海洋プラスチックごみ

ポイ捨てや屋外に放置されたプラスチックごみが、雨や風に流され河川などを経由して海域に流出し、海岸や海底にたまつたり、水中を浮遊しているごみのこと。生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。

海域に流出したプラスチックは、マイクロプラスチックと呼ばれる微細片となり、漂流の過程で汚染物質が表面に吸着することから、有害な化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系への影響が懸念されている。

外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。

外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものなどを「侵略的外来種」と呼ぶ。平成27（2015）年3月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が策定され、日本及び



海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。(P59 コラムも参照)

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことと、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる CO₂などが発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源である。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。大気、水、土壤、騒音の「維持されることが望ましい基準」であり行政上の目標として定められるもの。

環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。令和 6 (2024) 年に第六次計画が閣議決定された。

「第六次環境基本計画」は第五次環境基本計画の「循環共生型社会」の考え方を継承しつつ、環境保全を通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現を目指し、地域循環共生圏の構築による新たな成長などを掲げている。

環境基本法

環境の保全の基本理念、各主体の責務、基本的施策、組織などを定めた法律。環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるもの。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減し（または植林などによって吸収量を増加させる）気候変動を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

気候変動

地球全体の気温、降水量、気象パターンなどの長期的な変化のこと。気候変動の影響は、農業、水環境、自然生態系、自然災害、人間の健康など、多岐にわたる分野に及び、特に、近年は極端な大雨や猛暑などの異常気象が世界各地で頻発しており、その影響が深刻化している。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として平成 30 (2018) 年に制定された法律。

気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供、熱中症対策の推進等気候変動適応を推進し、国民の健康や生活の確保に寄与することを目的としている。

クーリングシェルター

熱中症対策強化のため、冷房施設を有する施設をクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）として指定し、だれでも気軽に暑さをしのぐために利用できる場所や施設のこと。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能（生きものの生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災などの多様な効果を得ようとする考え方及びその取組のこと。

グリーン電力証書

自然エネルギー等で発電された電力の環境価値 (CO₂ 削減など) を「証書」として取りること。グリーン電力証書を活用することで、再生可能エネルギーを直接利用せずに、その環境価値を活用し、省エネや環境保全に貢献できる。

コージェネレーションシステム

コージェネレーション（熱電併給）は、天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用することで省エネ効果が高くなるシステム。コジェネとも略する。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどの再生可能エネルギー源を利用

することにより生じるエネルギーの総称。永続的に利用でき、温室効果ガスを発生させない。

次世代自動車

運輸部門からのCO₂削減のため、電気自動車（EV）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル車等を「次世代自動車」として国が定めている。「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」で2035年までに乗用車の新車販売で電動車（EV、FCV、PHEV、HV）100%を実現する目標を掲げている。

自然共生社会

「自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会をつくる」を理念とし、豊かな生物多様性に支えられた健全な生態系が確保され、その恵みを持続可能に利用することにより、生物多様性の回復と事業活動の両立が確保された、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

自然再興（ネイチャーポジティブ）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。ネイチャーポジティブの実現には、自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革が必要であり、多様な主体による取組や参画も重要視されている。

持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）極度の貧困と飢餓の撲滅など、2015年までに達成すべき開発分野における国際社会共通の8つの目標）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

SDGsの17のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っている。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12（2000）年に制定された、循環型社会形成推進基本法で定義されている。

循環型社会形成推進基本法

平成12（2000）年に制定された、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処分を通じて、資源の循環的利用を促進し、環境負荷の低減を目指すことを目的とした法律。処理の優先順位（発生抑制→再使用→再生利用→熱回収→適正処分）を初めて法定化し、循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割を明確化している。

循環経済（サーキュラーエコノミー）

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。

自立分散型エネルギー

地域や建物単位でエネルギーを自給自足する仕組みで、太陽光や風力等の再生可能エネルギーや蓄電池を活用し、エネルギーの地産地消を実現するもの。大規模停電時でも電力供給が可能で、災害時のレジリエンス向上に寄与する。

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壤動物などあらゆる生物と、水、空気、土壤などの



非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。特有の個性を持つ様々な生きものが、様々な異なる環境の中で、互いの個性を活かしながら直接的・間接的につながり、支えあっていることで、たくさんの種類の生きものがいるだけではなく、様々な環境があること、そして同じ種類の生きものの中でも様々な遺伝子があることとされている。

生物多様性条約など一般には、

- ・様々な生物の相互作用から構成される
様々な生態系の存在 = 生態系の多様性
- ・様々な生物種が存在する = 種の多様性
- ・種は同じでも、持っている遺伝子が異なる = 遺伝子の多様性

という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性基本法

平成20(2008)年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則、各主体の責務、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

【た行】

太陽光発電

太陽の光エネルギーを太陽電池により直接電気に変換する発電方法のこと。

脱炭素（社会）

地球温暖化の原因となるCO₂を始めとする温室効果ガスをなくして「ゼロ」にすること。また、それをを目指す社会のこと。

脱炭素経営

事業所から排出される温室効果ガスを実質ゼロに近づけ、カーボンニュートラルを目指すこと。国内外において、事業者の格付けや投資家及び消費者からの信用・支援の基準としても注目されており、これらは大企業のみでなく、サプライチェーン全体として取り組むことが必要とされている。

地域冷暖房

一定地域の建物群に熱源システム(熱源プラント)で製造した冷水や温水、蒸気を地

域導管を通じて供給し、冷房や暖房、給湯を行うシステム。エネルギーの効率的利用やCO₂排出量削減等が期待できる。

地球温暖化

地球の気候系の平均気温が長期的に上昇する気象現象のこと。自然のサイクルの自然変動と、人為起源によるものがある。20世紀半ば以降の温暖化は人為起源の温室効果ガスが主な原因とされている。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的な事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された「京都議定書」を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律で平成10(1998)年に公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献を目的としている。

適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減の中長期的施策がある。

デコ活

CO₂を減らす(DE) 脱炭素(Decarbonization)と、環境に良い(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。(P46 コラム参照)

デング熱

熱帯・亜熱帯に生息するデングウイルスを持った蚊に刺されることによって生じる感染症の一種。発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛や皮膚の発疹などが主な症状。地球温暖化が進むことにより、日本国内でも流行することが懸念されている。

【な行】**熱中症特別警戒アラート**

熱中症の危険性に対する「気づき」を促すことを目的として、気象庁と環境省が共同で発表する情報。

【は行】**バイオマス発電**

動植物から生まれた再生可能な有機性資源を「直接燃焼」したり「ガス化」するなどして発電すること。バイオマスには家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがらなどがある。

パリ協定

平成27(2015)年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ2℃よりも十分低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

フードドライブ

家庭や事業所などで余った食品を集めて、フードバンクや福祉団体などに寄付する活動のこと。(本区では家庭から出たもののみ持ち込み可能)

ペロブスカイト(太陽電池)

ペロブスカイト結晶構造(一般式:ABX₃)を持つ化合物を発電層に持つもので、軽くて柔軟であるため、従来のシリコン系太陽電池では重量や厚み等により設置できなかったビルの壁面や耐荷重の小さな屋根等の場所にも設置ができるようになるとして期待されている。次世代型ソーラーセルということもある。

【ま行】**マイ・タイムライン**

住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風などの接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に

整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

【ら行】**レジリエント**

もともとの意味は「弾力」や「回復」といった意味。転じて、困難や脅威に直面している状況への適応力や回復力という意味で用いられる。防災や環境の分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さ、といった意味で使われている。

【英数】**2R(ツーアール)**

ごみを減らすための環境配慮行動の総称である3R(スリーアール)(Reduce(リデュース:ごみを減らす)、Reuse(リユース:繰り返し使う)、Recycle(リサイクル:再資源化する))のうち、より重要度が高いReduceとReuseの取組のこと。

BOD(ビーオーディー)

生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand)の略称で、水中の有機物が好気性微生物(バクテリア・プランクトン)によって分解される際に消費される酸素の量であり、水中の有機物による水質汚濁の目安となる。

COP(コップ)

締約国会議(Conference of the Parties)の略称で、環境問題に限らず、多くの国際条約で、加盟国の最高決定機関として設置されている。国連気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じてCOPの後に数字が入る。

GX(ジーエックス)

Green Transformation(グリーントランسفォーメーション)の略称で、化石燃料に頼らず、太陽光や水素など自然環境に負荷の少ないエネルギーの活用を進めることでCO₂排出量を減らそう、また、こうした活動を経済成長の機会にするために世の中全体を変革していくという取組。

Renewable(リニューアブル)

「再生可能な」という意味。再生不可能な資源から再生可能資源に置き換えて持続可



能性を高めること。廃棄物になる前の素材の段階から改善しようとする取組のこと。

V2H (ブイツーエイチ)・V2B (ブイツービー)

電気自動車 (EV) に蓄えた電力を家庭や事業所で利用するシステムのこと。V2H (Vehicle to Home の略称) は家庭用、V2B (Vehicle to Building の略称) は業務用ビルなどである。

利用するためには V2H、V2B 対応の電気自動車、電気自動車に蓄電している直流電力を家庭で使用可能な交流電力に変換する EV 用パワーコンディショナーが必要となる。